

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

豊中市強靱化地域計画に関する施策に係る
財務事務の執行について

豊中市包括外部監査人
公認会計士 木下 哲

目次

第1 外部監査の概要	5
1. 外部監査の種類.....	5
2. 選定した特定の事件(テーマ).....	5
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由.....	5
4. 監査対象年度.....	5
5. 監査の方法.....	6
6. 監査の実施期間.....	12
7. 補助者.....	12
8. 利害関係.....	12
第2 監査対象の概要	13
1. 国土強靱化基本法の概要.....	13
2. 豊中市強靱化地域計画の概要.....	18
第3 監査の総括	30
1. 豊中市強靱化地域計画について(経営計画課).....	30
2. 共通して発生する事項への対応について(監査の意見)(行政総務課).....	35
3. 監査の結果及び意見の一覧.....	36
第4 監査の結果及び意見	41
I 危機管理課.....	41
1. 自主防災体制推進事業.....	41
2. 避難関連事業.....	49
3. 備蓄物資整備・管理事業.....	57
4. 風水害対策.....	61
5. 防災対策関連システムの運用.....	65
6. 防災無線運用事業.....	70
7. 危機管理課の委託契約における共通事項.....	74
II 市民協働部.....	76
1. 地域自治システムの運用(コミュニティ政策課).....	76
III 福祉部.....	83
1. 社会福祉協議会事業補助(地域共生課).....	83
IV 都市計画推進部.....	89
1. 耐震補助事業(建築審査課).....	89
2. 都市計画調整事業(都市計画課).....	94
3. 庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業(都市整備課).....	97
4. 千里中央地区再整備(都市整備課).....	101

5. 市街地再開発(庄内・豊南)(都市整備課)	106
6. 空き家対策事業(住宅課)	109
V 都市基盤部	113
1. 維持補修事業(基盤保全課・契約検査課)	113
2. 放置自転車等防止事業(交通政策課)	116
3. 民間駐輪場整備助成事業(交通政策課)	121
4. 横断歩道橋改修事業(基盤整備課)	124
5. 道路橋長寿命化事業(基盤整備課・契約検査課)	128
6. 生活道路舗装事業(基盤保全課・契約検査課)	133
7. 一般交通安全施設整備事業(基盤保全課・契約検査課)	137
8. 自転車通行空間整備事業(基盤整備課・契約検査課)	139
VI 上下水道局	144
1. 配水管増補改良事業(総務課・水道建設課・契約検査課)	144
2. 施設整備事業費(総務課・浄水課)	151
3. 管渠築造費及び庄内終末処理場建設費(下水道建設課・下水道施設課・ 契約検査課)	154
VII 消防局	162
1. 消防指令業務の共同運用(消防指令センター)	162
2. 消防庁舎施設管理(消防総務課)	167

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書中の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の内訳の合計額と総額等とが一致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 数値等の出所

報告書に記載する数値・表記等は、原則として豊中市が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いており、その場合には、原則として数値等の出所は記載していないが、明示することが望ましいと判断した場合には、その出所を記載している。また、豊中市が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたものについては、その出所を記載している。

加えて、監査人が独自に集計等を行い作成したものについては、その旨を併せて記載している。

3. 年表示の取扱いについて

年表示については、原則、元号により表示しているが、各種計画等における目標年度等のように比較等の点から有用と判断した場合には、()書きにて西暦を併記している。なお、図表等を引用している場合には、引用元の図表等が作成された時点における元号表示に従っているものがある。

(例)平成 39 年度(2027 年度)等

4. 監査の結果及び意見

監査の結論については、指摘事項ごとに「監査の結果」と「監査の意見」とに分け、その旨を明示している。

監査の結果	法令、条例及び規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の意見	監査の結果以外で、改善・検討を求める事項

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

豊中市強靱化地域計画に関する施策に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

我が国は、自然的条件から地震、台風、豪雨、土砂災害等による災害が発生しやすく、豊中市においても、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震及び平成 30 年 9 月の台風 21 号を始めとして、大きな人的・物的被害が発生している。

一方、地方公共団体によるまちづくりは、暮らしやすさや都市の魅力等を充実・向上させるとともに、住民が安心・安全に暮らすための基盤を形づくる重要な施策であり、豊中市においては、過去の災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ推進していくために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)第 13 条の規定に基づく「豊中市強靱化地域計画」を令和 2 年 3 月に策定している。

大規模自然災害への対策はまちづくりを進める上で重要性の高いものであるが、将来への備えであることから、具体的な取組みは、目標とする水準やその充足時期などの設定により、大きな影響を受ける特性を有している。このため、「豊中市強靱化地域計画」に関する施策に係る事務を対象とし、限られた財源の中で、適正かつ経済性・有効性・効率性を踏まえた対応がなされているか監査を行うことは、豊中市の今後の行財政運営にとって有用なものと判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査対象年度

令和 3 年度の執行分

必要に応じて、令和 2 年度以前及び令和 4 年度についても対象とした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

監査対象とした事業については、豊中市強靱化地域計画との関係から適切な目標管理が行われているか留意し、各事業の合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

[監査の視点]

- ・豊中市強靱化地域計画に関連する施策に係る財務事務の執行が、関連する法令並びに豊中市の条例及び規則等に従い、適切に行われているか。特に、内部統制の観点から、適切に行われているか。
- ・豊中市強靱化地域計画に関連する施策に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ・豊中市強靱化地域計画に関連する施策に係る財務事務について、豊中市強靱化地域計画との整合性が取れ、適切な目標管理が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・豊中市強靱化地域計画に示されている「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対応するための取組み」に対応する事業を把握し、監査対象事業を選定する。
- ・監査対象事業の目的及び概要を担当部署より説明を聴取し把握する。
- ・関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・必要と判断した施設等について現地調査を実施する。
- ・監査対象事業について、豊中市強靱化地域計画との関係から適切な目標管理が行われているか確認する。

(3) 監査の対象

① 監査対象事業

豊中市強靱化地域計画においては、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対応するための取組みが部署ごとに示されているが、具体的に、どの事業(予算上の細事業)が該当するか明確にはされていない。このため、まずはこれを把握した上で金額的な重要性等を勘案し、具体的な対象事業を選定した。

なお、上下水道局は地方公営企業法の全部適用事業であり、予算上、一般会計とは異なる事業設定がされているため、取組みが含まれる費目を監査対象とした。

監査対象とした事業は以下のとおりである。

ア. 危機管理課

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款) 消防費	自主防災体制推進事業	危機管理課	3,300 千円
2	(項) 消防費	地域防災計画関連事業		4,730 千円
3	(目) 災害対策費	避難関連事業		8,986 千円
4		備蓄物資整備・管理事業		48,322 千円
5		風水害対策		30,285 千円
6		防災対策関連システムの運用		8,278 千円
7		防災無線運用事業		21,643 千円

イ. 市民協働部

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	地域自治システムの運用	コミュニティ政策課	14,206 千円

ウ. 福祉部

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉対策費	社会福祉協議会事業補助	地域共生課	291,068 千円

エ. 都市計画推進部(一般会計)

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款) 土木費	違反建築物等指導業務	建築安全課	526 千円
2	(項) 建築管理費	耐震診断・改修促進事業	建築審査課	2,742 千円
3	(目) 建築開発指導費	耐震補助事業		24,283 千円

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
4	(款)土木費	地区計画等推進事業	都市計画課	201 千円
5	(項)都市計画費	都市計画調整事業		15,207 千円
6	(目)都市計画総務費	千里中央地区再整備	都市整備課	9,715 千円
7	(款)土木費 (項)都市計画費 (目)都市再開発	市街地再開発(庄内・豊南)		8,069 千円
8	(款)土木費 (項)都市計画費 (目)都市再開発事業費	庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業		127,745 千円
9	(款)土木費 (項)住宅費 (目)住宅企画費	空き家対策事業	住宅課	377 千円

才. 都市計画推進部(公共用地先行取得事業特別会計)

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款)公共用地先行取得費 (項)公共用地先行取得費 (目)公共用地先行取得事業費	公共用地先行取得事業	都市整備課	24,509 千円

カ. 都市基盤部

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款)土木費 (項)道路橋梁費 (目)道路橋梁維持費	維持補修事業	基盤保全課	554,775 千円
2		維持補修事業	維持修繕課	70,954 千円
3		放置自転車等保管返還管理システムの運用	交通政策課	2,967 千円
4		放置自転車等防止事業		53,915 千円
5	(款)土木費 (項)道路橋梁費 (目)道路橋梁新設改良費	横断歩道橋改修事業	基盤整備課	75,354 千円
6		千里地区歩路橋改修事業		212,361 千円
7		道路橋長寿命化事業		108,820 千円
8		利倉橋整備事業		211,077 千円
9		北新田橋整備事業		30,870 千円
10		大阪音楽大学周辺整備事業		25,518 千円
11		水路敷道路化整備事業		47,256 千円
12	(款)土木費	生活道路舗装事業	基盤保全課	101,823 千円
13	(項)道路橋梁費	主要道路舗装事業		129,441 千円
14	(目)道路舗装事業費	路面下空洞調査事業		12,282 千円
15	(款)土木費	民間駐輪場整備助成事業	交通政策課	— 千円
16	(項)道路橋梁費	一般交通安全施設整備事業	基盤保全課	56,650 千円
17	(目)交通安全施設整備費	歩道改良整備事業	基盤整備課	87,863 千円
18		自転車通行空間整備事業		51,729 千円
19	(款)土木費	穂積菰江線整備事業	基盤整備課	64,981 千円
20	(項)都市計画費 (目)街路事業費	服部天神駅前広場整備事業		20,496 千円

キ. 上下水道局(水道事業会計)

No.	関連事業	款項目	所管部署	令和3年度 決算額
1	・耐震性の高い 水道管路の敷 設 ・重要給水施設 への配水ルート の耐震化	(款)建設改良費 (項)配水管増補改良事業費 (目)委託料、工事請負費等	水道建設課	1,797,433 千円
2	・配水小ブロック 化の推進	(款)建設改良費 (項)施設整備事業費 (目)工事請負費	浄水課	41,800 千円

(注)いずれも資本的支出である。

ク. 上下水道局(下水道事業会計)

No.	関連事業	款項目	所管部署	令和3年度 決算額
1	・下水道施設の 維持管理・更 新、耐震化	(款)建設改良費 (項)管渠築造費 (目)委託料、工事請負費等	下水道建設課 下水道施設課	【下水道管路分】 952,475 千円 【ポンプ場分】 906,340 千円
		(款)建設改良費 (項)庄内終末処理場建設費 (目)委託料、工事請負費	下水道建設課 下水道施設課	921,230 千円
2	・10年確率降雨 (51.1mm/h)対 応を旨とした 雨水管等の整 備	(款)建設改良費 (項)管渠築造費 (目)委託料、工事請負費等	下水道建設課	731,368 千円

No.	関連事業	款項目	所管部署	令和3年度 決算額
3	・下水処理場、ポンプ場の耐水化	(款)建設改良費 (項)庄内終末処理場建設費 (目)委託料	下水道施設課	【庄内下水分】 12,078 千円
		(款)建設改良費 (項)管渠築造費 (目)委託料		【ポンプ場分】 13,221 千円

(注)いずれも資本的支出である。

ケ. 消防局

No.	款項目	細事業	所管部署	令和3年度 決算額
1	(款)消防費 (項)消防費 (目)常備消防費	救急救命士の養成	消防総務課	7,173 千円
2		メディカルコントロール体制の充実	救急救命課	4,952 千円
3		消防救急無線機の管理	消防指令センター	28,664 千円
4		消防資機材の整備	警防課	19,833 千円
5		消防指令業務の共同運用	消防指令センター	234,255 千円
6		消防庁舎施設管理	消防総務課	73,307 千円
7	(款)消防費 (項)消防費	消防車両の更新整備	警防課	38,496 千円
8	(目)消防施設整備費	耐震性貯水槽の整備		44,870 千円

② 対象部署

資料閲覧及びヒアリング等の対象とした主な部署は、以下のとおりである。

- ・危機管理課
- ・総務部 契約検査課
- ・都市経営部 経営計画課
- ・市民協働部 コミュニティ推進課
- ・福祉部 地域共生課

- ・都市計画推進部 住宅課、都市計画課、都市整備課、建築審査課、
建築安全課
- ・都市基盤部 交通政策課、基盤整備課、基盤保全課、維持修繕課
- ・上下水道局 水道建設課、浄水課、下水道建設課、下水道施設課
- ・消防局 消防総務課、警防課、救急救命課、消防指令センター

③ 現地調査

現地調査を実施した施設は以下のとおりである。

現地調査対象施設	主な関連事業(細事業)
中央防災倉庫	備蓄物資整備・管理事業

6. 監査の実施期間

令和4年6月15日から令和5年2月13日まで

7. 補助者

公認会計士	石崎一登
公認会計士	加藤 聡
公認会計士	橘高英治
公認会計士	小森泰邦
公認会計士	柳原匠巳
公認会計士	山崎愛子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 国土強靱化基本法の概要

(1) 国土強靱化基本法の基本理念等

国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していこうとするものである。

国においては、平成 23 年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成 25 年 12 月に国土強靱化基本法が公布、施行されている。

国土強靱化基本法においては、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であるとともに、国際競争力向上に資するものとされ、現状の評価を行うこと等を通じて、国土強靱化に関する施策を適切に策定し、これを国の計画等に定めること等により行うことが求められている。

[国土強靱化基本法の基本理念]

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

[国土強靱化基本法の基本方針]

- 人命の保護が最大限に図られること。
- 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧復興に資すること。
- 施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

- 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(2) 国土強靱化基本計画、年次計画、地域計画の概要

国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定・実施されるものと定められている。

[国土強靱化に関する施策の策定・実施の方針]

- 既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

① 国土強靱化基本計画

国は、国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を策定している。

国土強靱化基本計画においては、45の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」が想定され、施策分野ごとに、これを回避するプログラム(最悪の事態を回避するための施策群)ごとの推進方針を定めている。

国土強靱化基本計画は、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を想定した上で行う脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものとされ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとされている。

[国土強靱化基本計画]

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年ごとに見直し
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの推進方針を記載

② 国土強靱化年次計画

国土強靱化基本計画に基づき、45 のプログラムごとに当該年度に取り組むべき主要施策等を取りまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCA サイクルにより国土強靱化に関する施策の着実な推進を図るため、毎年度、国土強靱化年次計画が策定されている。

[国土強靱化年次計画]

- ・国土強靱化推進本部にて決定、毎年度策定
- ・プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの推進計画(推進方針及び KPI 目標値)及び主要施策を記載

国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、施策を実施した結果を適正に評価し、全体の取組みを見直し・改善する PDCA サイクルを繰り返すことを求めている点が特徴的である。

[国土強靱化に関する施策の推進にあたり想定する PDCA サイクル]

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

(出所:「国土強靱化基本計画－強くて、しなやかなニッポンへー」平成 30 年 12 月 14 日)

なお、現在の国土強靱化基本計画は、平成 30 年 12 月 14 日の閣議決定を経て見直されたものであり、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点に加え、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、15 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するプログラムが重点化すべきプログラムとして選定され、施策の優先順位付けが行われている。

国土強靱化年次計画 2021 において示された、重点化すべきプログラムに対応する「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」は以下のとおりである。

〔重点化すべきプログラムに対応する「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」〕

(1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
(2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
(3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
(4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
(5) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
(6) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
(7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
(8) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(9) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
(10) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
(11) 食料等の安定供給の停滞
(12) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
(13) 上水道等の長期間にわたる供給停止
(14) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
(15) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(出所:「国土強靱化年次計画 2021」令和3年6月17日 国土強靱化推進本部)

③ 国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法においては、各地域においても、目標の明確化、リスクの特定、脆弱性評価、対応方針の検討、重点化・優先順位付け等、国の国土強靱化基本計画の策定プロセスを踏襲して策定し、PDCA サイクルを繰り返し見直しながら効率的・効果的に国土強靱化を推進していくため、都道府県又は市町村が国土強靱化地域計画を策定することができるものとされている。

これに基づいて、豊中市では、令和2年3月に「豊中市強靱化地域計画」を策定している。

〔国土強靱化地域計画〕

・都道府県又は市町村が策定・見直し

- ・地域の国土強靱化に関する施策の推進に関する企画的な計画
- ・国土強靱化に係る都道府県、市町村の他の計画等の指針となる。

国土強靱化基本法 抜粋

(国土強靱化地域計画)

第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第 14 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

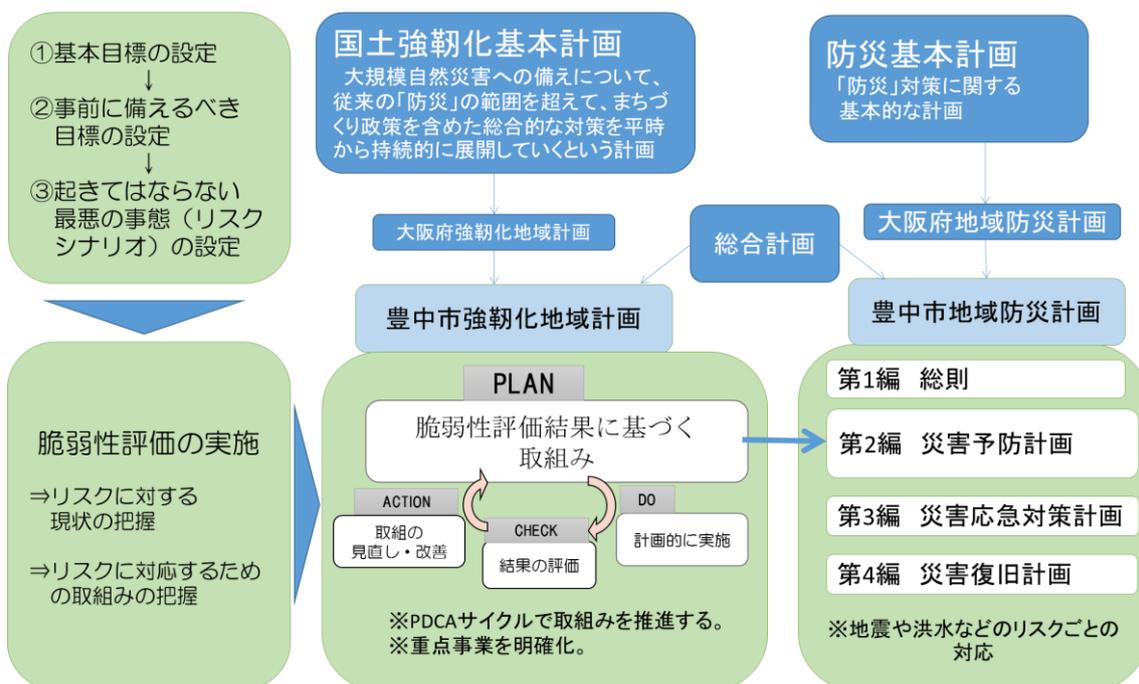
2. 豊中市強靱化地域計画の概要

(1) 策定趣旨及び位置付け

豊中市においては、従前より、「豊中市地域防災計画」を策定・運用する等して市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んできたところである。これに加えて、災害対策基本法の趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災や東日本大震災、台風等の過去の災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために令和2年3月に豊中市強靱化地域計画を策定し、令和4年3月に一度目の改定を行っている。

豊中市強靱化地域計画は、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化基本計画と調和を保った計画として位置付けられるとともに、豊中市総合計画及び豊中市地域防災計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものである。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化年次計画と同様に、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した上での脆弱性評価を行い、その結果を踏まえた取組みを推進するとともに、計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握・検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCA サイクルを繰り返して、取組みを推進することとされている。



(出所：豊中市強靱化地域計画)

(2) 計画期間

豊中市強靱化地域計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするため、計画期間は令和2年度から令和6年度までの概ね5年間とされ、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとしている。

(3) 計画の基本的な考え方

① 基本目標及び事前に備えるべき目標等

国土強靱化基本計画及び大阪府強靱化地域計画との調和を図り、国土強靱化基本計画に掲げる基本目標及び事前に備えるべき目標に即して、以下の4つの基本目標を設定するとともに、大規模自然災害を想定して基本目標を具体化した8つの事前に備えるべき目標を設定している。

また、対象とする災害(リスク)としては、市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害【地震・津波・風水害(台風、豪雨、高潮、土砂災害等)】を対象としている。

【基本目標】
(1) 人命の保護が最大限図られる (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧復興
【事前に備えるべき目標】
(1) 直接死を最大限防ぐ (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (3) 必要不可欠な行政機能は確保する (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (5) 経済活動を機能不全に陥らせない (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(出所：豊中市強靱化地域計画)

② 地域強靱化を進める上での基本的な方針

設定した4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、豊中市の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら強靱化に取り組むことを基本方針として掲げている。

(1) 市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組みを促進します。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも地域で有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 的確な維持管理

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を縮減できるよう、効率的に施策を推進します。

(4) 広域連携の取組み

関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町との連携強化を進め、市として防災・減災面での役割を担います。

(3) 脆弱性評価及び重点事項の設定等

強靱化地域計画においても必要とされる脆弱性評価を行うにあたり、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の妨げとなるものとして、30項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を豊中市の特性を踏まえたものとして設定している。

また、脆弱性評価の結果を踏まえて、影響の大きさと緊急度の観点から、14の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を重点化する事項として選定するとともに、部局ごとに取り組む重点事項を定めている。加えて、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策を抽出し、対応するための取組み(具体的な取組み)として27項目を掲げている。

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
直接死を最大限防ぐ	1-1	◎住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	◎密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	◎大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	◎突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	◎被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	◎警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	◎医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	◎劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	◎防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	◎災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	◎サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留	6-1	◎上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	◎交通インフラの長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
めるとともに、早期に復旧させる	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	◎地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(注)◎を付したものが重点化する事項。

【部局ごとに取り組む重点事項】

部局	重点事項	対応する「起きてはならない最悪の事態」
危機管理課	洪水・高潮時の浸水被害が想定される南部地域への重点啓発に取り組みます。	1-1,2,3,4、 4-1,3、5-1
	非常時における的確な判断や迅速な行動に移せるよう、職階別研修等を通して知識の向上を図り、課単位での独自訓練の実施に繋がります。	1-1,2,3,4、 2-1,2、4-1,3

部 局	重点事項	対応する「起き てはならない最 悪の事態」
危 機 管 理	災害時帰宅困難者体験訓練、大阪 880 万人訓練、神崎川流域合同防災訓練などの情報を効果的に発信することで市民の訓練参加意欲を喚起させ、一人ひとりの行動力の向上に繋がります。	1-1,2,3,4、 2-1,2、4-1,3
課	校区単位自主防災組織結成に向けた更なる支援策として、気象・防災の専門家で構成する防災アドバイザーを派遣し、地区におけるリスクについて把握・共有し、校区単位防災マップ及び地区防災計画の作成を進めます。	1-1,2,3,4
	避難所等看板について、指定緊急避難場所の災害種別表示及び指定避難所のピクトグラムを整備します。	1-1,2,3,4、 2-6、4-1,3、 7-1
	地域ボランティアと連携した避難行動要支援者の安否確認と避難誘導體制を確立します。	1-1,2,3,4
	大規模災害が頻発、激甚化していることを踏まえ、国・府の計画やガイドライン見直し等の動向を注視し、本市の防災対策に速やかに取り入れるため、適宜、地域防災計画等の改正等の取り組みを進めます。	1-1,2,3,4、 2-1,2,4,6、 4-1,3、5-1、
	取組みに一定の時間と財政資源投入を要するが、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策を進めます。	6-1,3、7-1
	津波から住民の命を守るために重要となる地域・コミュニティにおける「逃げる」対策となるソフト対策を進めます。	
	出前講座やとよなか防災アドバイザー派遣等の実施による校区単位自主防災組織の結成率向上を図ります。	1-2、2-2,6、 4-1,3、5-1、
	地区防災計画の策定支援を行います。	7-1
	「大阪府大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき、必要備蓄数量の確保を進めます。	2-1,4,6
	小・中学校の空き教室など、備蓄スペースを確保します。	
	災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点の提供、資材の調達、活動時の保障・保険制度、ボランティア人材の事前登録等についてのルールづくりなど、活動のための環境づくりを進めます。	2-2
	新規採用職員対象研修及び課長対象研修の実施を通して、職員の災害対応力の強化を図ります。	2-2、4-1,3
	鉄道事業者等関係者、大阪府石油商業組合、コンビニエンスストア、外食事業者と徒歩帰宅者への支援について協議します。	

部局	重点事項	対応する「起き てはならない最 悪の事態」
	市民からの通報、職場への参集途上で把握した情報、庁外にいる職員からの連絡を受けた情報について、直接把握した職員が入力する機能を有する危機管理対策支援システムに対する職員の習熟度を向上させます。	4-1,3

部局	重点事項	対応する「起き てはならない最 悪の事態」
都市 経営 部	引き続き市の情報発信を続けることで、情報を迅速に発信することができて情報拡散が期待できる SNS 媒体のフォロワー数の増加をめざします。	4-1,3

部局	重点事項	対応する「起き てはならない最 悪の事態」
財 務 部	耐震性能が劣る施設について、豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、令和 2 年度(2020 年度)末までに市有施設の耐震化率 100%を目標として、計画的に耐震補強を実施します。	1-1,2、4-1
	非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を実施します。	

部局	重点事項	対応する「起き てはならない最 悪の事態」
福 祉 部	社会福祉施設等の利用者支援に関する連携強化を行います。	1-1,2,3,4、 2-6、4-1,3、 7-1
	平常時のボランティアセンター運営への事業補助を通じて、災害時にも円滑にボランティアが活動できる基盤整備を図ります。	2-2

部局	重点事項	対応する「起きてはならない最悪の事態」
健康医療部	<p>発災時、被災した市民に対する医療救護活動を総合的に調整する医療本部(市保健所長を本部長とし、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院連絡協議会、訪問看護ステーション連絡会、保健所により組織する)が円滑に機能できるように実働訓練を定期的実施します。</p> <p>発災時、医療本部の本部員が参集できない場合の「Web 医療本部(令和元年(2019年)設置済み)」の Web 実働訓練を定期的実施します。</p>	2-4,6

部局	重点事項	対応する「起きてはならない最悪の事態」
都市計画推進部	庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画の適切な運用による建築物の不燃化を促進します。	1-1,2,3,4
	災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。	
	宅地耐震化推進事業の促進を図るため、大規模盛土造成地の変動予測調査を進めます。	
	安全・安心な住環境の形成のため、地域住宅計画に基づき公営住宅整備事業を進めます。	1-1

部局	重点事項	対応する「起きてはならない最悪の事態」
都市基盤部	放置自転車等対策を実施します。	1-1,2,3,4
	寄附道路整備助成事業を実施します。	
	穂積菰江線整備事業を実施します。	1-1,2,3,4、
	曾根島江線整備事業・菰江交差点改良事業を実施します。	2-2,4、5-1、6-3、7-1
	神崎刀根山線整備事業を実施します。	1-1,2、
	利倉橋整備事業を実施します。	2-2,4、5-1、
	北新田橋整備事業を実施します。	6-3、7-1

部局	重点事項	対応する「起き てはならない最 悪の事態」
都市 基 盤 部	新千里東町1丁目交差点改良事業を実施します。	1-1,2、 2-2,4、5-1、 6-3、7-1
	ため池ハザードマップを作成します。	1-1,2,3,4、 2-6、4-1,3、 5-1、6-3、 7-1
	道路橋、千里地区歩路橋、横断歩道橋、人道橋等の各長寿命化修繕事業を実施します。	1-1、 2-1,2,4、 4-1,3、5-1、 6-3
	無電柱化の推進を図ります。	2-1,6、4-1、 5-1、6-1,3
	道路附属物改修事業を実施します。	1-1、 2-1,2,4、 4-1,3、5-1、 6-3
	歩道改良のバリアフリー化推進事業を実施します。	1-1,2,3,4、 6-3
	自転車通行空間整備事業を実施します。	1-1,2、6-3
	大阪音楽大学周辺整備事業を実施します。	
	水路敷歩道化整備事業を実施します。	1-1,2,3,4、 6-3
	服部天神駅周辺地区整備事業を実施します。	1-1、6-3
	千里中央地区再整備事業を実施します。	
	道路の整備に関するプログラムに基づき、道路整備等を行います。	
	大規模災害を想定すると薬剤が十分ではないため、使用薬剤を取扱う業者との協力体制を構築します。	2-1,4,6
	現在の状況に合わせた資機材の充実に努めます。	2-2、4-1,3
	神崎刀根山線等の主要道路や生活道路の舗装事業を実施します。	1-1、5-1、 6-3
路面下空洞調査事業を実施します。		

部局	重点事項	対応する「起きてはならない最悪の事態」
上下水道局	新下水道計画に基づく雨水管等の整備を行います。	1-3,4、2-6、5-1
	水道管路耐震適合率、配水池の耐震化率、配水小ブロック化、配水ルート耐震化率の向上による上下水道施設の耐震化を行います。	2-1,6、4-1、5-1、6-1
	ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策事業を実施します。	1-3,4、2-6、5-1、6-3

部局	重点事項	対応する「起きてはならない最悪の事態」
消防局	次期消防防災情報システムの更新について検討を進めています。	1-1,2、2-2,4、5-1、6-3、7-1
	消防防災施設整備費補助事業を実施します。	1-1,2、2-2、4-1,3、6-3、7-1
	緊急消防援助隊設備整備補助事業を実施します。	2-2、4-1,3
	消防救急デジタル無線の更新について検討します。	4-1,3

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み(具体的な取組み)】

No.	項目	No.	項目
①	防災知識の普及	⑮	危険物等災害予防対策の推進
②	自主防災活動の充実・強化	⑯	防災体制の整備
③	防災訓練	⑰	災害情報網の整備
④	ボランティア環境の整備	⑱	火災予防体制の整備
⑤	市民一人ひとりが行う防災対策	⑲	災害時医療体制の整備
⑥	防災生活圏の形成	⑳	緊急輸送体制の整備
⑦	災害に強い都市構造の形成	㉑	避難体制の整備
⑧	防災空間の整備・充実	㉒	要配慮者支援体制の整備
⑨	建築物の安全対策	㉓	帰宅困難者支援体制の整備

No.	項目	No.	項目
⑩	都市基盤施設整備の推進	⑳	非常用物資の確保体制の整備
⑪	土木構造物の耐震対策の推進	㉑	交通確保体制の整備
⑫	ライフライン施設の災害予防対策の推進	㉒	災害及び防災に関する調査研究
⑬	水害予防対策の推進	㉓	地震防災緊急事業5箇年計画の推進
⑭	地盤災害予防対策の推進		

(4) 計画の推進体制及び進捗管理等

豊中市強靱化地域計画の進捗管理、見直しについては、「豊中市危機管理対策推進会議」を中核とした部局横断的な体制において豊中市地域防災計画との整合を図りながら取組みを推進するものとし、市の部局だけでなく、国や大阪府、政令指定都市、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めるものとしている。

また、計画を総合的、計画的に進めるため、進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握するための指標を設定し、具体的な取組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握・検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCA サイクルを繰り返して取組みを推進するものとしている。

(5) 令和3年度における進捗状況

豊中市強靱化地域計画の進捗状況は、令和4年9月に「豊中市強靱化地域計画進捗状況（令和3年度実績）」として公表されている。

進捗管理は、「具体的な取組み」と14の「重点事項」について行われており、具体的な取組みについては36の指標を設定し、達成度を定量的に把握・評価するとともに、重点事項については定性的に把握し、進捗管理を行っている。

具体的な取組み	指標を用い達成度を定量的に把握して、計画の進捗管理を行います。
重点事項	定性的に把握して、進捗管理を行います。

（出所：豊中市強靱化地域計画進捗状況（令和3年度実績））

令和3年度に関しては、具体的な取組みに係る指標のうち、4割弱の指標において目標を達成し、また取組中のものでも全体の4割の指標が前年度に比べ上向きに推移したとしている。

表 1 令和 3 年度実績における指標の推移

指標の推移			
取組み状況(単位:指標数)			
達成	上向き【↗】	横ばい【→】	下向き【↘】
12	13	5	2
37.5%	40.6%	15.6%	6.3%

(出所：豊中市強靱化地域計画進捗状況（令和 3 年度実績）)

(注) 実績値の比較ができなかったもの及び評価対象外の指標（計 4 指標）を除く。

第3 監査の総括

監査対象とした個別の事業等の結果及び意見については、本報告書の「第4 監査の結果及び意見」以降に記載するが、豊中市強靱化地域計画に関する事項や、各事業で共通する事項等については、監査の総括として記載する。

1. 豊中市強靱化地域計画について(経営計画課)

(1)豊中市強靱化地域計画の対外的な活用について(監査の意見)

国土強靱化基本法は平成23年に発生した東日本大震災を契機に制定された比較的新しい法制度であり、これに基づく豊中市強靱化地域計画も令和2年3月に策定されたものである。一方で、豊中市として、市民の安全・安心の確保のための防災・減災対策には従前から取り組んでおり、豊中市強靱化地域計画独自の必要性や意義が分かりにくい面があることも確かである。

しかし、強靱化地域計画は、複数の所管部局に分かれた防災・減災対策やまちづくりなどの施策を全庁的にとりまとめ、かつその取組状況等を毎年度、定期的に把握・検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返すことを明確に位置付けた点にその特徴があり、この点を活かしていくことが有用であると考えられる。

また、地域強靱化を進める上での基本的な方針において、「(1)市民等の主体的な参加」や「(4)広域連携の取組み」が掲げられているように、豊中市だけで対応できる地域強靱化の取組みには限りがあり、市民や事業者等も含めた適切な連携と役割分担を行うためには、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、どこまでを市が担うのか十分な理解を得ていくことが必要である。

現状においても、市のウェブサイト上において、豊中市強靱化地域計画やその進捗状況は公表されているが、防災・減災対策やまちづくりなどの施策を全庁的にとりまとめたものとして、市の施策に対する理解や市民の自主防災意識の醸成等のためにも、対外的な説明責任を一層果たすツールとして積極的に活用することを検討されたい。

今回の監査においては、豊中市強靱化地域計画に照らして、市の瑕疵による重大な事業の遅延や不作為などの指摘事項は検出していないが、強靱化地域計画のさらなる活用の視点から、以下の意見を記載する。

(2) 指標や具体的な取組みの基礎となる個別の分野別計画の明示について (監査の意見)

豊中市強靱化地域計画においては、令和 3 年度時点において、具体的な取組みに関する 36 の指標が設定されている。これらは、各所管部局が個別に策定している分野別計画において設定された計画値や事務事業評価を含む行政評価の際に設定された目標値等であることも多い。

現状、これらの指標について、計画策定時に基準とした平成 30 年度の数值と、設定した目標年度や目標値は示されているものの、関連する具体的な計画名等が示されている指標は少ない。具体的な取組みは、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策に対応するものであり、市が災害等のリスクに対してどのように取り組んでいるのかより具体性を持って示すためにも、次期計画策定時においては、指標の基礎となる個別の分野別計画を明示することを検討されたい。

(3) 指標や目標の見直し等について

ア) 目標達成済の指標の取扱いについて(監査の意見)

現在設定されている指標は令和 2 年 3 月の豊中市強靱化地域計画策定時に設定されたものであり、その目標についても、個別計画が変更された場合等を除き、変更されていない。また、令和 2 年 3 月における計画策定時においては、原則として、平成 30 年度の実績を踏まえて目標が設定されている。

このため、計画期間初年度である令和 2 年度の段階で 100%の達成率となっている指標もあるが、令和 3 年度においても、引き続き他の指標と同様の取扱いとされている。

確かに、当該指標に関して目標を達成したことは事実であるが、強靱化地域計画が PDCA サイクルを繰り返すことによる目標管理を前提としていることを踏まえ、目標を達成した指標に関しては、計画期間満了時や豊中市地域防災計画の改正などに伴い強靱化地域計画を改定する際に、目標水準の見直しや新たな指標設定の可否を検討されたい。

表 2 達成率が 100%となっている指標の例

指標	内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況					
	計画策定時		目標		令和 2 年度	令和 3 年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等	
未設置	H30 年度	100%	R6 年度	100%	100%	
				(250 箇所)	(250 箇所)	

指標	計画的な耐震補強の実施(市有施設耐震化率)				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
98.1%	H30年度	市有施設耐震化率: 100%(市有施設の耐震化周知・庁内調整の完了)	R2年度	100%	100%
指標	配水池の耐震化率				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
89.40%	H30年度	100%	R元年度	100%	100%

(出所:「豊中市強靱化地域計画の進捗状況(令和2年度)、同(令和3年度)」)

イ) 事業の実施方法の変更や状況変化等に応じた目標の見直しについて (監査の意見)

現在設定されている指標の中には、例えば「防災出前講座の実施回数」のように、市民の防災に対する理解向上等を目的として講座や訓練等を行うものもあり、これらの中には、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応から、オンライン開催を始める等、実施方法が変更されているものもある。

この場合、将来、新型コロナウイルス感染症の影響が低くなったとしても、従前の方法で設定した数値等を目標とすることが必ずしも適さないことが考えられる。

計画期間満了時や豊中市地域防災計画の改正などに伴い強靱化地域計画を改定する際には、事業の実施方法の変更や状況変化等を踏まえ、従前の方法で設定した数値等を目標とすることが適切かどうか見直し、目標水準の見直しや新たな指標設定の可否を検討されたい。

また、目標を「増加」や「減少」として最終的な目標水準を設定しない指標もあるが、その進捗状況等によっては、個別の事業としての意義は減じないものの、強靱化地域計画の中での重要性が低下する指標もある。目標を「増加」や「減少」として最終的な目標水準を設定しない指標についても、強靱化地域計画を改定する際には、あらためて指標の必要性を見直し、必要な場合には、例えば「毎年増加」のように、より具体的な設定の仕方を検討されたい。

表3 目標が「増加」「減少」と設定されている指標(例)

指標	放置自転車等移動保管台数				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
7,515台	H30年度	減少	R6年度	4,029台	3,643台

(出所:「豊中市強靱化地域計画の進捗状況(令和2年度)、同(令和3年度)」)

ウ) 目標管理のための指標と現状を説明する指標との区別について(監査の意見)

現在設定されている指標の中には、「公立こども園における避難訓練の実施回数」のように、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準において、少なくとも毎月一回行うことが義務付けられているものも設定されている。

避難訓練自体は防災・減災対策として重要な事項であり、また、当該指標も具体的な取組みを反映したものであるが、法令等で義務付けられているものであり、目標管理の対象とする必要性に乏しい。

また、「市街地緑化率(みどり率)」のように、個別の事業計画において目標値として設定されているものであっても、短期的には、市がコントロールすることが難しい性格の指標もある。

このため、目標管理の視点から、当該指標に限らず指標を見直し、法令等に義務付けられているものや、強靱化地域計画の計画期間内で市がコントロールすることの困難性が高い指標等については、次期計画策定時において、目標管理のための指標と区別して、現状を説明する指標として位置付ける等、指標の性格を明確にすることを検討されたい。

表4 法令等に義務付けられた事項に関する指標や短期的なコントロールが難しい指標の例

指標	公立こども園における避難訓練の実施回数				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
各園年間 12回	—	各園年間 12回	—	各園年間 12回	各園年間 12回
指標	市街地緑化率(みどり率)				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
25.7%	H27年度	27%	R9年度	—	24.1%

(出所:「豊中市強靱化地域計画の進捗状況(令和2年度)、同(令和3年度)」)

また、「災害時における人的被害(死者数)」や「災害時における経済被害(被害額)」のように、実際に災害が発生しなければ、その数値が測定できない指標も設定されている。特に、「災害時における経済被害(被害額)」においては、目標として「50%減少させる」とあるが、比較の基準が明示されていない。

計画策定時に他の地方公共団体の事例を参考に設定したとのことであるが、いずれも具体的な取組みの上位目標としての性格を有するものであり、次期計画策定時に、当該指標の位置付けについて見直されたい。

表5 災害時における人的被害等の指標

指標	災害時における人的被害(死者数)				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
—	—	限りなく0に 近づける	—	—	—
指標	災害時における経済被害(被害額)				
計画策定時		目標		令和2年度	令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等	数値等
—	—	50%減少さ せる	—	—	—

(出所:「豊中市強靱化地域計画の進捗状況(令和2年度)、同(令和3年度)」)

2. 共通して発生する事項への対応について(監査の意見)(行政総務課)

市においては、日常業務におけるリスク(組織目的の達成を阻害する事務上の要因)の「見える化」を行い、防止策を講じることで事務の適正な執行の確保を図ることを目的として内部統制制度を導入することとし、令和3年度から本格運用を開始しているところである。

一方、令和3年度を対象とする今回の監査においても、再委託の事前承諾が取られていない事案を始めとして、事務処理上の不備をいくつか指摘している。指摘事項の内容は、「**第4 監査の結果及び意見**」に示すとおり様々であるが、特殊な事例に関するものではなく、これまでの包括外部監査の中でも繰り返し指摘してきた事項が多い。

まずは各部署における正しい事務処理の理解と、その運用の徹底を図ることが求められるところであるが、業務量の増大等に伴い、各部署での事務処理に余裕がなくなってきているのであれば、それを補完するための事務処理のシステム化や、各部署共通のひな形やチェックリスト等の共有等についても、今まで以上に検討する必要があるものとする。

特に再委託の手続については、毎年度のように指摘事項として認識されており、まずは、市全体の処理状況を把握した上で、必要な対応策を検討されたい。

また、随意契約については、特別な理由に基づいて行うものであることから、その必要性を随意契約理由に明瞭に示すことが必要である。市では随意契約理由を公表していることもあり、市民に対して、その必要性を明瞭に示す記載とすることが望まれる。このうち、福祉の増進等を目的とする地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による特定随意契約の締結に際しては、あらかじめ契約の発注見通しや契約の相手方の決定方法並びに選定基準などを公表するとともに、契約締結後においても所定の事項を公表することが要件とされているが、この手続がなされていない案件があり、これまでの包括外部監査の中でも指摘してきたところである。

これについても、特定の部署の問題とするのではなく、市全体の処理状況を把握した上で必要な対応策を検討されたい。

いずれにしても、再委託の手続や特定随意契約の公表方法等といった複数の部署で共通して発生する事案については、職員個々における法令や手続面への理解促進や遵守意識の醸成等による対応と、個々の職員が行う事務処理に対する組織的な支援等による対応の両面から、今後に向けて必要な対応策を検討されたい。

3. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は表 6 のとおりである。結果が 19 項目、意見が 43 項目あり、合わせて 62 項目である。表 6 には項目のみを記載しているため、詳細は、各頁を参照されたい。

表 6 監査の結果及び意見の一覧

項目		頁	
第3 監査の総括			
1. 豊中市強靱化地域計画について			
① 豊中市強靱化地域計画の対外的な活用について	意見	30	
② 指標や具体的な取組みの基礎となる個別の分野別計画の明示について	意見	31	
③ 指標や目標の見直し等について			
ア) 目標達成済の指標の取扱いについて	意見	31	
イ) 事業の実施方法の変更や状況変化等に応じた目標の見直しについて	意見	32	
ウ) 目標管理のための指標と現状を説明する指標との区別について	意見	33	
2. 各部署共通に発生する事項への対応について		意見	35
第4 監査の結果及び意見			
I 危機管理課			
1. 自主防災体制推進事業			
① 豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金			
ア) 実績報告の添付書類について	結果	43	
イ) 遡及的な交付決定について	結果	44	
ウ) 補助対象の区分について	意見	45	
エ) 補助事業の計画と実績の乖離について	意見	46	
オ) 今後の自主防災組織及び補助金のあり方について	意見	47	
② 総合ハザードマップの内容説明動画編集業務			
ア) 予定価格算定における見積書の前提条件について	意見	48	
2. 避難関連事業			
① 防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託			
ア) 委託料の内訳の精査について	意見	50	

項目		意見	頁
	イ) 仕様書における成果品の記載について	意見	53
	② 避難行動要支援者名簿管理システム保守業務委託		
	ア) 契約書における委託料の支払に関する規定の明確化について	意見	54
	イ) 仕様書における成果品の記載について	意見	55
3. 備蓄物資整備・管理事業			
	① 備蓄物資整備・管理事業全般		
	ア) 補助金又は交付金を活用して整備された資機材及び備蓄物資の把握について	意見	58
	② 非常用発電機保守点検業務		
	ア) 委託業務の内容と随意契約理由の整合性について	意見	59
	イ) 非常用発電機の管理について	意見	60
4. 風水害対策			
	① 豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務		
	ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について	結果	62
	② 「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務		
	ア) 個人情報取扱特記事項の添付について	意見	63
5. 防災対策関連システムの運用			
	① 豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託		
	ア) 仕様書に定める操作研修の未実施について	結果	66
	② 豊中市河川映像および気象情報配信業務		
	ア) 契約書の表題及び内容や予算科目の不整合について	結果	68
	③ 事業評価シートにおける本事業の指標		
	ア) 事業評価における指標の取扱い	意見	69
6. 防災無線運用事業			
	① とよなか同報通信システムFAPC保守期限切れに伴う機器更新業務委託		
	ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について	結果	71
	イ) 本業務と定期点検業務の随意契約理由の整合性について	意見	73

項目		頁
7. 危機管理課の委託契約における共通事項		
① 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について	意見	74
II 市民協働部		
1. 地域自治システムの運用(コミュニティ政策課)		
① 地域自治組織活動交付金の交付決定に係る起案書の記載誤りについて	結果	79
② 委託業務による成果の還元について	意見	80
III 福祉部		
1. 社会福祉協議会事業補助(地域共生課)		
① 当初予算額の積算誤りについて	結果	85
② 退職手当引当不足額に対する補助のあり方について	意見	86
③ 経営安定化貸付金のあり方について	意見	88
IV 都市計画推進部		
1. 耐震補助事業(建築審査課)		
① 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)の進捗に、より寄与する方策の検討について	意見	90
2. 都市計画調整事業(都市計画課)		
① 事務事業評価における指標の取扱いについて	意見	95
3. 庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業(都市整備課)		
① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について	意見	99
4. 千里中央地区再整備(都市整備課)		
① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について	意見	103
② 委託業務の成果物の利用について	意見	104
5. 市街地再開発(庄内・豊南)(都市整備課)		
① 木造賃貸住宅建替促進等家賃補助制度の今後について	意見	107
6. 空き家対策事業(住宅課)		
① 空き家の家財整理・相続セミナーの公開方法について	意見	111
V 都市基盤部		
1. 維持補修事業(基盤保全課・契約検査課)		
① 道路構造物補修工事の工事代金の支払方法の定めについて	意見	114

項目		意見	結果	頁
	② 道路構造物補修工事の契約時における印紙税の取扱いについて	意見		115
2. 放置自転車等防止事業(交通政策課)				
	① 設計書における単価の適用誤りについて	結果		118
	② 特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について	結果		119
3. 民間駐輪場整備助成事業(交通政策課)				
	① 制度の周知について	意見		123
4. 横断歩道橋改修事業(基盤整備課)				
	① 横断歩道橋に係る存続の適否の定期的な検討について	意見		126
5. 道路橋長寿命化事業(基盤整備課・契約検査課)				
	① 随意契約理由の公表方法について	意見		131
	② 対外的により分かりやすい随意契約理由書の記載について	意見		132
6. 生活道路舗装事業(基盤保全課・契約検査課)				
	① 舗装工事契約における指名業者について	意見		134
7. 一般交通安全施設整備事業(基盤保全課・契約検査課)				
	① 技術管理者の証明書類について	結果		138
8. 自転車通行空間整備事業(基盤整備課・契約検査課)				
	① 最低制限価格制度の運用について	意見		142
VI 上下水道局				
1. 配水管増補改良事業(総務課・水道建設課・契約検査課)				
	① 工事決議書・支出負担行為決議書に係る事務処理上の不備について	結果		147
	② 契約書への出来高予定額等の記入漏れについて	結果		148
	③ 変更協議書の不備について	意見		149
	④ 工程表の保管方法について	意見		149
	⑤ 変更契約決議に係る公営企業会計システム上の処理の遅延について	結果		150
2. 施設整備事業費(総務課・浄水課)				
	① 契約決議書の決裁日について	結果		153

項目		頁
3. 管渠築造費及び庄内終末処理場建設費		
(下水道建設課・下水道施設課・契約検査課)		
① 支出負担行為決議書の決裁時期について	結果	160
② 提出書類等への押印廃止の周知について	意見	161
VII 消防局		
1. 消防指令業務の共同運用(消防指令センター)		
① 再委託の未承諾について	結果	163
② 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について	意見	165
2. 消防庁舎施設管理(消防総務課)		
① 施工体制台帳添付書類の不備について	結果	168
② 建設工事請負契約における承諾書の日付について	結果	171

第4 監査の結果及び意見

I 危機管理課

1. 自主防災体制推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

自主防災体制推進事業は、防災に関する講座やセミナー、パネル展示及び広報誌などの啓発事業を通じて、市民の防災意識を高揚させ、自主防災活動を推進することによって、地域防災力の向上を図ることを目的とする事業である。

② 事業実績

自主防災組織の結成や、小学校区単位での自主防災活動を推進するとともに、セミナー・出前講座などの啓発事業を実施している。さらに、防災アドバイザー派遣制度を引き続き実施し、気象や災害対策に関して専門的な知識・スキルを有する人材や、被災地支援の経験を有する人材等を、自主防災組織等の求めに応じて地域に派遣している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、出前講座等の実施回数が減少しているが、防災市民講座の動画配信やオンライン出前講座を実施するなど新たな取組みを進めている。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
地区防災圏自主防災組織の組織率	75%	73.2%
出前講座の参加人数	5,500人	991人

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

自主防災体制推進事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	防災出前講座の実施回数			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
73回	H30年度	増加	R6年度	14回

指標	とよなか防災アドバイザー派遣回数			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
未実績	H30年度	増加	R6年度	3回

指標	校区単位自主防災組織 組織率			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
68.3%	H30年度	80%	R6年度	73.2%

指標	災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
1,454人	H30年度	増加	R6年度	0人 (未実施)

指標	自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
12,780人	H30年度	増加	R6年度	991人

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	4,199	3,781	3,930
決算額	3,713	3,182	3,300

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	770	動画編集業務委託(防災公園 PR・総合ハザードマップ内容説明)
使用料及び賃借料	139	出前講座用端末機器等の賃貸借
需用費	1,583	印刷製本費(わが家の防災マップ・防災コンパクトガイド)
報償費	75	防災アドバイザー謝礼金
役務費	61	郵便代
負担金補助及び交付金	670	豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金
合計	3,300	

(2) 監査の結果及び意見

① 豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金

ア) 実績報告の添付書類について(監査の結果)

豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱第12条によると、補助対象団体は、補助事業が終了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1箇月以内に、補助事業実績報告書に表7の書類を添えて、報告しなければならないものとされている。

表7 実績報告における提出書類(豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金)

区分	提出書類
新規促進事業	補助事業実績報告書 領収書等の写し 写真等の写し(事業実施を証明できるもの) 管理運営規定 保管場所図 その他市長が必要と認める書類
継続支援事業	補助事業実施報告書 領収書等の写し 写真等の写し(事業実施を証明できるもの) その他市長が必要と認める書類

(出所:豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱第12条より監査人作成)

この点、令和 3 年度の補助金 15 件について、提出書類の状況を確認したところ、次の 12 件において、「写真等の写し」が添付されていない状況となっていた。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・少路校区自主防災会(注 1) | ・庄内校区自主防災会 |
| ・庄内南校区自主防災会 | ・東泉丘校区自主防災組織 |
| ・明るい地域をつくる会防災委員会(注 1) | ・新千里南町地域安全・防災センター |
| ・野畑校区自主防災会 | ・大池校区自主防災連絡協議会 |
| ・蛭池校区自主防災会 | ・泉丘自主防災組織 |
| ・庄内西自主防災会(注 1) | ・新千里西町自主防災組織(注 2) |

(注 1) 少路校区自主防災会については、防災倉庫の写真、明るい地域をつくる会防災委員会については、防災訓練の写真はあるが、補助金により取得した物品が特定できる写真がない。

(注 2) 新千里西町自主防災組織については、新規促進事業に該当するが、「写真等の写し」のほか、「管理運営規定」及び「保管場所図」の提出も確認できなかった。

確かに、補助対象が資機材整備の場合、「領収書等の写し」があれば、あえて「写真等の写し」の提出を求める必要はないとも考えられるが、少なくとも、現在の要綱の定めによるならば、補助対象が資機材整備等であれ、地域防災活動であれ、「写真等の写し」の提出が求められることになる。

また、補助金交付事務の簡素化の観点から、「写真等の写し」の提出を求める必要性に乏しいのであれば、要綱の改正により、提出書類の範囲を見直すことも検討する必要がある。

イ) 遡及的な交付決定について(監査の結果)

令和 3 年度の豊南校区自治会連合会自主防災会に対する補助金交付決定通知に係る起案書を閲覧したところ、「既に物品購入済みのため遡り起案するもの」との付箋が貼付されていた。

表 8 のとおり、当該補助に関する交付申込、交付決定、補助対象の資機材の購入、補助金交付請求、実績報告及び補助金額確定の日付は整合しているものの、この状況から考えると、実際には、補助対象の資機材の購入が先行して行われていたのではないかと思われる。

表 8 交付決定から補助金額確定までの日付(豊南校区自治連合会自主防災会)

交付申込	令和 3 年 12 月 1 日
交付決定	令和 3 年 12 月 1 日
資機材の購入(領収書の日付)	令和 4 年 2 月 28 日
補助金交付請求	令和 4 年 3 月 11 日
実績報告	令和 4 年 3 月 25 日
補助金額確定	令和 4 年 3 月 31 日

(出所:監査人作成)

一般的には、要綱等に遡及適用に係る規定がなければ、補助金の交付決定後に発生した経費が補助対象になると考えられるため、本件においても、やむを得ず、資機材の購入日(令和 4 年 2 月 28 日)以後、補助金の交付請求の日(令和 4 年 3 月 11 日)までの間に、遡及して、令和 3 年 12 月 1 日付けの交付申込及び交付決定があったものとする関係書類を作成したと思われるが、遡及的な交付決定は行うべきではない。

補助金の交付決定前に資機材の購入を行うことを認めても、特段の不都合が生じないということであれば、遡及的な交付決定を行うのではなく、交付申込及び交付決定には実際の日付を記載するとともに、遡及適用を認める旨の条件を付した交付決定を行うべきであった。

また、補助金交付事務の簡素化の観点からは、要綱上、交付決定前の資機材の購入についても補助対象とする旨、明記することも考えられる。

ウ) 補助対象の区分について(監査の意見)

豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金の補助対象事業は、「資機材整備等」と「地域防災活動」の 2 つに区分され、それぞれの区分について補助事業計画書及び補助事業実績報告書の提出が求められることとなっている。

この点、「資機材整備等」と「地域防災活動」の区分が判然としていない面があり、「地域防災活動」としての防災訓練の実施に使用されたコピー用紙等の事務用品費が「資機材整備」に計上されているものが見受けられた(庄内南、庄内西)。

一般的に、「資機材」とは、災害に備えた備蓄物資等が該当することが想定されるが、要綱上は、補助対象事業について、「地区防災圏における自主防災活動の継続のため、講演会や各種訓練、その他これらの活動に必要な資機材等の整備などを実施する事業」(要綱第 4 条)とされており、防災訓練の実施にあたり必要となる事務用品についても資機材に該当するという解釈も採り得るところである。

よって、要綱上、「資機材整備等」と「地域防災活動」の区分をより分かりやすく示すことが望ましい。

エ) 補助事業の計画と実績の乖離について(監査の意見)

豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱第 7 条により、補助金の交付の申込みをしようとする対象団体は補助事業計画書を提出するとともに、第 12 条により、補助対象団体は、補助事業が終了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後 1 箇月以内に、補助事業実績報告書により報告しなければならないものとされている。

この点、補助事業計画書と補助事業実績報告書の記載内容を比較したところ、表 9 のように、その内容がかなり変わっているものが見受けられた。

表 9 補助事業計画書と補助事業実績報告書の比較(大池校区自主防災連絡協議会)

補助事業計画書			補助事業実績報告書		
品名	数量	金額	品名	数量	金額
防災用ヘルメット	5	15,000	テント(2人用)	1	2,999
耐寒アルミブランケット	20	2,500	テントシート	1	1,190
耐寒アルミブランケット	20	2,500	10年保存水	12	3,600
印刷経費(コピー代)	200	1,000	簡易ポータブルトイレ	1	8,980
ハンディスピーカー	1	9,000	簡易トイレ用シート	1	1,500
			ヘルメット	6	6,468
			ランタン	1	3,058
			ランタン	1	1,650
			単3乾電池	1	525
			折りたたみかご	1	877
合計		30,000	合計		30,847

(出所:補助事業計画書及び補助事業実績報告書より監査人作成)

この点、原則として、補助事業の計画と実績は乖離しないことが望ましいと考えられる。しかし、補助対象事業のうち、「地域防災活動」については、例えば、防災訓練の時期や規模について、補助金交付の申込み時においてその計画を提出させることには意味があると考えられるが、「資機材整備等」について、ウ)で述べたように、災害に備えた備蓄物資等を想定するならば、自主防災組織が自団体において整備の必要

性の高い物品を熟知していると考えられる。したがって、個別具体的な品目は、各自自主防災組織の判断に委ねても差し支えないと考えられ、補助事業計画書の記載によって、交付決定の可否の判断が変わることも想定しにくいと考えられる。

よって、補助金交付事務の簡素化の観点からは、補助事業計画書においては、「資機材整備等」と「地域防災活動」の補助金額の配分と「地域防災活動」の具体的な内容を記載することとし、「資機材整備等」における個別具体的な品目名については、実績報告書による報告にとどめることも考えられる。

オ) 今後の自主防災組織及び補助金のあり方について(監査の意見)

自主防災組織は、阪神・淡路大震災後、災害による被害を予防し、軽減するための組織として、地域において自主的に結成が進められ、現在、豊中市内に 30 団体が結成されている。

しかし、令和 3 年度において、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金が交付されたのは、全体の半数の 15 団体にとどまっている。危機管理課によると、その一因として、自主防災組織の構成員の高齢化に伴い、活動を休止した団体が存在することも挙げられるとのことであった。

ただし、自主防災組織としての取組みが開始され、新規促進事業として補助金が交付された例や自主防災組織の活動をコミュニティ政策課の項において述べた地域自治組織に移行した例もあり、新たな取組みが開始されている地域も存在するところである。

一方、豊中市が自主防災組織及び地域自治組織の活動を支援するために設けている補助制度は、表 10 のとおりである。

表 10 自主防災組織及び地域自治組織への補助制度

区分	制度名称	所管課	助成額
自主防災組織	地区防災圏自主防災活動支援補助金	危機管理課	新規促進事業:25 万円 継続支援事業:3 万円
地域自治組織	地域自治組織活動交付金	コミュニティ政策課	年間最大 300 万円 ※校区ごとに上限あり

(出所：監査人作成)

地域自治組織は、自主防災組織以外の位置づけもあるため、地域自治組織活動交付金(年間最大 300 万円)は、必ずしも防災活動に用途が特定されるものではないが、防災に対する地域の関心は高いことから、実際には、資機材等の整備や防災訓練の実施に充当されることが多い状況となっている。一方、地区防災圏自主防災活動

支援補助金は継続支援事業では 3 万円となっており、地域自治組織活動交付金と比較すると金額規模が小さな制度となっている。

このように、同種の目的で使用される可能性があるが、金額規模の異なる 2 つの助成制度が併存している状況となっている。地域の取組状況は、それぞれの実情に即して、一様なものではないため、状況に即した複数の補助制度を設けることが否定されるものでもなく、また、豊中市として、地域に対して統一的な取組みを強制することができないことは十分理解できる。

しかし、今後の方向性としては、地域自治組織の結成を支援することで、防災を含めた地域の課題の解決に向け、地域の自主的な取組みを促進することが考えられることから、危機管理課としても、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金の交付を受ける自主防災組織が存在する地域以外の状況についても調査し、地域の防災活動への取組みを積極的に支援する必要がある。

② 総合ハザードマップの内容説明動画編集業務

ア) 予定価格算定における見積書の前提条件について(監査の意見)

本業務では、予定価格の算定のため、2 者から参考見積書の提出を受けている。この点、表 11 のとおり、映像尺の想定において、2 者の見積りの前提条件が異なっている点が見受けられた。

表 11 予定価格算定における参考見積り(総合ハザードマップの内容説明動画編集業務)

業者名	金額(円)	備考
株式会社テナシティ	495,000	尺:60 分以内
株式会社ジェイコムウエスト北大阪局	781,000	映像尺は 45 分程度を想定
予定価格	495,000	

(出所:監査人作成)

本件においては、より長い映像尺を想定している株式会社テナシティの見積金額が安価であったため、当該金額をもって予定価格としており、結果的に予定価格に及ぼす影響はなかったが、予定価格の算定における見積書の徴取にあたっては、比較可能性の観点から、前提条件を同一とする必要がある。

2. 避難関連事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

避難関連事業は、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援体制を確立すること、また災害時に迅速に避難所を開設し、円滑な避難所運営ができることを目的とする事業である。

② 事業実績

避難行動要支援者名簿の作成と避難支援体制の構築に係る支援、避難支援等関係者への個人情報取扱い研修の実施、避難所開設訓練の実施、避難所運営ガイドラインの周知など円滑な避難体制の構築を行っている。令和3年度においては、避難行動要支援者の安否確認の効率化のため、「無事ですシート」を作成し、対象者へ配布した。なお、避難行動要支援者への避難支援体制の構築や関係者への個人情報取扱い研修の実施については、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会への委託事業として行っている。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
避難所開設訓練	1回	1回

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

避難関連事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況			
計画策定時	目標		令和3年度	
数値等	年度	数値等	年度	数値等
未設置	H30年度	100%	R3年度	100% (250箇所)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	8,086	44,162	9,286
決算額	8,763	24,923	8,986

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	7,651	防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託 避難行動要支援者名簿管理システム保守 業務委託
需用費	1,301	「無事ですシート」の作成
役務費	33	
合計	8,986	

(2) 監査の意見

① 防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託

ア) 委託料の内訳の精査について(監査の意見)

災害対策基本法では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義し、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者を「避難行動要支援者」と定義している。

この避難行動要支援者への対策として、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること、②避難行動要支援者本人の同意を得て、又は条例の定めるところにより本人の同意を得ずに平時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること、③現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること、④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村

においては、名簿情報の漏えい防止のため必要な措置を講ずることなどが定められ、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。

豊中市では、災害対策基本法の改正に伴い、平成 29 年度に従来の「災害時要援護者安否確認事業」から「防災・福祉ささえあいづくり事業」へ移行しているが、地域の避難支援等関係者が災害時に対象者への迅速な安否確認及び避難支援を実施できるよう、平時においても、名簿を活用し、対象者を地図上に落とし込む図上訓練や実際に訪問する実地訓練を実施するなどの取組みを行っている。

防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託(以下「ささえあい委託」という。)は、このような取組みを支援するために、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に業務委託するものである(表 12 参照)。

表 12 ささえあい委託の概要

契約名	防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務
契約先	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
委託料	6,300,000 円
履行期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援体制の構築に関する支援 ・図上訓練・実地訓練への支援 ・個人情報の取扱いに関する研修実施

(出所:監査人作成)

そして、危機管理課では、社協から提出された見積書をもとに契約金額を決定しており、また、契約期間終了後に費目別の内訳について実績報告を受けている。

令和 3 年度の契約金額(6,300 千円)について、見積書及び実績報告に基づき、費目別の内訳を示すと、表 13 のとおりとなっている。

表 13 防災・福祉ささえあい推進事業業務委託 費目別の内訳

(単位:円)

	見積書		実績額
	令和3年度予算額	令和2年度予算額	令和3年度
賃金・諸手当	4,060,000	4,243,000	4,263,801
社会保険料	631,000	626,000	679,162
共済会負担金支出	11,000	10,000	10,848
退職手当積立基金預け金	300,000	272,000	286,560
福利厚生費	10,000	10,000	0
消耗品費	559,000	438,000	436,067
通信運搬費	148,000	88,000	80,000
会議費	28,000	34,000	3,262
賃借料	53,000	53,000	16,200
租税公課	500,000	526,000	524,100
合計	6,300,000	6,300,000	6,300,000

(出所：見積書及び実績報告に基づき監査人作成)

表 13 のとおり、費目別の内訳は異なるが、合計額はいずれも同一となっており、このような報告では、合計額を一致させるための調整が行われているとの疑念を持たれかねない。また、見積書によると、人件費(賃金・諸手当、社会保険料、共済会負担金支出、退職手当積立基金預け金)については、正職員1名分が積算されているが、危機管理課によると、ささえあい委託には社協の複数の職員が関与しているとのことであった。

ささえあい委託は、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)によっているが、この点については、社協が福祉的な分野での豊富な知識や経験を持っていることに加え、住民の活動状況、活動体制、地域の歴史等にも精通していることを根拠とするものであり、一定の合理性が認められる。

しかし、随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものに過ぎず、契約金額の妥当性については、競争入札であろうが、随意契約であろうが、全ての契約方式において、十分な検証が行われる必要がある。

については、危機管理課において、社協に対し、作業時間(日数)に人件費単価を乗じるなど、業務実施の実態に即した見積書及び実績報告の提出を求め、契約金額の妥当性を検証すべきである。

イ) 仕様書における成果品の記載について(監査の意見)

ささえあい委託の仕様書において、成果品について、次のように規定されている。

防災・福祉ささえあいつくり推進事業業務委託 仕様書(抜粋)

(成果品)
第 17 条 本業務の成果品は次のとおりとする。
① 実施フロー図作成に関する計画書(令和元年度作成)の進捗報告書
② 訓練未実施校区への働きかけ及び支援状況に関する報告書
③ 本事業に関する地域での取組み等に関する資料
④ 研修で使用した資料、書類、アンケートまとめ等
⑤ 上記①～④の電子データ
⑥ その他関連資料

この仕様書に記載された成果品と社協から実際に提出された提出物を比較すると、表 14 のとおりとなっていた。

表 14 ささえあい委託における成果品の比較

仕様書	実際の成果品
	A実施事業報告書
①実施フロー図作成に関する計画書 (令和元年度作成)の進捗報告書	B 実施フロー図作成に関する計画書の 進捗報告書
	C 災害時避難支援等実施フロー図 (7 校区)
②訓練未実施校区への働きかけ及び支援 状況に関する報告書	
③本事業に関する地域での取組み等に関 する資料	
④研修で使用した資料、書類、アンケートま まとめ等	(別途ファイリングあり)
	D「無事ですシート」 ^(注) 配布状況・避難行動 要支援者安否確認訓練実施状況一覧表
⑤上記①～④の電子データ	E①、②、④の電子データ
⑥その他関連資料	

(出所:監査人作成)

(注)「無事ですシート」:災害発生時に玄関ドアの表側に貼り、無事であることを示すシート

表 14 のとおり、仕様書の記載と実際の成果品を比較すると、対応関係が判然としな
いものが見受けられた。危機管理課によると、校区別の取組状況が一覧できる資料が
あった方がよいとの判断のもと、表 14 中、「実際の成果品」D を作成するよう、社協に
指示したとのことであったが、成果品 D の中に、仕様書②の訓練未実施校区への働き
かけ及び支援状況についての記載を確認することができなかった。

仕様書における成果品の記載は、委託業務の履行確認にあたって重要な要素とな
るため、実態に即した記載にする必要がある。

② 避難行動要支援者名簿管理システム保守業務委託

ア) 契約書における委託料の支払に関する規定の明確化について(監査の意見)

豊中市では、平成 30 年度において、避難行動要支援者名簿の作成・管理事務の
適正化及び効率化を図るために避難行動要支援者名簿管理システムを導入しており、
避難行動要支援者名簿管理システム保守業務委託(以下「名簿保守委託」という。)は、
その保守・運用を行うものである(表 15 参照)。

表 15 名簿保守委託の概要

契約名	避難行動要支援者名簿管理システム保守業務
契約先	NEC ネクサスソリューションズ株式会社
委託料	1,351,680 円
履行期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

(出所:監査人作成)

名簿保守委託は月払いで委託料を支払っているが、委託料の支払方法に関する
契約書及び仕様書の記載は、表 16 のようになっている。

表 16 委託料の支払に関する契約書及び仕様書の規定

契約書	仕様書
(定期の保守点検) 第 3 条 受注者は、保守点検を実施するときは、この契約の対象となる機械の機能を保全するため、専門技術員による当該機械の点検及び調整を行わなければならない。	3 委託業務内容 (2) 委託金支払い方法 委託金額の 1/12 の金額を毎月の作業完了後翌月に支払うものとする。なお、委託金額の 1/12 の金額に端数が生じた場合は最初の支払い月にて調整する。

契約書	仕様書
<p>(保守点検の報告)</p> <p>第5条 受注者は、保守点検を実施したときは、保守点検報告書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>(委託料の支払)</p> <p>第6条 受注者は、第3条の規定による保守点検を実施したときは、前条の確認を受けた後、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。</p> <p>2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。</p>	

(出所:監査人作成)

表16のように、仕様書では月払いであることが明確に記載されているが、契約書では、「保守点検を実施したとき」との規定であり、月払いであることが明確となっていない。

また、業務の性質上、契約期間を通じた保守業務の履行が求められるものであるが、「保守点検を実施したとき」との文言は、受注者により保守点検を実施するか否かを選択できるとの誤解を招きかねない。

よって、契約書の文言を次のように変更すること等により、業務の内容及び支払方法を明確にすることを検討されたい。

<p>(委託料の支払)</p> <p>第5条 委託料の支払いは月払いとする。</p> <p>2 受注者は、発注者が各月の保守点検に係る報告書の引渡しを受けたときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。</p> <p>3 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。</p>
--

イ) 仕様書における成果品の記載について(監査の意見)

名簿保守委託の仕様書において、成果品について、次のように定められている。

<p>①名簿システム最新アプリケーション一式</p> <p>②標準地図データ一式</p>
--

- ③リリース作業手順書兼報告書
- ④問い合わせ一覧
- ⑤操作マニュアル 2 式(平時・有事)
- ⑥システム設計書

しかし、操作マニュアルやシステム設計書は、システムの仕様に変更が発生した場合にのみ更新されるものであり、毎年提出を受ける必要はなく、実際にも提出を受けていないとのことであった。

仕様書においても、このような実態に即して、必ず提出を求める書類と必要と認める場合に限定して提出を求める書類を区分し、明確に記載することが望ましい。

3. 備蓄物資整備・管理事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

災害発生時に、市域内の被災者に食料や救援物資を迅速に支給するため、計画的に備蓄を行っている。備蓄倉庫については、中央防災倉庫を除き、小学校の空き教室等を利用しており、その配置計画を作成している。また、災害時用トイレ、備蓄倉庫、ソーラー照明灯等、防災の機能を有した公園を整備することにより、市民が一時的に滞在する避難場所の機能充実を行っている。

② 事業実績

南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対してそれぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料などを重要物資と位置づけ、府と市で 1:1 を基本とした役割分担の下、必要量を計画的に備蓄している。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、避難所での対策に必要な物品等(マスク、消毒液等)の整備も行っている。

また、事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
排便収納袋備蓄数	54,900 枚	56,000 枚
簡易便座備蓄数	540 個	570 個
高齢者用紙おむつ備蓄数	5,500 枚	5,528 枚

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

備蓄物資整備・管理事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和 3 年度の状況は次のとおりである。

指標		備蓄スペースの確保件数		
計画策定時		目標		令和 3 年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
53 箇所	H30 年度	増加	R6 年度	55 箇所

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	13,976	35,963	50,569
決算額	12,205	48,821	48,322

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	1,702	非常用発電機保守点検業務委託
使用料及び賃借料	786	IP無線機賃貸借
需用費	41,180	備蓄物資等の調達
備品購入費	2,519	可搬式水中ポンプ等
役務費	2,134	避難所開設用タブレット端末回線使用料
合計	48,322	

(2) 監査の意見

① 備蓄物資整備・管理事業全般

ア) 補助金又は交付金を活用して整備された資機材及び備蓄物資の把握について(監査の意見)

地域防災計画に基づき、災害時に備え、燃料、発電機、車両、水防資材、救助用資材等の資機材の整備及び備蓄物資等の適正配置等を図るため、危機管理課が所管する本事業において、資機材及び備蓄物資の調達が行われている。

このような豊中市が直接予算執行することによる資機材及び備蓄物資の調達の他、前述の地区防災圏自主防災活動支援補助金又は地域自治組織活動交付金の交付を受けた自主防災組織又は地域自治組織が、当該補助金等を活用して整備する資機材及び備蓄物資も存在する。

自主防災組織、地域自治組織による資機材及び備蓄物資の整備は、一義的には、当該団体の自主的な判断に委ねるべきものである。しかし、資機材及び備蓄物資の整備について、豊中市が直接予算執行するものだけではなく、自主防災組織地域、

地域自治組織が補助制度又は自主財源により整備したものも含めて把握することは、地域ごとの固有の状況や課題認識の把握にも資すると考えられる。

今後、危機管理課においても、コミュニティ政策課との連携を強化し、豊中市の補助金又は交付金を活用して整備した資機材及び備蓄物資の状況について把握することを検討されたい。

② 非常用発電機保守点検業務

ア) 委託業務の内容と随意契約理由の整合性について(監査の意見)

豊中市では、市立小学校 41 校及び中学校 18 校のコミュニティ防災資機材庫等、全 76 ヶ所に非常用発電機を合計 80 台配備しており、本業務は、その保守点検及び必要が生じた時点で消耗品(ガソリン、バッテリー)の入替えを行うものである(表 17 参照)。

表 17 非常用発電機保守点検業務の概要

契約名	非常用発電機保守点検業務
契約先	株式会社ウイルテックサービス
委託料	1,067,770 円
履行期間	令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

(出所:監査人作成)

本業務は、随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)によっており、随意契約理由書には、次のように記載されている。

当該業者は、発電機及びガソリンに関する専門的な技術や知識、豊富な作業実績を持ち、また本市の購入機メーカー(ヤマハ発動機株式会社)の豊中市唯一のサービス指定店として近隣市町村におけるヤマハ製発電機のメンテナンスを多数請け負っているため、本点検業務の質も確保できる。

さらに、本点検業務を履行期間内に実施できる会社規模を持ち、緊急時に各発電機設置場所まで 1 時間以内で迅速に対応できるのは全国のサービス指定店で市内業者である当該業者以外に存在しない。

しかし、仕様書においては、年1回の点検作業について、事前に日程調整を行った上で実施するものとされており、緊急時の迅速な対応について、明確には記載されていない。

確かに、市内のメーカーのサービス指定店に委託することには安心感があるが、一方で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約は、契約先の唯一性が強く求められるものである。

よって、上記のような随意契約理由とするのであれば、仕様書においても、緊急時における迅速な対応についても明記することにより、委託業務の内容と随意契約理由の整合性を確保する必要がある。

イ) 非常用発電機の管理について(監査の意見)

非常用発電機保守点検業務の点検報告書を閲覧したところ、次のように、緊急時に迅速に使用できる状況となっていない可能性のある事項の記載が見受けられた。

- バッテリーが上がっており交換が必要です。
キースイッチでの始動は出来ませんが、リコイルスターターでひもを引っ張って始動は出来ます。
- 保管されている携行缶の底部に亀裂ありの為、携行缶の使用不可。ガソリン交換は出来ない状態です。
- エンジンスタートキーが発電機に括り付けられていました。
- 鍵付の燃料保管庫がありません。
- 発電機の中にガソリンが少量入っていました。抜取、空にしています。
- 物が沢山置かれており点検が困難な状態です。
- エンジンスタートキーの所在が不明で、東豊中小学校より借用いたしました。

危機管理課によると、点検作業の後、適切に是正の措置を行ったとのことであるが、常時、迅速に使用できる状況にしておかなければ、緊急時に十分な対応ができないことも想定される。

コミュニティ防災資機材庫は、小中学校や自主防災組織など、複数の関係者による管理が行われており、責任の所在が不明確となる可能性があるため、点検作業の実施時期にかかわらず、継続的に適切な管理が行われるよう、関係者に管理方法の周知を図る必要がある。

4. 風水害対策

(1) 事業の概要

① 事業内容

河川の氾濫による洪水の被害想定などを市民に周知すること、また風水害による避難指示などを市民に迅速かつ的確に伝達することを目的とする事業である。

② 事業実績

土砂災害や河川の氾濫などによる風水害への対策について、既存の浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに新たに作成した高潮ハザードマップを統合した保存版総合ハザードマップを令和3年度に22万冊作成し、市内全戸に配布することで、市民への情報発信や啓発活動を行い、安全な避難行動を支援した。なお、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転等補助制度を実施しているが、令和3年度においては申込みがなかった。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
浸水ハザードマップの発行部数	220,000冊	0冊
風水害対策を主なテーマとした出前講座の数	5回	0回

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

風水害対策は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
56箇所	H30年度	減少	R6年度	52箇所

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	9,230	7,112	38,766
決算額	867	1,011	30,285

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	7,512	豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務 豊中市公開型 GIS 向けハザードマップ等追加業務
需用費	15,367	総合ハザードマップ印刷
役務費	7,405	「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務
合計	30,285	

(2) 監査の結果及び意見

① 豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務

ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について(監査の結果)

本業務は、新たに高潮ハザードマップの作成を行うとともに、既に作成済みである浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップと合わせた冊子用データを作成することを目的とするものである(表 18 参照)。

表 18 豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務の概要

契約名	豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務
契約先	一般財団法人地域地盤環境研究所
委託料	4,180,000 円(変更契約により 198,000 円増額)
履行期間	令和3年4月21日から令和3年8月31日まで
契約方式	指名競争入札

(出所:監査人作成)

仕様書では、本業務の実施に先立つ提出書類として、次のとおり記載されている。

豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務 仕様書(抜粋)

7. 提出書類

(1)受託者は、本業務の実施に先立って、業務計画書等(業務計画書、工程表、着手届、管理技術者届及び業務経歴書)を速やかに委託者に提出し、その承認を受けなければならない。また、この計画等を変更しようとする場合も同様とする。

この点、実際の提出書類を確認したところ、業務計画書が提出されていなかった。危機管理課によると、業務計画書は工程表により代替できるものであり、実質的に問題はないとのことであるが、仕様書に記載された書類については、網羅的に提出を受ける必要がある。

② 「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務

ア) 個人情報取扱特記事項の添付について(監査の意見)

本業務は、豊中市総合ハザードマップについて、市内全域の全世帯と全事業所に原則として各1部配布することを委託するものである(表19参照)。

表19 「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務の概要

契約名	「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務
契約先	株式会社リビングプロシード 大阪支社
委託料	1部あたり33円
履行期間	令和3年10月1日から令和3年12月16日まで
契約方式	指名競争入札

(出所:監査人作成)

配布にあたっては、危機管理課が受託者に対して配布先の名簿を提供するのではなく、受託者が自らエリアごとの配布先を確認して実施しているとのことであり、受託者自らが個人情報を収集していることになる。

この点、一般的な委託契約において添付される「個人情報取扱特記事項」においては、次のとおり、収集の制限に係る規定が設けられているが、本業務の契約書には、「個人情報取扱特記事項」が添付されておらず、契約書において、個人情報等の漏洩の禁止に係る規定は設けられているものの、収集の制限に係る規定が設けられていなかった。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報等を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

他の委託契約と異なった規定とすることに合理的な理由はなく、逆に契約書に個人情報の取扱いに係る規定を包含させることで、必要な規定が漏れてしまう可能性もあるため、「個人情報取扱特記事項」を添付する取扱いとする方が望ましかったものと言える。

5. 防災対策関連システムの運用

(1) 事業の概要

① 事業内容

防災対策関連システムの運用は、市内での被害情報集約や災害対策活動の情報管理に活用する危機管理対策支援システム、大阪府防災情報システムなどの防災関連システムの運用・管理を行い、災害発生時の災害対策活動の円滑化及び市民の生命・身体・財産への被害を最小限に抑えることを目的とする事業である。

② 事業実績

危機管理対策支援システム、大阪府防災情報システムなどを適正に管理し、機能の検討などを行っている。なお、従来、危機管理対策支援システムにおいて担っていた機能については、令和4年度から導入される次期大阪府防災情報システムに同様の機能が追加されることとなったため、危機管理対策支援システムの運用は令和3年度をもって終了している。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
大阪府防災情報システム情報発信回数	1回	0回
危機管理対策支援システム研修及び訓練	1回	0回

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

防災対策関連システムの運用は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標		災害時における人的被害(死者数)		
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
-	-	限りなく0に近づける	-	-

指標	災害時における経済被害(被害額)			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
-	-	50%減少させる	-	-

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,289	6,634	8,036
決算額	6,278	8,563	8,278

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	1,133	危機管理対策支援システム運用保守業務委託
使用料及び賃借料	2,930	豊中市河川映像及び気象情報配信業務 危機管理対策支援システム機器等一式賃借
需用費	17	
役務費	3,073	新型インフルエンザ用コールセンターに係る電話回線使用料
負担金補助及び交付金	1,123	大阪府防災情報充実強化事業費負担金
合計	8,278	

(2) 監査の結果及び意見

① 豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託

ア) 仕様書に定める操作研修の未実施について(監査の結果)

豊中市危機管理対策支援システムとは、大雨、地震等の災害に対して、GIS(地理情報システム)を活用して、被害情報や各部が講じる災害対策活動情報を一元管理

するとともに、登録された情報については全庁的に共有を図ることにより、各種災害対策活動及び意思決定を支援するシステムである。

豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託は、本システムの運用及び保守(ハードを除く。)業務を行うものである(表 20 参照)。

表 20 豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託の概要

契約名	豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託
契約先	株式会社オージス総研
委託料	1,133,000 円
履行期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

(出所:監査人作成)

当該業務委託契約の仕様書には、次のとおり、操作研修の実施についての記載がある。

7 業務内容

(8) 本システムの操作研修を実施する。

実施時期・実施内容は、委託者・受託者協議の上決定する。

実施場所は、豊中市研修室を利用する。

この点、業務完了後に受託者が提出した運用保守実績報告書においては、研修の実施の記載がなかったため、危機管理課に質問したところ、本システムの操作方法については、既に習熟している職員が多く、研修の必要性が乏しいこともあり、実際には開催されていないとのことであった。

そのような事情については理解できる面はあるが、結果的に、仕様書の内容と実際の業務が整合していないことになるため、操作研修の必要がないのであれば、仕様書から削除すべきであったと考える。

なお、(1)事業の概要でも述べたように、本システムの運用は、令和 3 年度をもって終了している。

② 豊中市河川映像および気象情報配信業務

ア) 契約書の表題及び内容や予算科目の不整合について(監査の結果)

豊中市河川映像および気象情報配信業務は、豊中市における気象予測や、防災体制準備及び解除判断に必要な河川映像及び気象情報の提供を行うものである(表 21 参照)。

表 21 豊中市河川映像および気象情報配信業務の概要

契約名	豊中市河川映像および気象情報配信業務
契約先	株式会社気象工学研究所
委託料	2,134,000 円
履行期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

(出所:監査人作成)

本業務には、映像の提供を受けるだけでなく、3 時間以内に時間 50mm 以上の降雨が予想される場合や台風が近畿地方に接近する場合には、気象予報士より豊中市担当職員宛に見通しをメール通知するなどの内容も含まれている。

本業務の契約書は、表題については、「賃貸借契約書」とされているが、条項等の内容については、委託契約書のひな形を使用して作成されており、契約書の表題と内容が整合していない。

一方、本業務に基づく支出額は、使用料として執行されている。この点、豊中市における支出科目の取扱いは、次のとおりであり、映像配信について、WEB サービス利用料にあたるのであれば、使用料として執行することに妥当性があると考えられる。

豊中市「主な支出科目の説明」(抜粋)

節・細節	説明
使用料及び賃借料—使用料	入園料、入場料、著作権使用料、ソフトウェア及びライセンス料のうち、ダウンロード版など媒体がないもの(媒体があるものは消耗品費(注))、クラウドシステム等の WEB サービス利用料 (注) 映像、音楽系等ソフトは、金額により消耗品費/備品購入費

節・細節	説明
委託料	地方公共団体が行う事務、事業、調査、研究等を特定の者に委託して行わせる対価として支出するもの

しかし、気象予報士からのメール通知については、調査の委託としての側面が強く、委託料として執行すべきとも考えられる。

本業務には、多岐に亘る内容が含まれており、どの支出科目が適切については、契約内容を改めて吟味する必要があるが、少なくとも契約書の表題と内容の不整合については速やかに解消すべきである。

③ 事業評価シートにおける本事業の指標

ア) 事業評価における指標の取扱い(監査の意見)

『(1) 事業の概要 ② 事業実績』に記載したとおり、「令和 4 年度事業評価シート(令和 3 年度実施分)」では、評価の指標として「大阪府防災情報システム情報発信回数」を挙げており、その結果は次のとおりである。

表 22 令和 4 年度事業評価シート(令和 3 年度実施分)における指標

区分	R3 目標	H29	H30	R1	R2	R3
大阪府防災情報システム 情報発信回数	1	0	2	0	0	0

(出所:「令和 4 年度事業評価シート(令和 3 年度実施分)」)

表 22 のとおり、目標 1 件に対して、平成 30 年度に 2 件の実績があるのみで、他の年度は 0 件となっている。これは、災害により人的・物的被害が発生した際に、大阪府防災情報システムを通じて大阪府へ情報発信が行われるところ、平成 30 年度には、大阪府北部地震及び台風 21 号の 2 度にわたり人的・物的被害の発生があったが、他の年度は災害の発生はあったものの、人的・物的被害が発生しなかったためである。

このように災害の有無によって実績が左右されるような指標により事業を評価するのは適切でなく、例えば、災害に備えた情報発信の訓練の回数を指標とするなど、適切かつわかりやすい指標を選ぶことが求められる。

6. 防災無線運用事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

防災無線運用事業は、災害対策基本法や水防法等の諸法令に基づき、適正に無線を運用し、防災、応急救助、災害復旧に関する業務を行う事業であり、同報系・移動系無線ともに平時より適切な維持管理や訓練を行い、災害発生時に有効的に活用するものである。

② 事業実績

定期的に通信訓練や機器のチェック等を実施し、機器の適正な維持管理、職員の実力向上を図るとともに、Jアラート通信試験放送実施や防災スピーカーからの啓発放送など市民への周知・啓発を実施している。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
設置部局対象試験放送回数	50回	50回
移動系通信システムポーリング回数	50回	50回
同報系通信システムポーリング回数	50回	50回

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

防災無線運用事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	災害時における人的被害(死者数)			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
-	-	限りなく0に近づける	-	-

指標	災害時における経済被害(被害額)			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
-	-	50%減少させる	-	-

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	15,421	16,449	21,734
決算額	17,490	15,847	21,643

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	12,149	同報・移動通信システム機器更新 同報・移動通信システム定期点検
使用料及び賃借料	21	
需用費	1,640	同報系無線モーターサイレン設置局及び拡 声子局電気料金
役務費	7,818	MCA 無線使用料
負担金補助及び交付金	14	
合計	21,643	

(2) 監査の結果及び意見

① とよなか同報通信システムFAPC保守期限切れに伴う機器更新業務委託

ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について(監査の結果)

とよなか同報通信システムは、地域住民及び市職員等に対して、災害時及び緊急時における避難勧告等避難情報や緊急地震速報等の J-ALERT 情報等を確実に伝達するためのシステムであるが、操作端末は納入より11年以上経過し、経年劣化が進行しており、メーカーによる保守も終了しているため、故障発生時に修理不可となっていることから、本業務において、危機管理課内に設置されている親局設備の一部機器を更新することとしたものである(表 23 参照)。

表 23 とよなか同報通信システムFAPC保守期限切れに伴う機器更新業務委託の概要

契約名	とよなか同報通信システムFAPC保守期限切れに伴う 機器更新業務委託
契約先	三菱電機株式会社 大阪支社
委託料	7,150,000 円
履行期間	令和 3 年 6 月 25 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

(出所:監査人作成)

本業務の仕様書においては、提出書類に関して、次のような記載がある。

<p>第 1 章 総則</p> <p>11. 提出書類</p> <p>請負者は契約締結後、下記の書類を豊中市の指定する期間内に豊中市に提出しなければならない。なお、下記以外にも豊中市が必要とし請負者に要請した場合は、その都度提出するものとする。</p> <p>(1)機器承認願 1 部</p> <p>(2)完成図書 1 部</p> <p>(3)取扱説明書 1 部</p> <p>(4)その他豊中市が必要と認める書類</p> <p>17. データ消去</p> <p>請負者は、交換したパソコンの記録媒体(HDD)について、①(物理的な破壊または時期的な破壊)もしくは②(アメリカ国防総省規格等に基づく専用ソフトウェア利用)により、データ消去作業を行うこと。またデータ消去作業完了報告書を提出すること。</p>

この点、機器承認願については、仕様書において指定している品目(型番)と実際に納入する機器が一致しているのであれば、特段、提出を求める必要はないと考えられるが、仕様書には、プリンターを除き具体的な型番は記載されていない。このため、請負者が機器承認願において具体的なメーカー、型番等を記載し、その内容を豊中市において確認し、承認するという過程を経ることが望ましいと考えられる。

また、データ消去作業完了報告書については、交換したパソコンのハードディスク内のデータ流出を防止する観点から、提出を求めることには大きな意味があると考えられるが、実際には提出されていなかった。

仕様書において提出を求めている書類については、漏れなく提出を求める必要がある。

イ) 本業務と定期点検業務の随意契約理由の整合性について(監査の意見)

本業務は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とされているが、その理由は、次のとおりであり、契約先である西菱電機株式会社大阪支社は、ソフトウェアの製作事業者であると認識しているようである。

親局設備と屋外拡声子局間の通信方式(制御コマンド、制御手順)は、各メーカーによって異なるため、親局設備と屋外拡声子局が異なるメーカーとなった場合、通信が成立せず拡声放送が行われない。また、制御を行うためのシリアルインターフェース仕様は既設業者独自のものであり、既設業者以外では実施できず、他社で実施する場合は通信処理のソフトウェアを含め製作する必要がある。かつ、既設業者と他社とで納入業者が混在する場合、システム責任が明確に出来ず、適切な保守体制が取れないほか、不具合発生時の切り分けが困難であるため、復旧にかなりの時間を要する恐れがあり、万一既設設備に不具合等が発生しても、システム一体として、迅速かつ柔軟な対応が行えるのは既設業者しかいない。

一方、同報通信システムについては、本業務とは別に定期点検業務があり、本業務と同一事業者との間で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しており、その理由は、次のとおりである。

防災無線の定期点検は、専門的な技術、機械等を必要とする業務であり、当市の導入機器に精通している必要があるため、当市の導入機器メーカー(三菱電機株式会社)の代理店で、本市が防災無線導入時の工事業者であり、かつ、総合通信局の認定を受けた認定事業者に委託するものとする。

このように、定期点検業務の随意契約理由では、「代理店」とされており、本業務の随意契約理由と整合していないと思われる。

よって、契約先が委託契約の履行において担っている役割を再確認し、実態に即した随意契約理由とすべきである。

7. 危機管理課の委託契約における共通事項

(1) 監査の意見

① 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について(監査の意見)

危機管理課における委託契約の多くにおいて、一括再委託等の禁止について、契約書に次のような規定が置かれている。

業務委託契約書(抜粋)

(一括再委託等の禁止)

第〇条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

この規定においては、一括再委託を禁止していることに加え、「設計図書において指定した主たる部分」についての再委託についても禁止している。

この点、「再委託に関するガイドライン」(豊中市総務部契約検査室 平成29年8月改正)においては、一括再委託とは、「委託業務の全部又は発注者が仕様書などの設計図書等(以下「設計図書等」という。)で指定した主たる部分若しくは概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委託し、又は請け負わせることをいいます。」とされており、「業務の履行にあたって、契約の相手方が自ら履行しなければならないものについては、設計図書等に「主たる部分」として、原則、明示することとします。」とされている。

したがって、危機管理課の委託契約においても、上記の内容が契約書に規定されている場合、仕様書に「主たる部分」を明示することが必要となると考えられるが、監査の対象とした表24の委託契約において、仕様書への明示が行われていなかった。

表 24 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載がなかった委託契約

事業名	契約名
自主防災体制推進事業	総合ハザードマップの内容説明動画編集業務
	防災公園 PR 動画編集業務
地域防災計画関連事業	豊中市地域防災計画修正業務
避難関連事業	防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務
	避難行動要支援者名簿管理システム保守業務
備蓄物資整備・管理事業	非常用発電機保守点検業務
風水害対策	豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務
	豊中市公開型 GIS 向けハザードマップ等追加業務
防災対策関連システムの運用	豊中市河川映像および気象情報配信業務
	豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務
防災無線運用事業	とよなか同報通信システム FAPC 保守期限切れに伴う機器更新業務
	豊中市 MCA 同報通信システム定期点検業務
	豊中市 MCA 移動通信システム定期点検業務

(出所:監査人作成)

危機管理課においても、「再委託に関するガイドライン」の趣旨に則り、仕様書に再委託に係る「主たる部分」を明記することを検討すべきである。

II 市民協働部

1. 地域自治システムの運用(コミュニティ政策課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

地域自治システムの運用は、地域自治組織の活動の自立・発展を促進するとともに、地域自治組織と市が連携・協働して地域づくりを進める取組みである。

地域自治組織とは、教育や福祉、防犯など、様々な分野で活動する地域の団体に活動する住民を含めた多くの人々が、それぞれの知恵や力を持ち寄って、自分たちの地域に必要な取組みを話し合う場のことである。地域自治組織は、原則、小学校区程度を範囲として設立されるが、市が全校区に一斉・一律に設立を要請するものではなく、住民や地域団体の人々が中心となって、十分に話し合いながら進めるものとされている。

現在、市内に設立された地域自治組織は表 25 の 8 団体であり、市は、地域住民が実施する取組みに対する助言・指導、専門家の派遣、情報提供、助成等の支援を行っている。

表 25 市内の地域自治組織

校区名	地域自治組織名
東丘小学校区	新千里東町地域自治協議会
北丘小学校区	新千里北町地域自治協議会
小曾根小学校区	小曾根小学校区地域自治協議会
刀根山小学校区	刀根山校区地域自治協議会
南桜塚小学校区	南桜塚校区地域連絡協議会
高川小学校区	ゆめあるまち高川会
野田小学校区	野田校区地域自治協議会
上野小学校区	上野地域連絡会

(出所: 監査人作成)

地域自治組織が設立されている校区では、地域自治組織が自主防災組織としての役割を担うこともある。

② 事業実績

地域自治組織の設立及び活動を支援するために、「地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱」(以下、本項において「要綱」という。)に基づき、市は経費の一部を助成することとしている。

地域自治組織の設立から活動の開始、地域づくり活動計画策定に至るまでの各フェーズにおける市の助成をまとめると、表 26 のとおりである。

表 26 市内の地域自治組織

地域自治組織のフェーズ	助成金等名称	助成限度額
検討会設立 …地域のことをよく知る団体や参加を希望する人を中心に立ち上げる。	地域自治助成金	検討会へ最大 30 万円交付 ※校区ごとに上限あり ※1 組織につき 1 回 ※3 回(3 年度)に分けて助成を受けることができる
地域自治組織設立 …地域の団体・住民・市が協力して、住みよい地域づくりを進める。	地域自治組織活動交付金	年間最大 300 万円 ※校区ごとに上限あり
地域づくり活動計画策定 …単年度ではなく、複数年度にわたる中長期的な計画を立て、継続的な取り組みを行う。	地域づくり活動計画策定助成金	上限 20 万円 1 組織につき 1 回 ※3 回(3 年度)に分けて助成を受けることができる

(出所:要綱及び地域自治組織パンフレットに基づき監査人作成)

地域づくり活動計画の策定をめざす地域自治組織に対しては、地域づくり活動計画策定助成金による助成を行うほか、市が NPO 団体に委託し、専門家を派遣することもある。

また、事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
地域づくり活動計画策定地域数	2 地域	1 地域
地域自治組織数	11 地域	8 地域

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、地域自治システムの運用に関連する指標は設定されていないが、具体的な取組みとして次のとおり記載されている。

⑥ 地域生活圏の形成	
進捗状況	● 防災生活圏の形成
	・概ね小学校区を活動範囲とする、住民と地域団体が知恵や力を出し合って課題を解決する仕組みである地域自治組織が市内 8 校区で設立され、各組織において住民の防災意識と地域の防災力を高めるため防災訓練を実施しています。(市民協働部)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	31,340	36,064	31,733
決算額	15,573	16,581	14,206

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	499	地域づくり活動計画策定アドバイザー業務
需用費	1	
負担金補助及び交付金	13,628	地域自治組織活動交付金(8団体)
報償費	51	
役務費	25	
合計	14,206	

令和3年度においては、地域自治組織8団体に対して、地域自治組織活動交付金を交付しており、その内訳は、表27のとおりである。なお、地域自治助成金及び地域づくり活動計画策定助成金については、令和3年度の交付実績はない。

表 27 地域自治組織活動交付金(令和 3 年度)の交付実績

地域自治組織名	交付金額(千円)
新千里東町地域自治協議会	1,877
新千里北町地域自治協議会	2,127
小曾根小学校区地域自治協議会	2,345
刀根山校区地域自治協議会	1,871
南桜塚校区地域連絡協議会	465
ゆめあるまち高川会	1,558
野田校区地域自治協議会	1,084
上野地域連絡会	2,299
合 計	13,628

(出所:監査人作成)

(2) 監査の結果及び意見

① 地域自治組織活動交付金の交付決定に係る起案書の記載誤りについて(監査の結果)

地域自治組織活動交付金の交付限度額は、要綱の別表第 1 において、『一つの組織につき、「50 円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+2,000,000 円」又は 3,000,000 円のいずれか低い額を限度とする。』とされている。

この点、上野地域連絡会への地域自治組織活動交付金の交付決定に係る起案書を確認したところ、次のように、小学校区の人口と年少人口率係数が誤って記載されていた。

<起案書の記載>		
(正) $50 \text{ 円} \times 16,398 \times 1.0 \times 1.2 + 2,000,000 = 2,983,000 \text{ 円}$		
(誤) $50 \text{ 円} \times 16,301 \times 1.0 \times 1.1 + 2,000,000 = 2,983,000 \text{ 円}$		
<助成限度額算定の基礎数値>		
校区人口	高齢者率係数	年少人口率係数
16,398 人	1.0	1.2

上記のように、助成限度額の算定は正しい校区人口と係数をもとに行われ、交付決定額自体は正しく算定されているものの、起案書には正確な数値を記載する必要がある。

② 委託業務による成果の還元について(監査の意見)

地域自治組織においては、継続的な取組みのために単年度の事業計画だけではなく、複数年度にわたる中期的な計画を立て、単年度計画の指針とする必要があり、運営に関わる人の交代による引継ぎや取組みの方向性の共有を円滑に行うためにも、計画期間や活動の内容等を記載した地域づくり活動計画の策定が重要となる。

現在のところ、地域づくり活動計画は、新千里北町地域自治協議会(北丘小学校区)において策定済みであるが、現在、小曾根小学校区地域自治協議会(小曾根小学校区)において、策定に向けた検討が行われている。市は、小曾根小学校区地域自治協議会における地域づくり活動計画の策定を支援するため、令和2年度において、公募型プロポーザルを実施し、地域づくり活動計画策定アドバイザー業務委託の契約先として、特定非営利活動法人大阪 NPO センター(以下「NPO センター」という。)を選定し、NPO センターから小曾根小学校区地域自治協議会へ専門家の派遣が行われることとなった。

令和3年度においては、令和2年度の委託業務において実施された地域づくり活動計画策定に向けたアンケート調査の結果を踏まえ、協議会活動の見える化推進及び計画書策定導入部の支援を行うことを目的として、引き続き、NPO センターとの委託契約が締結されている。令和3年度における委託契約の概要は、表28のとおりである。

表28 委託契約の概要(地域自治システムの運用)

契約名	地域づくり活動計画策定アドバイザー業務
契約先	特定非営利活動法人大阪 NPO センター
令和3年度支出額	499千円
契約方式	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

(出所:監査人作成)

この点、本委託契約は、特定の地域自治組織における地域づくり活動計画の策定を目的とするものであり、市からの助成金等を財源として、地域自治組織が事業を委託する形式を採る方が自然であると思われる。しかし、地域自治組織には委託事業者

を選定するノウハウに乏しいと考えられ、市が適切な事業者を選定し、専門家を派遣することは現実的な対応であると考えられる。

そして、小曾根小学校区地域自治協議会における地域づくり活動計画策定アドバイザー業務は、令和4年度も継続して行われており、令和2年度から3年間の委託料は、表29のとおりである。

表 29 地域づくり活動計画策定アドバイザー業務の委託料

令和2年度	令和3年度	令和4年度(見込)	合計
1,300千円	499千円	450千円	2,249千円

一方、地域づくり活動計画策定を支援するものとして、地域づくり活動計画策定助成金が設けられているが、1組織につき、上限20万円となっており、本委託契約の3年間の委託料からみると、少額であることは否めない。

このように、本委託業務は市が契約当事者となっていることに加え、地域づくり活動計画策定助成金の規模から考えると、本委託契約で得られた成果を既存の市内の地域自治組織や、今後、地域自治組織の設立を検討している地域に対しても、最大限還元する必要があると考える。

たとえば、本委託業務を通じて、小曾根小学校区地域自治協議会では、次のような地域活動動画(コンテンツ)を作成している。

Vol1	豊中小曾根のおしえて じいちゃん！～どこに逃げるの?!編～
Vol2	豊中小曾根のおしえて おっちゃん！～防災倉庫の中身編～
Vol3	第11回防災訓練 ～一時集合場所・名簿作成訓練編～
Vol4	第11回防災訓練 ～無事フラッグ運動編～
Vol5	第11回防災訓練 ～インタビュー編～
Vol6	小曾根自主防災会 ～ 防災倉庫へのアクセス手段編～
Vol7	小曾根自主防災会 ～スタンドパイプ設置手順編～
Vol8	小曾根自主防災会 ～防火設備(消火栓・消火器)の確認・点検編～
Vol9	小曾根自主防災会 ～水消火器による消火訓練編～

このような地域活動動画(コンテンツ)の作成は、住民の防災意識と地域の防災力を高めるために、極めて有用な取組みであり、市内の他の地域においても同様の取組みを展開することは、強靱化にも資するものとする。

については、現在、市のホームページにおいて、各地域自治組織における行事等を「お知らせ」として掲載しているが、これに加えて、他の地域においてもノウハウを共有できるよう、地域自治組織における先進的な取組みをデータベース化するなどの方策を検討されたい。

Ⅲ 福祉部

1. 社会福祉協議会事業補助(地域共生課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

社会福祉法において、地域福祉の推進団体として位置付けられている社会福祉法人豊中市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に対して事業補助を行うことにより、地域共生社会の実現をめざすものである。

② 事業実績

「社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱」(以下、本項において「要綱」という。)に基づき、補助金を交付するとともに、社協の介護保険部門の運転資金に充当するものとして、経営安定化貸付金を貸し付けるものである。

まず、補助金については、要綱に基づき、次の補助対象事業に係る経費及び社協の運営費及び人件費に係る経費の一部を補助対象経費としている。

- (1) 地域福祉推進事業
- (2) ボランティア活動事業
- (3) 地域福祉活動支援センター事業
- (4) 地域力強化推進事業
- (5) コミュニティソーシャルワーカー配置事業
- (6) 小地域福祉ネットワーク事業
- (7) 民生・児童委員協議会事務局事業
- (8) 老人クラブ連合会事務局事業
- (9) 敬老の集い事業
- (10) 日常生活自立支援事業
- (11) 新型コロナウイルス感染症に対応した地域福祉活動を行うために必要な事業

次に、経営安定化貸付金については、介護保険事業に係る介護報酬及び障害者総合支援事業に係る報酬が実質 3 ヶ月遅れの収入となるため、その運用資金に充てるために貸し付けているものである。

また、事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
小地域福祉ネットワーク活動 (個別援助延単位別活動回数)	81,500 回	37,906 回
CSW配置事業支援相談件数	900 人	811 人
地域福祉活動支援センター事業 地域交流スペース利用状況	4,200 人	2,805 人

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

社会福祉協議会事業補助は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	豊中市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録ボランティア人数			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
517 人	H30 年度	増加	—	583 人

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	433,382	417,663	340,139
決算額	391,431	386,315	291,068

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
貸付金	64,500	社協への経営安定化貸付金の貸付け
負担金補助及び交付金	226,568	社協への事業費補助金の交付
合計	291,068	

(2) 監査の結果及び意見

① 当初予算額の積算誤りについて(監査の結果)

要綱に基づく社協への補助金については、地域共生課のほか、長寿安心課においても執行されている。

要綱第 3 条の補助対象事業と所管課の関係をまとめると、表 30 のとおりである。

表 30 社協補助金の所管課と予算区分

要綱第 3 条の補助対象事業	所管課
(1)地域福祉推進事業	地域共生課
(2)ボランティア活動事業	
(3)地域福祉活動支援センター事業	
(4)地域力強化推進事業	
(5)コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
(6)小地域福祉ネットワーク事業	
(7)民生・児童委員協議会事務局事業	
(8)老人クラブ連合会事務局事業	長寿安心課
(9)敬老の集い事業	
(10)日常生活自立支援事業	地域共生課
(11)新型コロナウイルス感染症に対応した地域福祉活動を行うために必要な事業	

(出所:市提出資料より監査人作成)

さらに、地域共生課の予算上、社協補助金は、細節「補助金」及び細節「社会福祉協議会補助金」の 2 つに区分されている。

このうち、細節「補助金」については、要綱第 3 条に定める上記(表 30)の補助対象事業に係る経費を対象とするものとのことであった。

一方、細節「社会福祉協議会補助金」については、平成 21 年 3 月に解散した財団法人豊中市福祉公社(以下「公社」という。)の事業を社協に引き継ぐにあたり、公社から社協に移籍した職員(以下「旧公社職員」という。)の退職手当引当不足額に対する補助とのことであった。

この点、社協への補助金について、当初予算額の内訳を整理すると、表 31 のとおりであった。

表 31 豊中市社会福祉協議会補助金の当初予算額の内訳

(単位:千円)

所属・区分	当初予算額
地域共生課	363,231
(細節)補助金	352,446
(細節)社会福祉協議会補助金	8,785
長寿安心課	31,164
合 計	394,395

(出所:市提出資料より監査人作成)

本来、細節「社会福祉協議会補助金」には、当該年度において退職する旧公社職員がいる場合に、その職員の退職手当引当不足額を計上することになっており、令和3年度における当該金額は1,152千円であった。

しかし、市の担当者が当初予算額を積算する際、誤って、社協における令和3年度の退職給付引当金繰入額の予算額である8,785千円としてしまったことであった。

実際に細節「社会福祉協議会補助金」から執行されているのは、1,152千円で、当初予算額との差額7,633千円は執行残となっており、結果的に、補助金を過大に交付した訳ではないが、予算の積算は正確に行う必要がある。

② 退職手当引当不足額に対する補助のあり方について(監査の意見)

「① 当初予算額の積算誤りについて(監査の結果)」で述べたとおり、平成21年3月に解散した公社の事業を社協に引き継ぐにあたり、旧公社職員の退職手当引当不足額に対する補助を行っている。

当該補助の根拠について、地域共生課に質問したところ、公社の解散に先立つ平成21年1月7日付けで、社協、公社及び豊中市の3者間で「財団法人豊中市福祉公社事業の承継に関する協定書」(以下「協定書」という。)が、また、社協及び公社間で「職員の引継ぎに関する取決め」(以下「取決め」という。)が交わされ、旧公社職員の身分や任用、給与等の取扱いについて合意されており、これらの協定書等が補助の根拠となっているとのことであった。

協定書及び取決めにおける旧公社職員の取扱いに係る合意事項は、以下のとおりである。

「財団法人豊中市福祉公社事業の承継に関する協定書」(抜粋)

(職員の引継ぎ)

第 2 条 乙(公社)が解散する日において乙(公社)の職員である者は、甲(社協)の職員となるものとする。なお、平成 21 年 4 月 1 日付けで乙(公社)の採用内定者にあっても、甲(社協)の職員内定者とする。

2 前号により、甲(社協)の職員となった者の勤務条件、給与及び退職金については、甲(社協)及び乙(公社)の職員の引継ぎに関する取決めに定めるところによる。

(注:括弧内は監査人が追加。)

「職員の引継ぎに関する取決め」(抜粋)

2. 任用、給与等の取扱い

身分切替者の任用、給与等の勤務条件については、甲(社協)の就業規則を適用するほか、次のとおり取り扱う。

(1)退職金の取扱い

身分切替者の退職金は、乙(公社)の勤務年数を甲の勤務年数に通算するとともに、乙(公社)に引き続き勤務したものとみなしたときに受ける退職金と同様とする。なお、身分切替者の退職金の支給に必要な財源は、乙(公社)から甲(社協)に引き継ぐ。

(注:括弧内は監査人が追加。)

協定書及び取決めに明確に記載されている訳ではないが、公社における退職金の支給基準は、豊中市職員の例によることとされており、社協職員の水準とは異なっていたところ、取決めにおいて、旧公社職員について、社協移籍後も、公社在籍時の条件を継続することを合意しているとのことであった。

しかし、取決めでは、退職金の支給に必要な財源は、公社から社協に引き継がれることとされており、市が旧公社職員に係る退職手当引当不足額に対する補助を行う必要性はないようにも思われる。また、そもそも、市も当事者となっている協定書においては、市の退職手当引当不足額に対する補助について、何ら触れられていない。

旧公社職員は、現時点においても 26 名が社協に在籍しているということであり、今後も、退職金の支給が見込まれることから、市が公社職員の退職手当引当不足額に対する補助を行う根拠や必要性について、改めて整理しておく必要がある。

また、社協から市に提出された補助金に係る精算書においては、現状では、退職手当不足額についても、補助対象事業である「地域福祉推進事業」の経費を構成するものとして報告されているが、市が事業補助と別枠で積算するのであれば、精算書においても、退職手当不足額に係る部分を明確に区分すべきである。

③ 経営安定化貸付金のあり方について(監査の意見)

市は、毎年度当初に社協に対する経営安定化貸付金の貸付けを行い、年度末に同額の償還を受けている。令和元年度までは、介護保険事業に係る介護報酬及び障害者総合支援事業に係る報酬の3ヶ月分に相当する額を貸し付けていたが、令和2年度以降、毎年0.5ヶ月分ずつ対象月数を減少させることとしており、令和3年度は2ヶ月分として64,500千円を貸し付けている。そして、今後、令和7年度には貸付額を0とする予定としている。

この点、社協において、年度末の市への償還のために市中金融機関からの借入れを行っている事実はなく、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」において問題とされている「オーバーナイト」と呼ばれている財政運営手法に当たるものとはいえない。

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」

(平成27年12月 総務省自治財政局地方債課 総務省自治財政局財務調査課)(抜粋)

地方公共団体から第三セクター等に対する短期貸付の中には、毎年度、反復かつ継続的に行われているが、返済は年度末までに行われているものもある。第三セクター等は地方公共団体への返済のため、一般的に年度末の日をまたいで2日間(数日間～数ヶ月間の場合もある。)のみ金融機関から資金を借り入れる。いわゆる「オーバーナイト」と呼ばれる財政運営手法である。

しかし、毎年度末において、一旦、貸付金全額が償還される形となることから、社協の貸借対照表において、市からの借入金が増上されることはなく、市が公表している「出資法人等評価・カルテシート」においても当該貸付の存在が明らかになっていない。

より透明性を確保した財政運営手法とするためにも、上記の点を踏まえて、あらためて社協への経営安定化貸付金のあり方を見直されたい。

IV 都市計画推進部

1. 耐震補助事業(建築審査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

地震に強いまちづくりを進めるために、原則として昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前に建築された住宅又は特定建築物の耐震診断並びに木造住宅の耐震設計、耐震改修、除却及びブロック塀等撤去、分譲マンションの耐震設計、耐震改修の費用に対して、その一部を補助するものである。

② 事業実績

令和 3 年度においては、平成 28 年度に改定した「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」及び同計画にかかる令和 2 年度の間検証に基づき耐震性を向上させるため、耐震の診断・改修・設計・除却補助に取り組んでいる。

また、事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
耐震診断補助件数	60 件	34 件
耐震改修補助件数	35 件	5 件
震災対策除却補助件数	60 件	29 件

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

耐震補助事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和 3 年度の状況は次のとおりである。

指標		住宅の耐震化率		
計画策定時		目標		令和 3 年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
82%	H27 年度	95%	R7 年度	—

(注) 令和 2 年度に算定された耐震化率は 91%である。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	123,750	119,000	104,100
決算額	68,540	30,865	24,283

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	24,283	耐震診断補助、耐震設計・耐震改修補助、 住宅除却補助、ブロック塀等撤去補助
合計	24,283	

(2) 監査の意見

① 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)の進捗に、より寄与する方策の検討について(監査の意見)

「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」は、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することにより、地震時の建物の倒壊などによって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、がれき発生量の減少等を促進し、早期の復旧・復興に寄与するための計画として平成19年度(2007年度)に策定されたものである。

その後、平成28年度(2016年度)に「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」(以下「計画改定版」という。)を策定している。

表 32 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)の内容

基本方針	本計画においては耐震化を促進するため、関係者の役割分担のもと、本市及び大阪府、建築物所有者、地元組織、建築関係団体、建築関係技術者等が互いに連携を図りながら、市民・建築物所有者が地震やその対策について正しく理解し、自主的に耐震化に取り組むことを基本とする。また、市は建築物所有者の自主的な取組みを適切に支援する観点から、確実な普及啓発の取組みを図るとともに、耐震化の支援に向けた施策を展開する。
------	---

計画期間	平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)までとする。なお、社会経済情勢の変化、本市の財政状況や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて本計画の見直しを検討する。
目標	市民の安全・安心な生活基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民・事業者・行政が一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など様々な手法により、市民みんなをめざすべき耐震化率の目標として「豊中みんなをめざそう値」を次のように設定する。
	【目標耐震化率】「豊中みんなをめざそう値」
	① 住宅の耐震化率:平成 37 年度(2025 年度)までに 95%
	② 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化率: 平成 32 年度(2020 年度)までに 95%
	③ 市有建築物 学校施設の耐震化率:平成 29 年度(2017 年度)までに 100% 市有建築物の耐震化率:平成 32 年度(2020 年度)までに 100%

(出所:「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」)

市では計画改定版に基づき、耐震化に向けた施策を進めているところであり、計画改定版の目標年次である令和 7 年度(2025 年度)までの中間年にあたる令和 2 年度(2020 年度)に中間検証を行っている。その結果は次のとおりである。

表 33 豊中市における建築物の耐震化率の現状

住宅	種類	H27 年度 注 1 (2015 年度)	R2 年度 (2020 年度)	目標
	木造戸建住宅	72%	約 85%	R7 年度(2025 年度)までに 95%
	共同住宅等	85%	約 94%	
	合計	82%	約 91%	
多数の者が利用する建築物等(民間)	H27 年度 (2015 年度)	R1 年度 (2019 年度)	目標	
	92%	約 93%	R2 年度(2020 年度)までに 95%	
市有建築物 注 2	「小中学校・こども園」、「その他市有施設」ともに R2 年度(2020 年度)までに 100%を達成している。			

(出所:「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)中間検証」)

(注 1)H27 年度については住宅の種類は「持家木造戸建住宅」と「共同住宅等」で分類

(注 2)対象は非木造で 2 階以上又は延べ面積 200 m²超の建築物

表 33 にあるように、市有建築物については、100%の耐震化率を達成しているが、住宅や多数の者が利用する民間の建築物等については耐震化が計画的に進まない状況である。その原因は様々であるが、大きくは以下の要因が考えられる。

① 耐震化に要する費用負担が大きい
② 耐震性があるという認識など、耐震化が不要と考えている
③ 業者の選定が難しい
④ 工法・費用・効果等が適切であるかどうかの判断が難しい
⑤ 工事中の使用が制約されることへの懸念がある(テナント・入居者に迷惑をかけたくないなど)

(出所:「住宅・建築物の耐震化の現状と課題について」(国土交通省))

これに対し、市は「豊中市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を定め、特に令和4年度(2022年度)においては、次のような取組みをしている。

<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii) 住宅の耐震設計費～耐震改修費に対する一部補助を実施 iii) 木造住宅の除却費に対する一部補助を実施
<p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は8小学校区を対象に戸別訪問を実施。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して DM 等による耐震改修促進を実施 ・ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施(※府内全域で実施) ・ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 iv) 市民への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修の必要性の周知を実施 ・ 耐震相談会を年1回以上実施 ・ 市役所庁舎にて耐震パネル展示を実施 ・ 広報誌、リーフレット等による制度概要等の周知を実施

(出所:「豊中市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2022」)

これらの実施項目は計画当初から実施しているものとその延長線上にあるものが中心となっているが、既に何年間にも亘って実施し続けている取組みもあり、計画策定当初と比べるとその効果が低減している可能性があるものも見受けられる。

民間所有の建築物等への対応ということもあり、市が対応できる対策には限界もあるが、施策の実効性をより高めるためには、上述した目標達成を難しくしている5つの原因について直接的に克服できるような対応策を検討する必要がある。例えば、「①耐震化に要する費用負担が大きい」への対応としては、期間を限定した上での補助額の上乗せや融資制度を設けた上での金利等での優遇や改修後一定期間における固定資産税の減免などが考えられる。また、「⑤工事中の使用が制約されることへの懸念がある」への対応としては、テナント・入居者の一時移動費用等の一部を補助することなどが考えられる。

補助額を増額するなどの施策については、市単独の財源によることは難しい面もあると思われることから、大阪府の補助制度などの動向も注視しつつ、現状の取組みによる成果を踏まえ、より目標達成に寄与する方策を検討されたい。

2. 都市計画調整事業(都市計画課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、都市計画制度を適切に運用するための土地利用調査等の調査分析及び施策推進に向けた都市計画に関する情報発信を行うものである。

本事業の成果により不動産取引などに必要な都市計画に関する情報を、ホームページなどを通じて幅広く市民・事業者等に周知することができるようになる。また、土地利用調査等を継続的に行うことによって、都市計画マスタープランや用途地域を始めとした都市計画の見直しなどに関する基礎資料として活用している。

② 事業実績

令和3年度においては、大規模盛土造成地変動予測調査、土地利用調査、都市計画現況調査等の実施、縦覧図の更新、ホームページ更新、都市計画証明発行などを行い、加えて、令和4年度から活用する都市計画窓口システムによる情報提供サービスの向上に向け、システム構築を行った。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
都市計画証明申請件数	12件	1件

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、都市計画調整事業に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	8,149	6,800	21,316
決算額	5,810	5,961	15,207

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	60	大規模盛土造成地の変動予測調査第2次スクリーニングに向けた優先度評価業務に係る学識経験者意見聴取謝礼金
旅費	1	復興都市づくり講演会講師旅費
需用費	3	封筒(周知等)
役務費	22	郵便
委託料	15,090	道路情報提供サービスシステム向け都市計画情報等コンテンツ追加業務委託、大規模盛土造成地の変動予測調査第2次スクリーニングに向けた優先度評価業務、他
負担金補助及び交付金	30	大阪府都市計画協会会費
合計	15,207	

(2) 監査の意見

① 事務事業評価における指標の取扱いについて(監査の意見)

「(1) 事業の概要 ② 事業実績」に記載したとおり、「令和4年度事務事業評価シート(令和3年度実施分)」では、評価の指標として「都市計画証明申請件数」を挙げており、その結果は次のとおりである。

表 34 令和4年度事務事業評価シート(令和3年度実施分)における指標

区分	R3 目標	H29	H30	R1	R2	R3
都市計画証明申請件数	12	6	3	11	2	1

(出所:令和4年度事業評価シート(令和3年度実施分))

表中の数字のみを見ると、事業としての成果は全く上がっていないということになる。しかし、「都市計画証明」とは、土地について都市計画法上の決定内容を証明するものであり、都市計画道路、都市計画緑地等都市施設や用途地域等土地についての都市計画に関する証明書のことである。この都市計画証明書は、申請者が他の行政

手続を行う際、行政側が添付書類として求める時に用いられるものである。したがって、「(1) 事業の概要 ① 事業内容」にある本事業の目的が達成されているかどうかという際の判断基準としては、その申請件数が適切なものとは言い難い。

事務事業評価における指標は、事業成果との適切な相関と指標の把握しやすさから選択する必要がある。特に、市民からのアクセスやアクションの回数などは指標としてはわかりやすく、また市としても事業成果としてのアピールポイントとなりやすいと考えられるが、事業成果との相関が適当ではない場合もある点は注意が必要である。

本事業の場合であれば、例えば、都市計画窓口システムによる情報提供サービスの出力件数などでも、事務を適切に実施していることを示す指標となり得るものと思われる。いずれにせよ、適切かつわかりやすい指標とするよう見直しを検討されたい。

3. 庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業(都市整備課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、庄内・豊南町地区で不足している道路・緑道等の公共施設の整備や木造住宅等の除却に関する補助等を行う。また、大島町地区主要生活道路について、地区の防災性向上と住環境改善を図るため、重点的に整備を進めるというものである。

市内南部に位置する庄内・豊南町地区は、木造住宅などが密集する地域であり、住環境や防災上の課題がある。そこで、当該地区については、昭和 48 年に策定された基本計画「防災避難緑道と広場の庄内住環境整備構想」より、幾度か更改された計画のもと整備が進められてきており、本事業は、「豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画」(平成 31 年 3 月策定)を根拠として、当該地区の整備を行っていくものである。

表 35 豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画の内容

目標	安全・安心に暮らせるまちづくり
計画期間	平成 31 年(2019 年)4 月～平成 41 年(2029 年)3 月
整備方針	① 選択と集中による主要生活道路・緑道の整備 防災性向上や住環境改善の観点から必要な事業箇所を抽出し、選択と集中による主要生活道路・緑道の整備を行います。 ② 不燃化促進と防災意識の啓発 防災地区整備地区計画による不燃化誘導と木造住宅等除却費補助制度を活用し、地域の防災性を向上させるとともに、防災意識の啓発にも取り組みます。

(出所:豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画)

② 事業実績

令和 3 年度における本事業の具体的な取組みは次のとおりである。

項目	主な取組内容
主要生活道路の整備	大島町及び庄本町地区の主要生活道路・緑道に係る土地の購入と補償金の支払。また、これらに伴う不動産鑑定、測量等の委託業務。
不燃化の促進	木造住宅等除却費補助制度に伴う除却費の補助。

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	庄内・豊南町地区(地震時等に著しく危険な密集市街地)の不燃領域率			
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
30.5%	H30年度	40%	R2年度	31.8%

上表のとおり、本事業は、令和2年度における庄内・豊南町地区の不燃領域率40%を目標として取り組んできたが、老朽建築物の自然更新による建替えが想定より下回ったことなどにより令和3年度においても達成できていない。

市では、令和3年3月における「大阪府密集市街地整備方針」の改定に伴い、令和3年度に防災指標を「不燃領域率」から、地理情報システムを用いてより緻密に地区の状況が把握できる「想定平均焼失率」に変更した。「想定平均焼失率」については、その整備水準を23%未満とし、令和12年度末の達成に向けて取り組んでいるところである。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	480,267	492,565	161,836
決算額	387,415	268,902	127,745

(注) 本事業の当初予算額欄には予算現額を記載している。

令和3年度における当初予算額は234,709千円であったが、これとは別に令和2年度において、コロナウイルス感染症の拡大により、地権者交渉に期間を要したことから、令和元年度明許繰越の用地交渉等に係る業務委託費の一部(委託料17,379千円)を事故繰越したものと、令和2年度予算の用地費等(土地購入費20,135千円)を明許繰越したものがある。

加えて、令和3年度においては、通り池水路跡整備や訴訟関連の工事請負費などが未執行となったため、令和4年3月議会において110,387千円の減額補正を行っている。これらをまとめると、次のようになる。

○ 234,709 千円(当初予算額)+17,379 千円(事故繰越)+20,135 千円(明許繰越)
 -110,387 千円(減額補正)=161,836 千円(予算現額)

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	21,724	大島町地区主要生活道路用地補償総合支援業務委託、令和3年度大島町地区主要生活道路整備用地測量委託 他
工事請負費	9,604	道路構造物補修工事(単価契約)4工区
公有財産購入費	2,558	庄本町第25号線、大島町第11号線
負担金補助及び交付金	80,218	木造住宅等除却費補助制度 他
補償補填及び賠償金	13,638	庄本町第25号線、大島町第11号線
合計	127,745	

(2) 監査の意見

① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について(監査の意見)

本事業においては公共用地の取得を行っており、その参考資料とするため、大島町一丁目及び二丁目の土地にかかる不動産鑑定評価業務が行われている。

表 36 不動産鑑定の対象

標準画地①	所在:大島町一丁目 316 番 29 地目:公簿 宅地 現況 宅地 地積:公簿 70.81 m ² 実測 70.81 m ²
標準画地②	所在:大島町一丁目 108 番 2 地目:公簿 宅地 現況 宅地 地積:公簿 66.02 m ² 実測 66.02 m ² 対象面積 84.33 m ²
標準画地③	所在:大島町二丁目 220 番 19 地目:公簿 宅地 現況 宅地 地積:公簿 76.99 m ² 実測 76.99 m ²

(出所:市提出資料)

当該不動産鑑定評価業務においては、不動産鑑定評価を行う法人との間で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により契約を締結している。市は、同条同項同号に定める「その他の契約」に不動産鑑定評価業務が該当するとし、適正な鑑定評価を行う上で必要となる事前の複数回の打合せを行うことを可能とすべく随意契約を行うものとしている。

これは、公共事業に係る不動産鑑定評価業務は、対象不動産の状況に関する不動産鑑定士との協議などを踏まえて仕様が確定することが多いことや、その専門性より民法第 643 条にある委任契約に相当することから、「豊中市随意契約ガイドライン」にある「第 2 号(4)その他」の「⑦医師又は弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合」に該当するとの判断による。

また、契約金額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき算定され、契約先によって変動しないことから、市は令和 2 年 12 月に定めた「用地取得に関する不動産鑑定評価依頼事務処理要領」に基づき、契約先を選定している。

地方自治法施行令第 167 条の 2

(随意契約) 第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 号 (略)

2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3 号 (以下、略)

しかし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号に、随意契約が可能な場合として不動産の買入れ又は借入れが該当する旨が定められているが、それに付随する業務である不動産鑑定評価業務が含まれるかは明確でない。また、不動産鑑定評価業務自体にはその業務内容に特殊性がなく、かつ市内事業者の数も少なくないことから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とするのは疑問である。

確かに、不動産鑑定評価業務の特性上、契約金額が高額になるケースは希であり、豊中市財務規則において随意契約が認められている予定価格が 50 万円以下の案件については、随意契約により契約を締結することに問題はないが、予定価格が 50 万円¹を超える事案については、他の地方公共団体の事例等も踏まえ、今後、入札等の競争性がある形での契約先選定方法についても検討されたい。

¹ 豊中市財務規則第 104 条第 1 項による。

4. 千里中央地区再整備(都市整備課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

市の北部に位置する千里中央地区は、「まちびらき」から50年余が経ち施設の建替え等が始まっているが、その開発や管理を主導してきた大阪府や大阪府都市整備推進センターとともに、豊中市が地権者や商業者等と協議して同地区の今後の方向性を示し、それにそって同地区が更に活性化するとともに、千里ニュータウンの再生に資するものとなるよう図ることが本事業の目的である。

本事業では、平成25年度に策定した千里中央地区活性化ビジョンの実現に向け、平成28年度に設置した千里中央地区活性化協議会(以下「協議会」という。)を継続し、「千里中央地区活性化基本計画」(平成31年3月)に基づき、官民協働のもと、再整備を含めた千里中央地区の活性化に向けた協議、調整を行う。

また、協議会の中に設置したエリアマネジメント部会の中で、民間事業者によるエリアマネジメントの一環となる、地区の活性化に資する活動の支援を行う。

表 37 千里中央地区活性化基本計画の概要

計画の範囲	千里中央地区東町エリア
計画期間	平成31年3月より概ね10年程度
将来像	『北大阪をリードする“新・千里スタイル”の実践・発進拠点』 ○ ビジネス、生活、集客が適度にミックスし、バランスの取れた、魅力ある機能が展開するコンパクトな複合拠点 ○ 千里らしい、安全・安心でサステイナブルな生活・働き方を実現するまち ○ 北大阪の中核的な都市拠点として、市民の愛着に根差したシンボリックなまち ○ あらゆる人にとって便利で、居心地よく、歩いて楽しいまち
まちづくりの取組方針	方向性1: 北大阪の中核的な都市拠点を形成する 方向性2: 千里ニュータウンの地区センター機能を充実する。 方向性3: 快適な回遊動線や広場空間を充実・再構築する 方向性4: 環境配慮や防災性向上を目指したインフラ整備や取組みを推進する 方向性5: エリアマネジメントや市民参加により持続的・発展的にまちを育てる

東町中央ゾーンの再整備	<p>【「東町中央ゾーン」再整備コンセプト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市格に適した高質で賑わいの絶えないまちを実現 ○ 多様な魅力に富む競争力ある一大商業核を形成 ○ 地区課題の解決にとどまらない未来志向のより良いまちづくり ○ 回遊しやすい歩行者中心のまち、来街者や周辺居住者のサードプレイスを提供 <p>※ 再整備の検討範囲は、既に再整備が完了した東町エリアの北側等を除く「東町中央ゾーン」とする。</p>
-------------	---

(出所:千里中央地区活性化基本計画概要版)

② 事業実績

千里中央地区東町中央ゾーンの地権者や事業者と組織する「千里中央地区東町中央ゾーン再整備検討会」において、土地区画整理事業の概略検討を行い、検討概要を公表した。また、協議会傘下のエアーマネジメント部会の活動を支援した。

具体的には、東町中央ゾーンの再整備事業に伴う各種調整及び同事業における都市機能の導入検討、さらに協議会や各種部会などの活動支援を行う委託業務を実施している。

また、協議会のエアーマネジメント部会における防災ワーキングを令和2年度に設立したが、当該ワーキングにて地域防災に関する検討内容の立案、資料作成及び防災訓練などの活動の支援を行う委託業務も実施している。

事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
再整備に関する協議回数	40回	40回

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、千里中央地区再整備に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	13,856	13,556	13,388
決算額	10,545	11,348	9,715

(注) 当初予算額欄には予算現額を示している。

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
消耗品費	4	
委託料	9,707	東町中央ゾーン不動産鑑定評価、令和3年度千里中央地区活性化事業支援業務委託
使用料及び賃借料	3	
合計	9,715	

(2) 監査の意見

① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について(監査の意見)

本事業は千里中央地区活性化基本計画に基づくもので、東町中央ゾーン再整備事業の一環である。

その中で、下記の市が所有する土地(新千里東町1丁目)について、今後商業用地としての貸出をする際に賃料などの算定根拠とするための不動産鑑定評価業務が行われている。

表 38 不動産鑑定の対象

対象不動産①	所在:新千里東町1丁目5-5、5-7 現況地目:公衆用道路 面積:4,835 m ² 用途地域:商業地域
対象不動産②	所在:新千里東町1丁目1-5 現況地目:公衆用道路

	面積:3,500 m ² 用途地域:商業地域
--	--------------------------------------

(出所:市提出資料)

なお、本件は、「庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業」に記載した「(2) 監査の意見 ① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について(監査の意見)」と同趣旨であることから、記載を省略する。

② 委託業務の成果物の利用について(監査の意見)

市は平成 26 年 3 月に策定した「千里中央地区活性化ビジョン」に基づき、平成 28 年度において地区内の権利者、関係事業者による千里中央地区活性化協議会を設置し、平成 31 年 3 月には官民協働の具体的なまちづくりの取組みを示す「千里中央地区活性化基本計画」を策定している。

本事業においては、この基本計画の実現に向けて、防災性に強いまちづくりを進めるために、地区内施設の所有者及び管理者が情報を共有する共通のプラットフォームとして令和 2 年度に設立した「防災ワーキング」が行う地域防災の検討内容の立案、資料作成及び防災訓練などを支援する委託業務を実施している。

表 39 令和 3 年度千里中央地区防災まちづくり活動支援業務の内容

目的	本業務は、「千里中央地区活性化基本計画」の実現に向けて、防災性に強いまちづくりを進めるために、地区内施設の所有者や管理者等が情報を共有する共通のプラットフォームとして「防災ワーキング」を令和 2 年度に設立したため(Daigas エナジー株式会社及び豊中市が事務局)、当ワーキングで地域防災に関する検討内容の立案、資料作成及び防災訓練などの活動の支援を行うことを目的とする。
業務内容	<p>【防災まちづくり活動の支援】</p> <p>防災ワーキングの運営補助</p> <p>令和 2 年度に設立した「防災ワーキング」を年 1 回開催する際の、会議資料や会議録の作成、防災訓練の支援等、防災ワーキングの運営補助を行う。</p>

(出所:同事業の仕様書より監査人作成)

この委託業務については、成果物として市に報告書が提出されている。

当該報告書では、ワーキングでの活動内容やその際に使用した資料も添付されており、ワーキングにおいて出された意見についても記載されているが、報告書は一般には公開されていない。

報告書の内容は、千里中央地区における防災の基本コンセプトについて触れており、千里中央地区の施設の利用者にとっては、防災意識を高める良い材料になる資料である。

特に、千里中央地区は近隣住民の利用が比較的多い場所であり、リピーターが多いものと推測できることから、防災の基本コンセプトについて、その構築過程を知ることには防災的な視点の背後にある考え方を知ることにつながり、もって防災意識の啓発及び高揚や地域連携の強化の実現に寄与すると考えられる。

現段階における本業務の報告書については、各施設における災害時の対策マニュアルや今後の民間施設の更新により整備する必要がある設備など、現時点で市民向けに発信するのは困難な情報等が含まれるため、そのままの形での公開は難しいが、そのエッセンスは市民にとっても十分有益である。

今後、市民向けに情報を整理した上で発信する方法を検討されたい。

5. 市街地再開発(庄内・豊南)(都市整備課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

庄内・豊南町地区は、昭和 30 年代以降の高度経済成長期、基盤整備を伴わず無秩序に木造住宅等が建設され、密集市街地となった地域である。そのため、本事業は、このような状況を解消すべく、住民参加により策定した整備計画に基づき、道路・緑道等の公共施設の整備や木造住宅等の除却に関する補助等を行うことにより、地区における住環境の改善と災害に強いまちづくりを推進するものである。

具体的な取り組み内容としては、庄内・豊南町地区で不足している道路・緑道等を整備するために、先行投資した管理地の維持管理などを行い、また、防潮浸水対策と神崎川駅周辺の防災性向上、地域の活性化を図るため、関係機関と協議を行い、駅周辺のまちづくり構想策定を進めている。

② 事業実績

令和 3 年度における事業内容は、建替えを行った木造賃貸住宅の従前居住者に対する家賃補助(木造賃貸住宅建替促進等家賃補助)を 1 件実施した。また、市の管理地である大島町 1 丁目 2 丁目及び西泉丘 3 丁目において道路整備の支障となるガス管や給水管等の埋設物にかかる修繕工事などを行った。

さらに、防潮浸水対策と神崎川駅周辺の防災性向上、地域の活性化を図るためのまちづくりについて、その方向性を策定するための業務を民間事業者に委託した。

事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
木造賃貸住宅建替促進等家賃補助件数	1 件	1 件

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、市街地再開発(庄内・豊南)に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	12,353	12,465	11,913
決算額	12,269	12,465	8,069

(注) 本事業の当初予算額欄には予算現額を記載している。

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	3,835	大島町1丁目2丁目及び西泉丘3丁目における管理地修繕料
役務費	447	樹木点検手数料
委託料	3,713	令和3年度神崎川周辺まちづくり構想策定検討支援業務委託、都市整備課都市情報システム保守業務 他
負担金補助及び交付金	73	木造賃貸住宅建替促進等家賃補助
合計	8,069	

(2) 監査の意見

① 木造賃貸住宅建替促進等家賃補助制度の今後について(監査の意見)

木造賃貸住宅建替促進等家賃補助制度は、住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づく重点整備地区内における木造賃貸住宅等の建替を促進することを目的に、建替える賃貸住宅等に従前から居住している者が建替えた後の賃貸住宅等にもそのままの家賃で居住することを可能にするため、当該対象住宅の家主に対して従前の家賃と建替後の家賃の差額を補助するものである(原則10年を限度とする。)

令和3年度における本補助制度の実績は1件(交付額73,500円)であったが、補助の対象となっていた入居者が、令和3年8月末をもって対象賃貸住宅等を退去して補助対象ではなくなり、その後、令和4年8月現在においても利用実績はない。

本補助制度は近年利用者が減少しており、令和3年度中には利用者がゼロになっている。その要因としては様々な点が考えられるが、申請手続に時間がかかり煩雑で

ある一方、個人が負担する家賃の一部の補助となるため補助金額が少額となってしまうこと、また、代替制度ともいえる木造住宅等に係る除却費の補助制度や耐震補助事業などが用意されており、家主にとっては入居者次第となる本補助制度よりは、使い勝手やメリットが大きいことなどが挙げられる。

庄内・豊南町地区には「大阪府密集市街地整備方針」において解消の対象とされている危険密集(地震時等に著しく危険な密集市街地)が含まれており、豊中市以外に危険密集とされた地区が存在する府下 6 市(大阪市、堺市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市)においても同様の補助制度が採用されている。このため、他の地方公共団体の動向も踏まえつつ、上述したような本補助制度のメリットやデメリットを比較衡量するとともに、利用対象となり得る市民の意向や動向などを調査し、実際に活用される制度となるよう見直しを図られたい。

6. 空き家対策事業(住宅課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、安心・安全で良好な住環境の維持と良質な住宅ストックの形成に向けて市民・事業者・市民公益活動団体と協力連携し、総合的な空き家対策の取組みを推進するものである。総合的な空き家対策方針に基づき、住宅の適切な管理の推進や中古住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消に向けた取組みを行っていく。

② 事業実績

令和3年度においては、空き家の家財整理・相続セミナーの開催や空き家情報提供事業を実施した。また、固定資産税の納税通知書に相続登記の啓発チラシを同封するなどしている。

表 40 総合的な空き家対策方針に基づく事業に係る実績

空き家情報 提供事業 ※件数は令和3年度までの累計	空き家登録	159件
	利活用希望登録	57件
	ファン登録	74件
	マッチング	4件
空き家の家財整理・相続 セミナーの開催	参加者数:28名	

(出所:市提出資料)

(注1) 空き家登録:多様な空き家の利活用を望む空き家所有者の空き家を登録する制度。

登録した空き家は、「とよなか空き家と人の縁づくり(空き家情報提供事業)」において、利活用希望者との希望や条件に結びつくよう、次の支援を行う。

- ① 登録情報の一部をホームページ等で発信
- ② 空き家見学会などのイベントの企画・運営(誰でも参加可能)
- ③ 希望や条件が概ね合致する利活用希望者がいた場合の引き合わせの場のセッティング(必要に応じて担当者が同席)

(注2) 利活用希望登録:空き家の利活用を希望する者(団体・個人)が自らの団体・個人を登録する制度。

登録した利活用希望者は、「とよなか空き家と人の縁づくり」において、空き家所有者との希望や条件に結びつくよう、次の支援を行う。

- ① 登録情報の一部をホームページ等で発信

② 空き家見学会などのイベントの企画・運営(誰でも参加可能)

③ 希望や条件が概ね合致する登録空き家があった場合の利活用希望者への連絡及び引き合わせの場のセッティング(必要に応じて担当者が同席)

(注 3)ファン登録:「豊中市空き家マッチング支援事業」の中で、具体的な利活用希望まではないけれど、「情報を知っておきたい」、「空き家の問題に興味や関心がある」、「今後利活用が行われた場合に関わりを持ちたい」、あるいは「何らかのお手伝いをしたい」という方などを対象に登録する制度

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、空き家対策事業に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	8,198	426	488
決算額	380	333	377

(注)令和元年度までは提案型空き家利活用リフォーム助成事業があったが、令和2年度から廃止している。

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	85	印刷製本費、消耗品費
役務費	28	通信運搬費
委託料	252	豊中市税総合システム運用保守業務委託
使用料及び賃借料	11	
合計	377	

(2) 監査の意見

① 空き家の家財整理・相続セミナーの公開方法について(監査の意見)

本事業は、総合的な空き家対策方針に基づき、住宅の適切な管理の推進や中古住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消をめざすものであり、令和3年度における本事業の細事業には空き家の家財整理・相続セミナーの開催が含まれている。

表 41 空き家の家財整理・相続セミナーの概要

名称	空き家の家財整理・相続セミナー
日時	令和4年2月5日
定員	40人
内容	講演1:空き家の家財整理、遺品整理 講演2:住宅の相続で注意するポイント

(出所:市提出資料)

このセミナーでは、定員40人であったのに対し参加者が28人と、新型コロナウイルス感染症の影響があったことを考慮するならば、一定の需要があるセミナーといえる。

また、空き家の今後の動向を考えると、少子高齢化や建物の老朽化により空き家に関する相談への対応や適切な維持管理の普及啓発など市の行政サービスに対する必要性も高まってくると考えられる。そのため、このようなセミナーには市民からの求めも増えていくものと思われる。

このため、セミナーの公開方法については、市民への周知が効果的に行われるような形態が望まれる。今回はオンラインによる公開は見送っているが、1年に1回のみの開催のため、興味があるにも関わらず時間的な都合が合わなかった人も少なくないと考えられる。また、空き家を相続する可能性がある40歳代から60歳代は、ITに関する知識も一定程度浸透した世代であることから、インターネット配信によるWebセミナーはメリットが大きいものと考えられる。

本セミナーは「大阪の住まい活性化フォーラム」(事務局:大阪府)との共催であり、同フォーラムにおけるセミナー運営マニュアルでは、講演内容の録画・録音が原則として禁止されているとのことであるが、今後開催するセミナーでは、共催者や出演者などと協議した上で、インターネット配信によるセミナーの公開を検討されたい。

表 42 セミナーの公開方法とそのメリット・デメリット

区分	リアルセミナー	Web セミナー (ライブ配信)	Web セミナー (オンデマンド配信)
開催コスト	高い	低い	
参加コスト	高い	低い	
参加可能人数	上限あり	上限なし	
場所や時間の縛り	参加者に縛りがある		参加者に縛りがない
講師と参加者の コミュニケーション	やや高い	低い	
その他の特徴	会場の確保・準備が 必要となる	配信の安定性の確 保が必要となる	動画編集が必要とな る

(注 1)リアルセミナー:会場に講師と参加者が参集して行うセミナー開催方法。

(注 2)ライブ配信:リアルタイムで動画を配信する方法。

(注 3)オンデマンド配信:サーバにセミナーの録画を格納しておき、視聴者は自らの都合に応じて自由に動画を視聴する配信方法。

(注 4)リアルセミナーを開催した上でライブ配信を行うことや、当該セミナーの録画をオンデマンド配信することも可能である。

V 都市基盤部

1. 維持補修事業(基盤保全課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

維持補修事業は、市民及び道路利用者の安全で快適な交通環境を確保すると共に、緊急時における即応体制の充実を図ることを目的とした事業であり、基盤保全課が、道路・橋梁及び道路附属施設の修繕工事、保守点検、資機材の購入、街路灯等施設の公共料金の負担、街路樹の剪定・伐採、道路の除草・清掃等の道路・橋梁に関する日常的な維持管理業務を所管している。

このうち、保守点検や街路樹管理業務、道路の除草等については、事業者に委託して行っている。

② 事業実績

道路・橋梁及び道路附属施設の修繕工事、保守点検、街路灯等施設の公共料金、街路樹の剪定・伐採、道路の除草・清掃等、道路に関する日常的な維持管理を行っている。

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、維持補修事業(基盤保全課)に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	545,550	550,428	569,881
決算額	554,688	505,206	554,775

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	190,537	光熱水費、建物等修繕料
役務費	9,335	通信運搬費、手数料
委託料	258,935	システム開発委託料、施設総合管理委託料、機械等保守委託料、建物付帯設備等保守委託料
使用料及び賃借料	109	機械器具借上料
工事請負費	94,637	補修工事請負費
負担金補助及び交付金	1,220	負担金
合計	554,775	

(2) 監査の意見

① 道路構造物補修工事の工事代金の支払方法の定めについて(監査の意見)

受注した施工業者の資金負担を軽減し工事の品質を確保する観点から、施工業者によっては、工事代金の支払いを部分払いとすることが望ましい場合があり得ることから、特記仕様書においては、道路構造物補修工事の工事代金の支払方法は分割払いを原則とし、3ヶ月に一回を目安に行う旨を定めている。

道路構造物補修工事(単価契約) 特記仕様書 抜粋

■その他の事項

◎支払いについては、3ヵ月に一回を目安に行うこととし、詳細については監督職員と協議のうえ進めること。

しかし、令和3年度においては、いずれの工区も全工事の完了後に工事代金を一括で支払っており、結果として、特記仕様書が想定した運用と異なっている。

受注した施工業者から正式な書面での申し出がなかったため一括払いとしたとのことであるが、例えば、工事代金の支払方法は一括払いと部分払いの選択制とし、部分払いを求める場合には、書面にて申し出た上で市と事前に協議する旨を特記仕様書に明記する等、実態に即した内容とすることを検討されたい。

② 道路構造物補修工事の契約時における印紙税の取扱いについて(監査の意見)

道路構造物補修工事においては、指名競争入札の結果落札した者と「建設工事請負契約書」を締結するほか、市からの個々の工事の施工指示を行う「指示書」に基づき、「契約書」(指示契約金額が 130 万円を超える場合)または「承諾書」(指示契約金額が 130 万円以下の場合)が作成される。「建設工事請負契約書」及び「契約書」は 2 通作成され、市と施工業者がそれぞれ 1 通ずつ保管し、「承諾書」は施工業者が 1 通作成し、市に提出することとなっている。

道路構造物補修工事は単価契約であり、「建設工事請負契約書」では、契約単価は『別紙記載のとおり』とされており、別紙では工種ごとの契約単価(税抜額)と、契約単価に工種ごとの最低発注数量を乗じた金額(税抜額)(以下、「予定金額」という。)が記載されている。

現状、「建設工事請負契約書」に関しては、予定金額を税込とした額を印紙税法の 2 号文書(請負に関する契約書)に記載された契約金額とし、この金額に応じた印紙を貼付している。例えば、3 工区の道路構造物補修工事では、予定金額を税込とした額 12,862 千円を印紙税法の 2 号文書の契約金額とし、契約金額が「1 千万円を超え 5 千万円以下」に該当する文書として、「建設工事請負契約書」には 1 万円の印紙が貼付されている。

また、「契約書」または「承諾書」については、契約検査課作成の「工事単価契約の事務フロー」に従い、印紙の貼付は不要としている。

「工事単価契約の事務フロー」抜粋

当初の契約時に予定総額の印紙を貼付しているため、こちらにも貼付すると、二重取りになってしまうため。

しかし、「建設工事請負契約書」は印紙税法上の 2 号文書ではあるものの、単価契約であることから、記載の内容によっては、契約金額の記載のないもの(印紙税額 200 円)に該当する可能性がある。また、「契約書」または「承諾書」は課税文書とされていないが、印紙税法上の 2 号文書に該当する可能性があり、その場合は、記載された契約金額(指示契約金額)に応じた印紙を貼付する必要がある。

なお、令和 3 年度における 1 工区、2 工区、3 工区及び 4 工区の「契約書」または「承諾書」は合計で 119 件であった。

印紙は施工業者の負担により貼付するものであるが、「建設工事請負契約書」、「契約書」及び「承諾書」における印紙税の取扱いについては、あらためて所轄税務署等に問い合わせる等し、適切な印紙の貼付がなされるよう対応する必要がある。

2. 放置自転車等防止事業(交通政策課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

放置自転車等防止事業は、道路の通行機能、防災活動、都市美観の確保のため、放置自転車等(自転車及び原動機付自転車)の指導・整理、撤去・移動、保管・返還業務や自転車駐車場の整備等の対策を行う事業であり、自転車利用者のマナー向上を図るため、駅頭啓発活動等も併せて実施している。

豊中市においては、豊中市自転車等の放置の防止等に関する条例に基づき、市内 13 の鉄道駅の周辺地域を「自転車等放置禁止区域」(以下「放置禁止区域」という。)に指定し、放置禁止区域内に放置されている自転車等を移動し、市内 2ヶ所に設置されている自転車保管所(豊中駅北自転車保管所、服部南自転車保管所)に保管するとともに、放置禁止区域外に放置されている自転車等についても、指導・警告にも関わらず一定期間放置された場合は、自転車等の移動・保管を行っている。

また、鉄道駅周辺における放置自転車等の指導・整理、撤去・移動業務及び保管所における保管・返還業務等については、放置自転車対策一括業務委託として、外部事業者へ委託して行っている。

表 43 放置自転車対策一括業務委託の概要

区分	内容			
件名	放置自転車対策一括業務委託			
受託者	公益社団法人豊中市シルバー人材センター			
契約方法	公募型プロポーザル方式			
委託料	43,236,633 円			
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで(3 年間)			
委託内容	[対象駅及び自転車保管所の名称、概要等]			
		対象駅名	自転車保管所名	収容台数
	阪急電鉄	石橋阪大前駅、蛍池駅、豊中駅、岡町駅	豊中駅北自転車保管所	自転車及び原動機付自転車 1,500 台
	北大阪急行電鉄	千里中央駅、桃山台駅、緑地公園駅		
大阪高速鉄道	少路駅、柴原阪大前駅、(千里中央駅)、(蛍池駅)			

区分	内容			
	阪急電鉄	曾根駅、服部天神駅、 庄内駅、神崎川駅	服部南自転車 保管所	同 2,300 台
(注) (駅)は他鉄道と重複、収容台数は目安。				
[業務内容]				
1. 指導・整理業務				
○放置禁止区域内における自転車等駐車場への利用促進等の啓発				
○放置禁止区域内に既に放置されている自転車等の整理				
2. 撤去・移動業務				
○放置禁止区域内・外の放置自転車等の市内 2 保管所への撤去・移 転				
○放置自転車等の状況調査				
○市内 2 保管所で収納した収入金の集金業務				
3. 保管・返還業務				
○市内 2 保管所における自転車等の保管・返還業務				

(出典:市提供資料より監査人作成)

② 事業実績

過去 5 ヶ年における放置自転車等の移動保管(撤去)回数及び台数の推移は次表のとおりであり、年々、移動保管(撤去)を行った台数は減少している。ピークであった平成 12 年度の移動保管(撤去)台数 31,628 台と比べ、令和 3 年度は 3,643 台と、27,985 台の減少(88.4%減)となっている。特に、令和元年度以降の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出控え等も一因と考えられる。

表 44 放置自転車等の移動保管(撤去)回数及び台数の推移

区分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
撤去回数	1,222 回	1,225 回	938 回	1,032 回	1,045 回
移動保管(撤去)台数	11,649 台	7,515 台	3,997 台	4,029 台	3,643 台

(出所:市提出資料より監査人作成)

(注)撤去回数は、放置禁止区域へ撤去に入った回数。

また、事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
放置自転車等移動保管台数	4,000 台	3,643 台

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

放置自転車等防止事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標		放置自転車等移動保管台数		
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
7,515 台	平成30年度	減少	令和6年度	3,643 台

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	54,652	55,781	54,866
決算額	53,074	53,953	53,915

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	2,709	光熱水費、建物等修繕料
役務費	172	
委託料	43,236	放置自転車対策一括業務委託
使用料及び賃借料	7,500	土地借上料
負担金補助及び交付金	295	
合計	53,915	

(2) 監査の結果

① 設計書における単価の適用誤りについて(監査の結果)

放置自転車対策一括業務委託における業務委託料の上限額(1年間 39,203,400円:税抜額)の設計に際しては、その一部に国土交通省が公表する公共工事設計労

務単価を採用しているが、募集要項等の公表が平成 30 年 12 月 25 日であったことから、「交通誘導員 A」に係る委託料の積算にあたっては、その直近の平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価を採用している。

一方、「事業用貨物自動車(トラック)」に係る委託料の積算にあたっては、その前年の平成 29 年 3 月から適用する労務単価(運転手(一般)8 時間当たり 16,700 円、軽作業員 8 時間当たり 12,300 円)を採用している。本来、平成 30 年 3 月から適用する単価を採用することが適切であったものであり、その場合よりも 20 万円程度(年額:税込)過少となっている。影響額は大きくないものの、今後、業務委託料の設計額を算定するにあたっては、直近の単価を適用し、より実態に即したものとする必要がある。

表 45 設計書適用単価(令和 3 年度まで)と公共工事労務設計労務単価の比較

(単位:円)

区分	設計書 (A)	公共工事設計労務単価 (B)	差額 (A)-(B)
運転手(一般)	16,700	17,000	△300
軽作業員	12,300	12,500	△200

(出所:公共工事労務単価及び市提供資料より監査人作成)

② 特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について(監査の結果)

放置自転車対策一括業務委託は、令和 4 年度から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するものとして、令和 3 年度までの受注者である公益社団法人豊中市シルバー人材センターと契約を締結している(契約期間:令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日)。

一方、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、シルバー人材センター等と随意契約(特定随意契約)を締結する場合には、豊中市財務規則第 104 条の 2 の規定により、あらかじめ契約の発注見通しや契約の相手方の決定方法並びに選定基準などを公表するとともに、契約締結後においても所定の事項を公表することが求められている。

しかし、市のウェブサイト上、本契約に関しては、特定随意契約に係る情報を掲載するための「福祉施設等との随意契約の公表」のページに掲載がなく、特定随意契約以外の契約が掲載される「随意契約の公表」のページに掲載されている。

また、「随意契約の公表」のページに掲載されている「随意契約理由」には、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターより役務の提供を受けるも

の。」としか記載されておらず、本来、公表が求められる契約の相手方の決定方法や契約の相手方とした理由などは明示されていない。

本契約は、令和3年度までは公募型プロポーザルにより事業者を募集していたものでもあり、所定の公表事項を明確に示す必要がある。

地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 3 (略) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター(略)から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、(略)

豊中市財務規則(抜粋)

第104条の2 施行令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申込方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

3. 民間駐輪場整備助成事業(交通政策課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

民間駐輪場整備助成事業は、駅周辺には必要な数の駐輪場が整備されているものの、いまだ放置自転車等が散見されるため、駅周辺の空き地や空き店舗を活用した民間による比較的小規模な、利用者の動線上で駅に近い駐輪場整備を促進し、放置自転車等の縮減を図ることを目的とした事業である。

豊中市自転車等の放置の防止等に関する条例第 14 条及び豊中市民間駐輪場整備助成事業要綱に基づき行われている。

助成金の額は、「駐輪場設置のための土地取得費及び解体費を除く建設費並びに駐輪器具整備費の合計額」又は「標準整備費により算出した額」のいずれか低い額に、2 分の 1 を乗じた額(上限 100 万円)とされている。

豊中市自転車等の放置の防止等に関する条例(抜粋)

(民営駐車場事業の育成)

第 14 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の民営駐車場事業の育成を図るため、必要な措置を講ずることができる。

豊中市民間駐輪場整備助成事業要綱(抜粋)

(助成事業の対象)

第 2 条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、新設又は増設する民間の駐輪場で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 自転車、原動機付自転車(以下「自転車等」という。)及び自動二輪車を収容するものであること。また、自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこと。
 - (2) 条例第7条に定める自転車等の放置禁止区域内及び当該区域に出入口が接する場所にあること。
 - (3) 構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等及び自動二輪車が有効に駐車できるものであること。
 - (4) 自転車等及び自動二輪車の収容台数が 10 台以上であり、「自転車等駐輪場設置技術の手引き検討調査報告書(平成 19 年 10 月 財団法人自転車駐輪場整備センター 自転車等駐輪場設置技術の手引き検討委員会)」に準じた駐車ます等を有すること。
 - (5) 3 年以上継続して運営すること。
 - (6) 不特定多数の者が利用するものであること。
 - (7) 利用方法及び利用料金等の情報を現地において看板等で告知すること。
 - (8) 当該駐輪場の工事着手は、第 5 条に規定する助成金交付決定以後に行うこと。
 - (9) 当該駐輪場に関わる事故及び苦情に対し、自ら責任を持って対応すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる駐輪場は、助成の対象としない。

- (1) 鉄道事業者又は公益財団法人自転車駐車場整備センターが整備又は経営するもの。
- (2) 市有地、市から提供する用地または鉄道事業者用地に整備するもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する個人及び団体が整備又は経営するもの。
- (4) 豊中市自転車駐車場設置要綱に定める附置義務台数分のもの。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の額は、「駐輪場設置のための土地取得費及び解体費を除く建設費並びに駐輪器具整備費の合計額」又は「別表第1に掲げる標準整備費により算出した額」のいずれか低い額に、2分の1を乗じた額とする。ただし、端数があるときは1,000円単位に切捨てる。なお、1件につき100万円を限度額とし、予算の定める範囲内とする。

2 複合用途の施設については、駐輪場に係る部分に限る。

② 事業実績

過去5ヶ年における民間駐輪場整備助成台数の推移は次表のとおりであり、令和3年度においては、助成金の交付を受けようとする者からの助成金の交付申込がなく、助成金の交付はなかった。また、本制度は平成29年から開始されており、これまでに本制度の適用を受け増加した駐輪台数は93台分である。

表 46 民間駐輪場整備助成台数の推移

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
助成台数	20台	0台	24台	68台	0台

(出所:市提出資料より監査人作成)

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、民間駐輪場整備助成事業に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,200	1,200	2,000
決算額	720	1,000	—

(2) 監査の意見

① 制度の周知について(監査の意見)

市による事務事業評価においては、令和2年度実施分についての事業評価シートでは、事業の必要性・効率性及び成果が低く、運営方法については、制度を知ってもらうための周知が必要と、改善が必要であることが記載されている。これについて所管課は「助成制度を利用していただき、より利便性の高い駐輪場が増加するよう、制度の周知努めます。」としていた。

市のホームページにて、民間駐輪場整備助成事業の概要、申請方法、関連する書類の様式及び問い合わせ先等が掲載されているが、結果として、助成金制度の周知としては十分ではなかったものと言える。今後も、周知文の市の広報誌への掲載や作成済のリーフレットを市のウェブサイトに登載するなど、助成金制度の周知に引き続き努力されたい。

表 47 民間駐輪場整備助成台数

(単位:台)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	40	40	40
実績値	24	68	0

(出所:市提出資料より監査人作成)

4. 横断歩道橋改修事業(基盤整備課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

横断歩道橋改修事業は、通学路として利用する学童を含めた利用者に対する安全確保、並びに歩道橋の下を通行する自動車交通に対する第三者被害を未然に防止することを目的とした事業である。

令和 3 年度において、豊中市が管理する横断歩道橋は 14 橋ある。市では、平成 28 年度に、市が管理する横断歩道橋の利用並びに損傷状況等の調査を実施したうえ、撤去を含めた横断歩道橋の在り方・補修優先順位等について定めた「豊中市横断歩道橋長寿命化修繕計画」(以下「横断歩道橋長寿命化計画」という。)を策定し、これに基づく改修に取り組むことにより、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図っている。具体的には、塗膜劣化・腐食に対しては、ライフサイクルコストの縮減を考慮した塗替え塗装及び橋面舗装・手摺等の補修を実施している。

現在、令和 3 年 8 月に改定された横断歩道橋長寿命化計画第 3 期計画(計画期間:令和 3 年度から令和 12 年度)の期間中であり、これまでに第 1 期で 6 橋、第 2 期で 3 橋の改修工事等を行っている。第 3 期では 5 橋を改修工事等の対象としており、これによって累計で 14 橋が改善される予定である。

また、横断歩道橋長寿命化計画では、道路法施行規則に準じて定期点検を 5 年に 1 回の頻度で近接目視により行うこととし、それぞれの横断歩道橋の状態を、トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(国土交通省)で求められる 4 段階に区分し、その区分に応じて、修繕工事の優先順位を決定している。

表 48 横断歩道橋の修繕状況及び計画

No.	橋梁名	計画期間	状況及び計画
1	北条歩道橋	第 1 期	平成 21 年度修繕済
2	熊野田歩道橋		平成 22 年度修繕済
3	小曾根歩道橋		平成 24 年度修繕済
4	豊南町南歩道橋		平成 25 年度修繕済
5	二葉町歩道橋		平成 26 年度修繕済
6	高川歩道橋		平成 28 年度修繕済
7	北桜塚歩道橋	第 2 期	平成 28 年度修繕済
8	上野歩道橋		平成 29 年度修繕済
9	曾根歩道橋(注)		平成 29 年度撤去済

No.	橋梁名	計画期間	状況及び計画
10	長興寺歩道橋	第2期	令和2年度修繕済
11	蛭池北町歩道橋	第3期	令和3年度修繕対象
12	稲津町1丁目横断歩道橋		(未修繕)
13	野田小曾根線歩道橋		(未修繕)
14	豊南歩道橋		(未修繕)
15	名神口歩道橋		(未修繕)

(出所:横断歩道橋長寿命化計画より監査人作成)

(注)曾根歩道橋は平成29年度に撤去しているため、修繕対象は14橋。

表49 健全性の判定区分と豊中市の管理区分

国土交通省令・告示に基づく判定区分			豊中市	
区分		状態	管理区分	横断歩道橋数
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	修繕不要	9
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	ライフサイクルコストの観点から措置することが望ましい	3
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置が講ずべき状態	5年以内に措置	2
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高く、緊急に措置を講ずべき状態	応急措置を行った上で速やかに措置	0

(出所:横断歩道橋長寿命化計画より監査人作成)

(注)曾根歩道橋を除く14橋に係る健全度判定結果。

② 事業実績

令和3年度においては、横断歩道橋長寿命化計画で「Ⅲ 早期措置段階」に区分された蛭池北町歩道橋と豊南歩道橋のうち、蛭池北町歩道橋の改修工事と豊南歩道橋の改修設計を実施した。

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

横断歩道橋改修事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標		横断歩道橋長寿命化修繕計画		
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
3橋	H30年度	8橋修繕 1橋撤去	R8年度	5橋修繕 (累計)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	85,300	88,000
決算額	—	72,888	75,354

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	10,434	豊南歩道橋改修設計委託
工事請負費	64,919	蛍池北町歩道橋改修工事
合計	75,354	

(2) 監査の意見

① 横断歩道橋に係る存続の適否の定期的な検討について(監査の意見)

豊南歩道橋は、豊南小学校の通学路に指定され、地域緊急交通路である市道神崎刀根山線を跨ぐ重要な橋梁と位置付けられている。平成27年度に実施した定期点検において経年劣化による損傷が確認され、横断歩道橋長寿命化計画で「Ⅲ 早期措置段階」に位置付けられたことから、令和3年度に改修設計を行っている。

豊南歩道橋及び豊南歩道橋改修設計委託の概要は次の通りである。

表 50 豊南歩道橋の概要

項目	内容
橋梁形式	上部工:鋼 I 桁橋 下部工:鋼製橋脚
径間数	6 径間
橋長及び幅員	L=16.4m、W=1.5m
架橋年度	昭和 43 年
平成 27 年度点検結果	Ⅲ:早期措置段階

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 51 豊南歩道橋改修設計委託の概要

区分	内容
契約名	豊南歩道橋改修設計委託
委託先	第一復建株式会社大阪支社
委託期間	令和 3 年 8 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日
契約の方法	指名競争入札
委託金額	10,434,600 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

豊中市においては、令和 3 年度からの第 3 期横断歩道橋長寿命化計画の策定に際して、令和 2 年度に管理する 14 橋の利用状況調査(12 時間通行量調査)を実施し、その際、「①利用者数が 20 人未満か否か」、「②通学路指定の有無」、「③代替手段となる横断歩道の有無」の 3 条件を定め、全ての条件に該当する横断歩道橋については存続の適否を検討する対象としている。

調査時における豊南歩道橋の通行量は 7 人(児童 1 人(14%)、学生 2 人(29%)、一般 4 人(57%))と 20 人を下回り、かつ、信号のある交差点に隣接し、代替手段となる横断歩道のすぐ近くに設置されているものの、同橋は通学路に指定されていることから存続するものとし、横断歩道橋長寿命化計画の対象とされている。

豊南歩道橋の存続の適否に係る判断は、教育委員会及び豊南小学校と協議した結果を踏まえたものであり、市の設定した 3 条件に照らして問題とするものではないが、同橋に限らず、歩行者の経路選択や通学路の変更等により、各横断歩道橋の利用実態は変化する可能性がある。

このため、今後、横断歩道橋の利用実態等を踏まえた存続の適否の定期的な検討をルール化されたい。

5. 道路橋長寿命化事業(基盤整備課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

道路橋長寿命化事業は、従前の損傷が激しくなってから修繕を行う「事後保全型維持管理」から、定期的に点検を行い損傷が軽微な段階で早期対策を行う「予防保全型維持管理」へと政策転換を図ることにより、橋梁の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ると共に、道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした事業である。

豊中市では、平成 23 年度に予防保全型の考え方を取り入れた「豊中市道路橋長寿命化修繕計画」(以下「道路橋長寿命化計画」という。)を策定し、修繕・更新工事に取り組んでいる。

現在、令和 3 年 3 月に改定された道路橋長寿命化計画第 3 期計画(計画期間:令和 3 年度から令和 12 年度)の期間中であり、これまでに第 1 期で 10 橋、第 2 期で 10 橋(架替え工事中のものを含む。)の改修工事等を行っている。第 3 期では 26 橋を改修工事等の対象としており、これによって累計で 46 橋が改善される予定である。

また、道路橋長寿命化計画では、道路法施行規則に準じて定期点検を 5 年に 1 回の頻度で近接目視により行うこととしている。橋梁の健全度については、大阪府橋梁点検要領に基づき算出される健全度指標 HI(Health Index)との対比結果を参考にしつつ、それぞれの道路橋の健全性を、トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(国土交通省)等で求められる 4 段階に区分し、5 年ごとに実施する定期点検結果に基づき健全度Ⅱ以上と判断された橋梁を修繕優先度の高いものから順次修繕を行うこととしている。

表 52 道路橋の修繕状況及び計画

No.	橋梁名	計画期間	状況及び計画
1	服部跨道橋	第 1 期	平成 24 年度修繕済
2	緑橋		平成 25 年度修繕済
4~6	中天竺橋、上水田橋、 勝部 1 号溝橋、曾根南町 5 号橋		平成 26 年度修繕済
7~8	蛍池西町 5 号橋、蛍池中町 4 号橋		平成 27 年度修繕済
9	新石橋		平成 27~29 年度修繕済
10	日電橋		平成 27、29 年度修繕済
11~12	道田橋、新千里南町 1 号溝橋	第 2 期	平成 28 年度修繕済
13	下高川橋		平成 29 年度修繕済

No.	橋梁名	計画期間	状況及び計画
14	利倉橋		平成 29～令和 3 年度 (架替え工事)
15～17	月見橋、昭和橋、上新田 6 号橋		平成 30 年度修繕済
18～19	蛍池中町 8 号橋、 蛍池東町 3 号溝橋		令和元年度修繕対象
20	赤塚橋		令和 2 年度修繕対象

(出所:道路橋長寿命化計画より監査人作成)

表 53 健全性の判定区分と豊中市の管理区分

国土交通省令・告示に基づく判定区分			豊中市	
区分	状態	管理区分	道路橋数	
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	修繕不要	—
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	ライフサイクルコストの観点から措置することが望ましい	23
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置が講ずべき状態	5 年以内に措置	3
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高く、緊急に措置を講ずべき状態	応急措置を行った上で速やかに措置	—

(出所:豊中市道路橋長寿命化修繕計画より監査人作成)

(注)道路橋数は、道路長寿命化計画(第Ⅲ期)にて健全度Ⅱ及びⅢに区分された橋数。

② 事業実績

令和 3 年度においては、道路橋長寿命化計画で「Ⅲ 早期措置段階」に区分された新勝部橋の改修工事と、「Ⅱ 予防保全段階」に区分された北新田橋の改修及び床版補強設計を実施した。

また、事業評価シートに設定された指標の令和 3 年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
年間修繕橋梁数	1 橋	0 橋
累計修繕橋梁数	14 橋	13 橋

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

道路橋長寿命化事業は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標		道路橋長寿命化修繕計画		
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
7 橋	H30 年度	43 橋修繕	R12 年度	17 橋修繕 (累計)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	179,000	87,400	112,000
決算額	162,334	80,416	108,821

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	10,821	新千里2号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託、千里園熊野田線(寺内中央橋)改修設計委託
工事請負費	98,000	蛍池南町勝部線(新勝部橋)改修工事
合計	108,821	

(2) 監査の意見

① 随意契約理由の公表方法について(監査の意見)

本事業では新千里2号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託が行われており、当該委託契約の概要は次のとおりである。

表 54 新千里2号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託の概要

区分	内容
契約名	新千里2号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託
委託先	セントラルコンサルタント株式会社 大阪支社
委託期間	令和3年6月1日から令和4年2月28日
契約の方法	地方自治法施行令第167条の2第6号による随意契約 (随意契約理由) 本委託は、劣化・老朽化する北新田橋に対し、安全かつ円滑な通行を確保するため、予防的な対策を行い橋梁の長寿命化を図るべく、最新の点検結果に基づいて、改修及び補強設計を実施するものです。 北新田橋においては、平成27年度に「北新田橋(新千里2号線)改修設計委託」を、令和元年度には「新千里2号線(北新田橋)拡幅及び斜路付階段移設検討委託」を実施しており、上記2業務の受注者であるセントラルコンサルタント株式会社に本業務を履行させた場合、業務委託期間の短縮や経費節減が図られ、また、設計経緯にも精通し、円滑な履行が確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当することにより、随意契約を締結するものです。
委託金額	7,962,900円

(出所:市提供資料より監査人作成)

一方、豊中市財務規則第104条の2第3号では、契約締結後に契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表することが規定されている。

随意契約理由書は市のウェブサイト上の「入札・契約情報>随意契約理由の公表」において行われているが、当設計委託は「入札・契約情報>入札結果>令和3年度

入札結果(測量及び建設コンサルタント業務)」に掲載の「5月17日～5月21日(PDF:603KB)」の中に含まれて公表されている。

しかし、この掲載方法は公表されていないため、ウェブサイト上の「随意契約の理由の公表」のページだけを閲覧した場合には、当該ページに掲載された案件以外の随意契約は存在しないと誤認するおそれもある。複数のページにおいて公表するのであれば、掲載方針などのルールも併せて公表することや、関連ページのリンクを貼付するなど、市民がアクセスしやすく、明瞭に認識できる公表方法を検討されたい。

② 対外的にもより分かりやすい随意契約理由書の記載について(監査の意見)

新千里2号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するとして随意契約にて契約を締結している。

北新田橋は中国縦貫自動車道(以下「中国道」という。)をまたぐ橋梁である。基盤整備課によれば、本工事は、中国道リニューアル工事の関係で工事の着工時期が決まっており、更に、工期についても、工事の着工時期から工事発注手続きの期間を逆算して算定しており、通常工期設定では工事の着工に間に合わないため、工期短縮が可能な業者に委託する必要があったとのことである。

随意契約理由書は所定の記載方法に沿って作成されており問題はないが、本件の背景には、北新田橋が中国道をまたぐ橋梁であり、工期に自由度がなく通常以上の工期短縮が求められる点があり、その点を示した方が、市民などの外部者に対しては、より必要性を理解しやすいものであったと言える。

随意契約理由書に冗長な記載は避けるべきであるが、市のウェブサイトに掲載されるものでもあることから、今後、対外的にもより分かりやすく随意契約の必要性を示す記述とするよう留意されたい。

6. 生活道路舗装事業(基盤保全課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

生活道路舗装事業は、基盤保全課が所管し、道路利用者に対し、安全且つ円滑な車両走行の確保を図ることを目的とした事業であり、老朽化した生活道路舗装を更新し、安全で快適な車両通行を確保することを目的としている。

② 事業実績

生活道路の舗装工事と境界標復元測量委託を実施した。上下水道事業に伴う復旧範囲外の舗装工事を負担金にて実施した。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
工事延長	3,000m	1,395m

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、生活道路舗装事業に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	140,000	100,000	100,330
決算額	141,650	76,092	101,823

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	5,327	調査測量鑑定委託料

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	63,866	利倉東第2号線外1路線舗装工事、西緑丘第17号線舗装工事、利倉西第11号線外3路線舗装工事、千里川左岸3号線外1路線舗装工事、島熊山東豊中線舗装工事(2工区)
負担金補助及び交付金	32,629	上下水道事業に伴う復旧範囲外の舗装工事における費用負担に関する基本協定書に基づく負担金
合計	101,823	

(2) 監査の意見

① 舗装工事契約における指名業者について(監査の意見)

予定価格が3千万円以上の建設工事については「豊中市建設工事一般競争入札実施要領」により一般競争入札となるが、それ以外については、原則として、指名競争入札が実施されている。

指名競争入札における有資格者の指名に関しては、「豊中市建設工事請負指名競争入札参加者指名基準」によっており、指名業者数は、契約予定金額が130万円超3千万円未満の場合は5者以上、契約予定金額が3千万円以上1億5千万円未満の場合は7者以上、契約予定金額が1億5千万円以上の場合には10者以上とされている。結果として、令和3年度における各舗装工事契約の指名業者は5者であった。

舗装工事に関する指名業者の選定は、舗装工事の工種で市の登録業者名簿に記載のある市内業者から、希望順位・審査点数・等級等を考慮して行われている。また、指名業者5者のうち、市内業者で希望順位1位・等級Aの業者は5者あり、このうち4者は指名業者に選定されているが、1者は指名業者に選定されていなかった。これは、市は電子入札により入札手続を行っているものの、当該1者は電子入札に必要な手続を行っていないことから、指名業者に選定することができなかつたためとのことであり、結果として、希望順位1位であるものの等級Cの業者が指名されている。

令和3年度における市全体の舗装工事の契約状況は表55のとおりである。令和3年度に施工された舗装工事は、生活道路に関しては5件、主要道路に関しては7件であった。

入札に際しては、開札時期が重複する工事について、重複して落札ができないこととなっており、入札者が5者の場合でも、4者以下で落札者が決定される場合がある。令和3年度における入札参加者数(無効となった者を除く。)は平均で4.4者であった。また、落札金額を予定価格で割った落札率は93.0%から97.0%の範囲で、落札率の平均は95.2%であった。なお、最低制限価格を予定価格で割った率の平均は87.2%であった。

市内業者の受注機会の拡大の観点からは、指名業者を市内業者に限定することに留意すべきではあるが、競争性の確保の観点からは、指名業者数を増やすことを検討すべきであり、登録業者のうち電子入札に必要な手続を行っていない者に対して、積極的に所定の手続を行うよう推奨されたい。

表 55 令和3年度における舗装工事の契約状況

(単位:千円)

事業区分	工事件名	落札者	予定価格	最低制限価格	落札金額	落札率	入札参加者数
生活道路	利倉東第2号線外1路線舗装工事	(有)福満ロードワーク	14,469	12,615	13,640	94.3%	5
生活道路	西緑丘第17号線舗装工事	日豊建設(株)	17,185	15,028	16,390	95.4%	4
生活道路	利倉西第11号線外3路線舗装工事	名神工業(株)	11,932	10,408	11,330	95.0%	5
生活道路	千里川左岸3号線外1路線舗装工事	鈴江商店	11,840	10,302	10,967	92.6%	5
生活道路	島熊山東豊中線舗装工事(2工区)	名神工業(株)	5,501	4,774	5,258	95.6%	4
主要道路	緑丘上野坂舗装工事	松井舗道(株)	20,049	17,575	19,453	97.0%	5
主要道路	勝部寺内線舗装工事	(有)福満ロードワーク	27,162	23,848	26,048	95.9%	3
主要道路	原田神崎川線舗装工事	名神工業(株)	34,592	30,408	32,857	95.0%	4

事業区分	工事件名	落札者	予定価格	最低制限価格	落札金額	落札率	入札参加者数
主要道路	小野原豊中線舗装工事	日豊建設(株)	14,270	12,458	13,684	95.9%	5
主要道路	曾根駅原田線舗装工事	松井舗道(株)	6,670	5,797	6,330	94.9%	4
主要道路	島熊山東豊中線舗装工事	鈴江商店	15,015	13,088	13,970	93.0%	5
主要道路	原田伊丹線舗装工事	松井舗道(株)	11,141	9,678	10,450	93.8%	5
神崎刀根山線	神崎刀根山線舗装工事	名神工業(株)	21,687	18,977	20,383	94.0%	5
(維持修繕課)	舗装工事(単価契約) 1工区(市北部)	鈴江商店	29,923	25,886	28,798	96.2%	5
(維持修繕課)	舗装工事(単価契約) 2工区(市南部)	名神工業(株)	29,747	25,735	28,798	96.8%	4
(上下水道局)	豊中市水道漏水修繕跡路面本復旧工事	鈴江商店	16,805	14,631	15,972	95.0%	5

(出所:市提出資料より監査人作成)

(注 1) 入札参加者数は無効となった者を除き、辞退者を含む。

(注 2) 事業区分の「生活道路」は生活道路舗装事業、「主要道路」は主要道路舗装事業、「神崎刀根山」は神崎刀根山線舗装事業であり、いずれも基盤保全課の所管である。また、()は基盤保全課以外の所管である。

(注 3) 舗装工事の指名業者は、(有)福満ロードワーク、日豊建設(株)、名神工業(株)、鈴江商店、松井舗道(株)の5者である。

(注 4) 落札率は、落札金額を予定価格で割った割合であり、小数点第2位を四者五入している。なお、単価契約の工事についても、同様の数値を記載している。

(注 5) 「原田神崎川線舗装工事」は一般競争入札によっているが、その他の工事は指名競争入札によっている。

7. 一般交通安全施設整備事業(基盤保全課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

一般交通安全施設整備事業は、交通安全施設の整備を図ることにより、車両の円滑な通行及び歩行者の安全を確保することを目的とした事業であり、道路の防護柵、反射鏡及び点字ブロック等交通安全施設の設置及び更新や通学路の安全対策、並びに道路アンダーパスにおける安全監視設備等の賃貸借を実施している。

② 事業実績

令和3年度においては、道路反射鏡の設置102基、転落防止柵の設置603.85m、車両用防護柵の設置144.0mを行っている。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
反射鏡設置数	100基	102基

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、一般交通安全施設整備事業に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	56,428	59,677	58,697
決算額	50,030	56,385	56,650

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	53,021	第1次市内一円安全施設整備工事、 第2次市内一円安全施設整備工事、 反射鏡設置工事(単価契約)前期、 反射鏡設置工事(単価契約)後期
使用料及び賃借料	3,628	寺内排水機場非常用発電機賃貸借契約
合計	56,650	

(2) 監査の結果

① 技術管理者の証明書類について(監査の結果)

反射鏡設置工事(単価契約)前期の建設工事請負契約書第10条においては、現場代理人及び主任技術者等について規定しており、受注者は、現場代理人や主任技術者等を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

これを受けて、受注者から「現場代理人・主任技術者届兼経歴書」が提出されており、現場代理人・主任技術者に関連する資格に関する「監理技術者資格者証」が添付されている。

今般、提出された監理技術者資格者証の内容を確認したところ、資格の有効期限が平成31年10月1日となっており、令和3年6月25日から令和3年9月30日の契約については有効期限が切れていることが判明した。

監理技術者の資格を証する監理技術者資格者証の提出を求めるのであれば、資格内容、氏名及び有効期限等の事項について内容を確認し、工事期間において適正な資格者が工事に携わることを把握する必要がある。

8. 自転車通行空間整備事業(基盤整備課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

自転車通行空間整備事業は、近年の自転車利用者の増大に対応する安全対策や、自動車から自転車への利用を促進する環境対策に関してニーズが高まっていることから、既存ストックを有効活用する形で安全で快適な自転車通利用環境を創出すること等を目的とした事業である。

平成 24 年 11 月に国から「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が示されたことを受け、市では「豊中市自転車通行空間整備の考え方」を平成 26 年 6 月に策定している。また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、道路や交通状況に応じた安全で快適な自転車通行空間を創出するため、「豊中市自転車ネットワーク計画」を平成 31 年 2 月に策定している。

[事業スケジュール]

年度	内容
平成 26 年度	「豊中市自転車通行空間整備の考え方」の策定
平成 27 年度	東豊中線、阪急西側北線、阪急東側線の整備工事(府道伊丹豊中線以北)、東豊中線の効果検証
平成 28 年度	阪急西側北線、阪急東側線の整備工事(府道伊丹豊中線以南)、阪急西側北線及び阪急東側線の効果検証、街灯啓発
平成 30 年度	「豊中市自転車ネットワーク計画」の策定、阪急東側線(曾根駅以北 L=132m)の整備工事
令和元年度	阪急西側庄内線の自転車通行空間整備(L=600m)、野田小曾根線の自転車通行空間整備(L=640m)
令和 2 年度	穂積菰江線の整備工事(L=1,530m)、阪急西側庄内線の整備工事(L=695m)
令和 3 年度	「豊中市自転車ネットワーク計画」に定める優先度1、2 の未整備路線を整備

「豊中市自転車ネットワーク計画」では、自転車ネットワークの整備にあたり、選定した自転車ネットワーク路線について、各個別路線に詳細な優先順位を付けるのではなく、優先度を6段階のグループに分類し、関係機関と調整を図りながら整備をするものとしている。特に、優先度 1 及び 2 の路線については、5 か年計画(令和元年度から令和 5 年度まで)で整備予定である。

また、国道及び府道は、市域の骨格をなしており、別扱いで早期の整備を求めているとしている。

[整備の優先順位]

<p>自転車ネットワーク路線選定の視点</p> <p>視点 1: 自転車通行空間が整備又は整備が予定されている路線</p> <p>視点 2: 自転車と共に、歩行者及び自動車の交通量も多い路線</p> <p>視点 3: 自転車利用が多い駅、集客施設等の周辺の路線</p> <p>視点 4: 自転車関連事故が多い路線</p> <p>視点 5: 小学校の周辺や通学路、中学・高校生の自転車通学路</p> <p>視点 6: 隣接する自治体の自転車ネットワークに接続する路線</p> <p>視点 7: 自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線</p>
<p>優先度の設定方法</p> <p>「自転車ネットワーク路線選定の視点」の中で、項目の重要度や数値基準等を設定し、優先度のグループ分けを行いました。特に自転車関連事故の削減に重点を置き、各支店を組み合わせることで以下の考え方で優先度を設定しています。</p> <p>【優先度設定における基準】</p> <p>項目 1: 自転車交通量が多い(700 台以上/12h) 路線</p> <p>項目 2: 歩行者交通量が多い(600 人以上/12h) 路線</p> <p>項目 3: 自転車事故が多いとして抽出された路線</p> <p>項目 4: 小学校の通学路と重複する路線</p>

[自転車ネットワーク路線優先度]

優先度等		延長	路線等
優先度 1		約 16km	阪急西側南線、阪急西側庄内線ほか
	うち一部整備済み路線	約 3km	阪急東側線、阪急西側北線、東豊中線
優先度 2		約 12km	新千里 1、2、3 号線、平塚熊野田線ほか
優先度 3		約 7km	勝部寺内線、利倉園田線ほか
優先度 4		約 9km	曾根箕面線、原田伊丹線ほか
優先度 5		約 8km	千里園熊野田線、刀根山線ほか
優先度 6		約 11km	新千里 4、5 号線、上野新田線ほか
小計		約 62km	53 路線
主要幹線	国道	約 12km	国道 176 号、国道 479 号ほか

優先度等		延長	路線等
	府道	約 37km	旧大阪中央環状線、大阪吹田箕面線ほか
	うち一部整備済路線	約 3km	豊中亀岡線、伊丹豊中線
	市道	約 9km	神崎刀根山線
小計		約 58km	
合計		約 120km	

② 事業実績

令和3年度においては、阪急東側線(3工区)570m、曾根服部緑地線2,160m及び早期に安全対策が必要と判断した穂積菰江線の新規完成区間を含む三国塚口線以南について、自転車通行空間整備工事を実施した。

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、自転車通行空間整備事業に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	24,000	27,000	76,000
決算額	18,344	33,555	51,729

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	33,556	阪急東側線自転車通行空間整備工事(3工区)他
合計	33,556	

(2) 監査の意見

① 最低制限価格制度の運用について(監査の意見)

阪急東側線自転車通行空間整備工事(3 工区)は指名競争入札(指名者数 14 者)により受注業者を選定しており、入札の状況は次のとおりである。

表 56 阪急東側線自転車通行空間整備工事(3 工区)入札結果の概要

件名		阪急東側線自転車通行空間整備工事(3 工区)	
予定価格		26,995,000 円	
最低制限価格		23,665,000 円	
No.	業者名	入札金額(税抜)	結果
1	光耀建設(株)	26,970,000 円	
2	大路建設(株)	26,500,000 円	
3	副島建設工業(株)	25,083,000 円	落札
4	橋本建設(株)	23,643,000 円	最低制限価格未満失格
5	(株)輝栄建設	23,633,000 円	最低制限価格未満失格
6	(株)豊有	23,622,000 円	最低制限価格未満失格
7	都永建設(株)	23,595,000 円	最低制限価格未満失格

(出所:市提出資料より監査人作成)

(注)応札した 7 者以外の者は入札を辞退。

市では、一般競争入札及び指名競争入札に付す工事請負契約等の予定価格(上位 3 桁まで)を事前公表しており、本入札においても 10 万円未満の数値は事前に公表されておらず、事業者はその前提で入札に参加している。

落札金額は 25,083,000 円(税抜)であったが、最低制限価格未満失格となった 4 者の入札金額を見ると、最も低い入札金額の者でも最低制限価格から 70,000 円低い水準の金額にとどまっている。

本来、最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治法施行令第 167 条の 10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。その制度の運用自体は認められたものであり否定するものではないが、本件の場合、異なる 4 者が最低制限価格に近い金額で応札しており、これらの事業者全てに、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあったとは考えにくい。

市は既に、令和 5 年度の実施に向けて、低入札価格調査制度の導入についての具体的な検討を進めているところであり、今後、契約の内容に適合した履行を確保し

つつ競争性を発揮できるような入札方法となるよう期待する。

VI 上下水道局

1. 配水管増補改良事業(総務課・水道建設課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市強靱化地域計画に関連する事業として、以下の予算科目のうち、水道管路の耐震化に係る施設整備(重要給水施設への配水ルートの耐震化(以下「配水ルートの耐震化」という。)を含む。)を監査の対象としている。

[対象事業]

予算科目	対象事業
(款)資本的支出(項)建設改良費 (目)配水管増補改良事業費 (節)委託料、工事請負費	水道管路の耐震化 (配水ルートの耐震化を含む。)

ア. 水道管路の耐震化

一般的に水道管路は、配水池等の構造物とは異なり、地盤強度の良否に関係なく配置せざるを得ないことから、ある程度以上の規模の地震が発生した場合、被害は免れ得ないが、被害を最小限に抑えるため、水道管路の耐震化を順次進めている。具体的には、耐震性の高い水道管路(GX形・NS形継手管等)の敷設を進めている。

「第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画」においても、配水小ブロック化の推進を含む「水道管路の耐震ネットワークの構築」を取組項目の一つとして掲げている。

関連する将来像	将来像3:災害に強い上下水道を構築します 3-1:施設の耐震化
取組項目	No.3-1-1:水道管路の耐震化
取組内容	地震時の被害を最小化するため、耐震性の高い水道管路(GX形・NS形継手管など)を敷設する。

(出所:第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画より監査人作成)

イ. 配水ルートの耐震化

水道管路を含めた全ての施設の耐震化を図るには多大な時間を要し、財政的にも困難である。このため、水道管路の耐震化と併せて重要給水施設への配水ルートの

耐震化を、「第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画」における取組項目の一つとして掲げている。

関連する将来像	将来像 3: 災害に強い上下水道を構築します 3-1: 施設の耐震化
取組項目	No.3-1-6: 重要給水施設への配水ルート耐震化
取組内容	地震時の被害を最小化するため、重要給水施設のうち、広域避難場所、防災活動拠点、災害医療協力病院及び透析医療機関への配水ルート耐震化を行う。

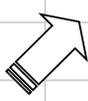
(出所: 第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画より監査人作成)

② 事業実績

ア. 水道管路の耐震化

令和3年度においては、延長12.7kmの管路の耐震化を実施し、このうち、幹線管路の耐震化は延長1.7kmである。上下水道局としては、「老朽管の更新に合わせ、耐震管を敷設し、耐震性の向上」を図るとともに、「地震時の被害を最小化するために重要な幹線管路の耐震化を進めた」と実績を評価している。

なお、第2次とよなか水未来構想実行計画における管理指標・目標・実績・計画は以下のとおりである。

管理指標		目 標		
水道管路耐震適合率(%)		平成29年度 (2017年度)		令和9年度まで (2027年度まで)
【算出方法】 (耐震性管路 ^{注1} 延長/管路総延長)× 100		29.3%		40.3%
実 績		計 画		
令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
33.8% (274.961km/813.575km) ×100	35.2% (287.241km/816.769km) ×100			
・管路の耐震化 (L=12.7km)	→ (L=12.3km)	・管路の耐震化 (L=9.5km)	→ (L=9.8km)	→ (L=9.5km)
上記のうち 幹線管路の耐震化 (L=1.5km)	→ (L=1.4km)	上記のうち 幹線管路の耐震化 (L=1.0km)	→ (L=1.5km)	→ (L=1.0km)

イ. 配水ルートの耐震化

令和3年度においては1ルートの耐震化を行い、全30ルートのうち15ルートの耐震化が完了している。上下水道局としては、「地震時の被害を最小化するために取組内容に掲げる重要給水施設への配水ルートの耐震化を進めた。」と実績を評価している。

なお、第2次とよなか水未来構想実行計画における管理指標・目標・実績・計画は以下のとおりである。

管理指標		目 標		
配水ルート耐震化率(%) 【算出方法】 (耐震化が施された重要給水施設への配水ルート数/重要給水施設への配水ルート総数)×100		平成29年度 (2017年度)		令和9年度 (2027年度)
		33.3%		100.0%
実 績		計 画		
令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
46.7% (14ルート/30ルート) ×100 ・配水ルートの耐震化	50.0% (15ルート/30ルート) ×100 →	・配水ルートの耐震化	→	→

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

ア. 水道管路の耐震化

水道管路の耐震化は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	No26 水道管路耐震適合率			
計画策定時		目 標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
30.8%	H30年度	40.3%	R9年度	35.2%

イ. 配水ルートの耐震化

配水ルートの耐震化は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標		No27 配水ルート耐震化率		
計画策定時		目標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
36.7%	H30年度	100%	R9年度	50%

④ 事業費の推移(ア. 水道管路の耐震化と、イ. 配水ルートの耐震化の二事業合計)

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,315,449	1,943,229	1,806,441
決算額	2,120,549	1,885,134	1,797,433

⑤ 事業費の主な内訳(「④事業費の推移」と同様、二事業合計)

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	1,624,724	配水管増補改良事業による工事
材料費	11,227	材料支給の伴う工事に付随するもの
設計委託費	35,345	水道配水管設計業務委託(6件)
事務費	126,137	上記の事務費
合計	1,797,433	

(2) 監査の結果及び意見

① 工事決議書・支出負担行為決議書に係る事務処理上の不備について (監査の結果)

「令和3年度水道配水管設計業務委託(No1)」の支出負担行為決議書においては、決裁日の記入自体が漏れていた。

また、決議書等の行政文書に鉛筆や消せるボールペンなどを使用することは、文書改ざんの疑念を生じさせることとなるため、市では行わない運用とされているが、工事決議書・支出負担行為決議書の決裁日が鉛筆書きの事案も多見された(全 12 件)。

いずれも事務処理上の基本的なルールであり、今後、適切な事務処理の徹底を図る必要がある。

[対象事案]

- | |
|--|
| 1. 決裁日が空欄の案件
○令和 3 年度水道配水管設計業務委託 (No1) |
| 2. 決裁日が鉛筆書きの案件
○令和 3 年度配水管敷設工事 (No.2 本町 6 丁目地内外) 他 11 件 |

② 契約書への出来高予定額等の記入漏れについて(監査の結果)

債務負担行為に係る契約については、建設工事請負契約書に、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を記載することとされている。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 39 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(出所:建設工事請負契約書より作成)

一方、「令和 2 年度配水管敷設工事 (No.607 千里園 2 丁目地内)」においては、前年度である令和 2 年度中に債務負担行為の議決を経て、令和 3 年 3 月 17 日に契約

締結されているが、契約書上、支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額の記載が漏れたまま契約が締結されている。

契約書の作成業務は契約検査課の所管であり、その後の確認作業は上下水道局総務課が行うこととされているが、双方において確認作業が不十分であったものと言える。今後、契約書の作成及びその内容の確認作業を慎重に行う必要がある。

③ 変更協議書の不備について(監査の意見)

「令和2年度配水管敷設工事(No.602 長興寺南4丁目地内)」において、契約変更を行うにあたり業者から提出される変更協議申請書の日付に記載漏れがあった。

業者から提出される申請書ではあるものの、申請日を明確にするためにも、日付の記入を業者に指導することが適切である。

④ 工程表の保管方法について(監査の意見)

建設工事請負契約書第3条において、契約締結後14日以内に請負代金内訳書及び工程表の提出を求めており、上下水道局においては、請負代金内訳書は独立したファイルに保管し、工程表については原議書に保管することとしているが、このうち工程表について原議書への綴り込みが漏れている事例が散見された(全14件)。

請負代金内訳書及び工程表は受注者から上下水道局水道建設課に提出され、それらの確認作業は上下水道局総務課が行うこととされている。その処理には複数の部署が関連するが、最終的に原議書などへの所定の綴り込みがなされない場合、行政文書として不十分な保管となるおそれがある。

工程表自体は受注者から提出されているものの、今後、原議書など所定の綴り込みがなされるよう事務処理を徹底されたい。

建設工事請負契約書抜粋

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という)及び工程表を作成し、提出しなければならない。

[対象事案]

1. 工程表の原議書への綴り込みが不十分であった案件

○令和3年度配水管敷設工事(No.2 本町6丁目地内外) 他13件

⑤ 変更契約決議に係る公営企業会計システム上の処理の遅延について
(監査の結果)

工事請負契約書第 25 条第 6 項においては、残工期が原則として 2 月以上ある工事を対象として、公共工事設計労務単価の改定(労務単価の改定)がなされた場合、それ以後に受発注者間で適用対象工事であることを確認の上、スライド請求できる「インフレスライド条項」が定められている。

これにより請負契約額に変更が生じる場合には変更契約を締結することとなり、「令和 2 年度配水管敷設工事(No601 宮山町 2 丁目地内外)」においては、令和 3 年 4 月 8 日における受注者からの変更協議申請の提出を受けて、令和 3 年 4 月 20 日に変更支出負担行為決議書を決裁し、令和 3 年 4 月 27 日に変更契約を締結している。

しかし、本件においては、上下水道局総務課で行うべき処理が大幅に遅れ、上下水道局公営企業会計システム(水道事業会計)から出力される帳票である変更契約決議書の決裁日が令和 3 年 7 月 5 日となっており、変更支出負担行為決議書(令和 3 年 4 月 20 日決裁)と不整合を起している。

公営企業会計でありながら一般会計等と同一の財務会計システムを併用せざるを得ない上下水道局特有の問題ではあるが、今後このようなことがないよう改善策を講じる必要がある。

[対象事案]

○令和 2 年度配水管敷設工事(No601 宮山町 2 丁目地内外)

2. 施設整備事業費(総務課・浄水課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市強靱化地域計画に関連する事業として、以下の予算科目のうち、水道施設整備計画に基づく施設整備を監査の対象としている。

[対象事業]

予算科目	対象事業
(款)資本的支出(項)建設改良費	水道施設整備計画に基づく設備工事
(目)施設整備事業費(節)工事請負費	

給水区域を一定の規模で分割する配水ブロック化により、配水本管や配水支管がそれぞれに受け持つ機能が明確になり、日常管理や非常時の対応が容易なものとなり、漏水防止や災害対策の観点から極めて有効な手段である。

豊中市では、昭和 54 年に「豊中市配水ブロック化基本計画」を策定し、配水ブロック化を推進してきたが、既に配水池系統ごとの「大ブロック」については、整備が完了していることから、平成 18 年以降においては、日常的な維持管理を主目的とする「小ブロック」の整備を継続的に推進している。

給水区域を細分する小ブロック化は、配水管理を容易なものとするだけでなく、災害時等に被害を受けた場合の復旧においても迅速な対応が可能となるため、市内全域の小ブロック化(配水小ブロック化率=100%)を目標としている。

「第 2 次とよなか水未来構想」(平成 30 年 2 月策定、計画目標年度:令和 9 年度)に掲げる 6 つの将来像に向かって、取り組む施策や指標ならびに施策を反映した財政計画を示す「第 2 次とよなか水未来構想 令和 3 年度(2021 年度)実行計画」においても、配水小ブロック化の推進を含む「水道管路の耐震ネットワークの構築」を取組項目の一つとして掲げている。

関連する将来像	将来像 3:災害に強い上下水道を構築します 3-1:施設の耐震化
取組項目	No.3-1-5:水道管路の耐震ネットワークの構築
取組内容	災害時の復旧や管網の維持管理を容易にするため、配水小ブロック化を推進するとともに、バックアップ化を図るため、連絡管についても整備を行う。

(出所:第 2 次とよなか水未来構想 令和 3 年度(2021 年度)実行計画より監査人作成)

② 事業実績

令和3年度においては、水道施設整備計画に基づく服部配水ブロック計装設備工事を実施した(38ブロック/44ブロック)。上下水道局は、令和9年度までに市内全域の小ブロック化を完了することを目標としており、令和3年度における進捗率は84.3%である。

なお、第2次とよなか水未来構想実行計画における管理指標・目標・実績・計画は以下のとおりである。

管理指標		目 標		
配水小ブロック化 [※] 率(%)		平成29年度 (2017年度)		令和9年度まで (2027年度まで)
【算出方法】 (配水小ブロック化 [※] 面積/給水区域 面積)×100		71.6%		100.0%
実 績		計 画		
令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
80.3% (29.39km ² /36.6km ²) ×100	84.3% (30.86km ² /36.6km ²) ×100			
・配水小ブロック化 [※] (庄内栄町地区)	→ (服部地区)	・配水小ブロック化 [※] (利倉地区)	→ (上野西地区)	→ (岡町地区)

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

配水小ブロック化は、豊中市強靱化地域計画の次の指標に関連しており、令和3年度の状況は次のとおりである。

指標	No28 配水小ブロック化率			
計画策定時		目 標		令和3年度
数値等	年度	数値等	年度	数値等
75.5%	H30年度	100%	R9年度	84.3%

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	74,000	55,000	51,000
決算額	53,696	45,540	41,800

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	41,800	服部配水ブロック計装設備工事
合計	41,800	

(2) 監査の結果

① 契約決議書の決裁日について(監査の結果)

「令和3年度服部配水ブロック計装設備工事」に係る契約決議書の起票日付が令和3年8月31日となっているにもかかわらず、その決裁日付は「令和3年8月30日」と起票日より前の日付になっており、その記入も鉛筆でなされていた。

市の契約決議書の決裁日はシステム上で自動入力されず、手書きで記入する運用となっているが、市の意思決定過程を明確に示すものであり、慎重に処理されることが求められる。契約決議書の処理は上下水道局総務課の所管であるが、今後、適切な事務処理の徹底を図る必要がある。

3. 管渠築造費及び庄内終末処理場建設費 (下水道建設課・下水道施設課・契約検査課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市強靱化地域計画に関連する事業として、以下の予算科目のうち、老朽化した下水道管路の改築更新及び雨水管等の整備を監査の対象としている。

[対象事業]

予算科目	対象事業
(款)資本的支出(項)建設改良費 (目)管渠築造費 (節)委託料、工事請負費等	老朽化した下水道管路の改築更新、 雨水管等の整備
(款)資本的支出(項)建設改良費 (目)庄内終末処理場建設費 (節)委託料、工事請負費等	

ア. 老朽化した下水道管路の改築更新

豊中市の下水道事業は昭和 26 年度から事業認可を受け翌 27 年度から施設建設を開始しており、施設の多くは社会の高度成長期(昭和 40 年代)に建設されたものであるため、耐用年数を迎えつつある。

下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理していくためには、中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることで、事業費の更なる削減を図ることが重要である。このため、豊中市では、令和元年 11 月に、「豊中市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、カメラ等による管路調査の実施と併せて、下水道管路施設の計画的かつ効率的な管理をめざしている。

また、「第 2 次とよなか水未来構想 令和 3 年度(2021 年度)実行計画」においても、「老朽化した下水道管路の改築更新」を取組項目の一つとして掲げている。

関連する将来像	将来像 2: 快適な暮らしとまちづくりを支えます 2-2: 下水道施設の継続的な維持管理と改築更新
取組項目	No.2-2-1: 老朽化した下水道管路の改築更新

取組内容	下水道管路施設を計画的かつ効率的に管理できるように、カメラ等による管路調査を実施していくとともに、「ストックマネジメント計画」に基づき計画的に改築更新する。
------	--

(出所:第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画より監査人作成)

イ. 雨水管等の整備

豊中市では、5年に一度の大雨(1時間に44.2mm)を想定し、雨水管整備を行ってきたが、さらに、都市化が進んだ地形を考慮しながら、より強い雨にも対処できるように、平成11年からは、10年に一度の大雨(1時間に51.1mm)にも対応できる雨水計画へと見直している。

しかし、市内全体の整備を完成させるためには、莫大な費用と年月がかかることから、浸水被害の解消に向けて雨水管を整備するにあたり、視覚的に確認できる浸水シミュレーションを用いて、現状施設における浸水状況の時間的な変化を事前に把握することにより、効果的・効率的な施設整備を図っている。

また、「第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画」においても、「雨水管等の整備」を取組項目の一つとして掲げている。

関連する将来像	将来像3:災害に強い上下水道を構築します 3-2:浸水対策
取組項目	No.3-2-1:雨水管等の整備
取組内容	10年に1回発生する降雨(計画降雨51.1mm/h)への対応を目指し、新下水道計画に基づき雨水管等の整備を進めるとともに、浸水地域の被害軽減のため、浸水シミュレーションを用いた効果的な対策を行う。

(出所:第2次とよなか水未来構想 令和3年度(2021年度)実行計画より監査人作成)

② 事業実績

ア. 老朽化した下水道管路の改築更新

令和3年度においては、「豊中市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、他工事との調整により未実施となっていた管路を含め、延長1.1kmの改築更新を実施するとともに、令和5年度からの第2期「豊中市下水道ストックマネジメント計画」の対象となる管路のうち延長61.4kmの簡易調査と延長23.4kmの詳細調査を実施した。

なお、第2次とよなか水未来構想実行計画における管理指標・目標・実績・計画は以下のとおりである。

管理指標		目 標		
下水道管路を計画的に改築更新する。		平成30年度(2018年度) ~ 令和9年度(2027年度)		
		実 施		
実 績		計 画		
令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路調査 ・管路の改築更新 (L=0.7km) 	<p>→</p> <p>→</p> <p>(L=1.1km)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路調査 ・管路の改築更新 (L=1.0km) ・ストックマネジメント計画 (第2期)策定 	<p>→</p> <p>→</p> <p>(ストックマネジメント計画 策定時に決定)</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>(ストックマネジメント計画 策定時に決定)</p>

イ. 雨水管等の整備

令和3年度においては、令和2年度に着手した下水道築造工事(新免幹線:本町地内)において、引き続きφ2,000mmのシールド工事を実施するとともに、南桜塚地内、曽根西町地内及び北桜塚地内において、雨水管等を設置した。

なお、第2次とよなか水未来構想実行計画における管理指標・目標・実績・計画は以下のとおりである。

管理指標		目 標		
浸水履歴のある箇所について、必要な浸水対策を実施する。		平成30年度(2018年度) ~ 令和9年度(2027年度)		
		実 施		
実 績		計 画		
令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・雨水パイプ管の設置 (新免幹線:本町地内) ・雨水管等の設置 (調整・設計:南桜塚地内ほか) 	<p>→</p> <p>(新免幹線:本町地内)</p> <p>→</p> <p>(南桜塚地内ほか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水パイプ管の設置 (新免幹線:本町地内) ・雨水管等の設置 (野田町地内ほか) 	<p>→</p> <p>(新免幹線:本町地内)</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>(新免幹線:本町地内)</p> <p>→</p>

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、上記両事業に関連した指標は設定されていないが、定性的な管理を行っており、豊中市強靱化地域計画の進捗状況(令和3年度実績)には、以下のように記載されている。

計画策定時	令和3年度 取組内容・状況	今後の課題や方向性
ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づき、下水道改築工事、庄内下水処理場及び各ポンプ場の耐震補強工事、設備等更新工事を実施しました。 ・下水道施設の第2期ストックマネジメント計画(R5～R9)策定に向けた業務委託を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設を順次改築、更新します。 ・令和4年度に第2期ストックマネジメント計画を策定し、令和5年度以降も計画的な改築更新を進めます。

(出所:豊中市強靱化地域計画の進捗状況(令和3年度実績))

また、豊中市強靱化地域計画において、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み」の一つとして、以下の取組みが示されている。

⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進

- ・地震時の被害を最小化するため、下水道施設の耐震化を進めています。
- ・下水道機能の持続的確保に努めるため、下水道施設の維持管理・更新を進めています。

⑬ 水害予防対策の推進

- ・10年に1回発生する降雨(計画降雨 51.1mm/h)への対応を目ざし、新下水道計画に基づき雨水管等の整備を進めるとともに、浸水地域の被害軽減のため、浸水シミュレーションを用いた効果的な対策を行います。

④ 事業費の推移

ア. 老朽化した下水道管路の改築更新

[下水道建設課管渠築造費と下水道施設課管渠築造費及び庄内終末処理場建設費の合計]

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,518,438	2,745,366	3,210,090
決算額	2,785,626	2,521,095	2,780,046

うち、下水道建設課 管渠築造費 (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,051,500	854,000	1,233,300
決算額	909,636	638,066	952,475

うち、下水道施設課 管渠築造費(ポンプ場) (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	427,992	508,364	971,066
決算額	529,191	493,267	906,340

うち、下水道施設課 庄内終末処理場建設費 (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,038,946	1,383,002	1,005,724
決算額	1,346,798	1,389,760	921,230

イ. 雨水管等の整備

下水道建設課 (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,065,651	127,960	913,800
決算額	996,046	182,366	731,368

⑤ 事業費の主な内訳

ア. 老朽化した下水道管路の改築更新

[下水道建設課管渠築造費と下水道施設課管渠築造費及び庄内終末処理場建設費合計]

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	2,528,203	下水管路の改築更新・庄内終末処理場建設工事・ポンプ場改築工事
委託料	249,319	ストックマネジメント計画策定業務、改築工事実施設計他
補償金	2,523	移設工事補償金
合計	2,780,046	

うち、下水道建設課 管渠築造費

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	773,362	下水管路の改築更新
委託料	176,589	改築工事実施設計他
補償金	2,523	移設工事補償金
合計	952,475	

うち、下水道施設課 管渠築造費(ポンプ場)

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	891,110	ポンプ場改築工事
委託料	15,229	改築工事実施設計他
合計	906,340	

うち、下水道施設課 庄内終末処理場建設費

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	863,730	庄内終末処理場建設工事
委託料	57,500	ストックマネジメント計画策定業務
合計	921,230	

イ. 雨水管等の整備

下水道建設課

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	692,846	下水道築造工事
委託料	11,312	実施設計委託
補償金	27,208	移設工事補償金他
合計	731,368	

(2) 監査の結果及び意見

① 支出負担行為決議書の決裁時期について(監査の結果)

地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為を支出負担行為と呼び、地方自治法上、法令又は予算の定めるところにより行うことと定められている。また、地方公共団体の会計年度は、地方自治法上、毎年4月1日から翌年3月31日と定められていることから、契約締結を含む予算の執行は、年度開始前に行うことができない。

豊中市においては、豊中市財務規則第39条において、主管部課長等の決裁権限を有する者が支出負担行為をするときには、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定(承認)しなければならないとされ、これを支出負担行為決議書にて行っている。また、工事請負費に係る支出負担行為の整理時期を「契約締結のとき」と定めており、債務負担行為や繰越明許費の対象でない限り、支出負担行為決議書は会計年度内に決裁を得ることが想定されているものと言える。

一方、「令和3年度庄内下水処理場消毒設備更新工事」においては、前年度の令和2年度末に開催される建設工事請負業者審査会に、当該契約に係る設計金額や入札公告文(案)を提出する必要があることから、これを含めて、「支出負担行為仮決議書(工事)」(以下「仮決議書」という。)の名称で、令和3年3月23日付けにて決裁を得ている。この場合、支出負担行為の決議が行えるのは、あくまで会計年度開始後になることから、仮決議書の備考欄にも「令和3年度予算が確定するまでの、(仮)支出負担行為決議書(工事)となります。令和3年4月1日以降、新体制での再決議が必要です」と記載している。

しかし、会計年度開始後の令和3年4月1日において、会計システム上での支出負担行為決議書の起票処理はなされているものの、実際の決裁行為はなされないまま入札公告などの契約手続が進められている。

確かに、会計年度開始前の仮決議書において設計金額などの決裁を得ているものの、あくまで支出負担行為は会計年度中に行う必要があることから、今後、会計年度開始後に支出負担行為決議書の決裁を得ることを徹底するとともに、仮決議書の性格を明確に整理されたい。

② 提出書類等への押印廃止の周知について(監査の意見)

国の行政手続における押印原則の見直しに伴い、大阪府でも土木請負工事等に係る提出書類等の押印義務を見直し、令和3年4月から提出書類様式の押印欄を原則として廃止している。

市もこれにならっているが、工事請負契約締結時に受注者から提出される工程表に押印が残っているものがあつた。

押印自体は受注者側が行うものであり、たとえ押印されていたとしても、それをもって提出書類等の適否に影響を与えるものではないが、引き続き、押印の原則廃止の取扱いを事業者に周知することが望まれる。

[対象事案]

○令和3年度下水道改築工事(2工区 庄内幸町3丁目外) 他2件

Ⅶ 消防局

1. 消防指令業務の共同運用(消防指令センター)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市は、平成 27 年 4 月 1 日に池田市と共同で「豊中市・池田市消防指令センター」を開設し、共同での消防指令業務を開始した。また、同時に、豊中市は能勢町と「能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する協定」を締結し、能勢町の消防事務(消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。)を受託したことから、平成 27 年 4 月 1 日以後、豊中市、池田市及び能勢町の 2 市 1 町からの 119 番通報は、同センターに入電する体制となっている。

豊中市と池田市との共同運用により、両市の境界付近で発生した災害への迅速な応援が可能となるほか、スケールメリットを活かした消防体制の強化や、消防資源の効率的な運用による経費の節減が図られている。

また、豊中市・池田市消防指令センターでは、119 救命サポートチームが中心となり、口頭指導プロトコル(119 番通報者に具体的かつ効果的な応急手当の口頭指導を行うための流れをフロー図で示したもの)を充実させることにより、2 市 1 町の救命力の更なる向上を図るとともに、平成 28 年 3 月には、南海トラフ巨大地震を想定した災害情報収集・整理訓練を実施し、通信指令体制の強化に努めている。

② 事業実績

豊中市・池田市消防指令センターの概要は次のとおりである。

表 57 豊中市・池田市消防指令センターの概要

所在地	豊中市東泉丘 4-6-7
組織	第 1 指令管制係 第 2 指令管制係 第 3 指令管制係 情報管理係
職員数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)	消防司令長 4 消防司令 5 消防司令補 6 消防士長 5(うち再任用 4) 消防副士長 1

119 番受信状況 (令和 3 年中の総受信件数)	豊中市 31,508 件 能勢町 791 件
------------------------------	---------------------------

(出所:令和 3(2021)年版消防年報より監査人作成。)

(注)職員数及び 119 番受信状況については池田市分を除く。

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、消防指令業務の共同運用に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	238,095	235,804	235,099
決算額	235,146	235,225	234,255

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 3 年度 決算額	主な内容
需用費	926	事務用消耗品
役務費	16,877	回線使用料
委託料	52,140	消防防災情報システム保守業務委託
使用料及び賃借料	164,312	共同消防指令センター設備賃貸借(リース)
合計	234,255	

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託の未承諾について(監査の結果)

消防防災情報システムは、次表に示す各種装置により構成されており、119 番通報から、消防車両の選別(災害種別に適した車両の中で災害発生場所に近いものを選別)、出場指令及び現場への情報提供を一貫して処理し、火災・救急・救助等の災害対応を円滑にするとともに、消防業務の電算処理化により事務処理の効率化を図っている。

表 58 消防防災情報システム

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

装置等	数量	装置等	数量
指令装置(指令台一式)	4 台	順次指令装置	3 台
指揮台	1 台	音声合成装置	3 台
表示盤(総合情報表示装置)	一式	出動車両運用管理装置	2 台
無線統制台	1 台	システム監視装置	1 台
指令伝送装置	14 台	電源設備	一式
気象情報収集装置	一式	統合型位置情報通知装置	1 台
災害状況等自動案内装置	一式	消防用高所監視施設(高所監視カメラ装置)	一式

(出所:令和 3(2021)年版消防年報より監査人作成)

表 59 消防防災情報システム保守業務委託の概要

契約先	日本電気株式会社
契約金額	52,140,000 円
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none"> ・日本電気株式会社が当該システムを構成する各機器の開発及び製造を行っており、メーカー独自の消防システム専用技術を採用しているため、他のメーカーでは保守管理が困難であること ・当該委託先が 24 時間保守体制をとっており、障害等の発生時にも迅速に対応することが可能であること

(出所:市提出資料より監査人作成)

消防防災情報システム保守業務委託契約書には、以下のとおり再委託についての定めがおかれている。

<p>業務委託契約書(抜粋)</p> <p>(一括再委託等の禁止)</p> <p>第 10 条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p>
--

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(第4項 略)

委託先から消防局に提出された定期点検実施報告書を閲覧したところ、受注者である日本電気株式会社ではない協和テクノロジー株式会社により定期点検が行われていた。消防局によると、協和テクノロジー株式会社は委託先である日本電気株式会社のグループ会社であり、各署における保守作業を担っているとのことであるが、再委託の承諾手続がとられていなかった。

「再委託に関するガイドライン」(豊中市総務部契約検査室平成29年8月改正)に基づいて委託業務を再委託の可否で分類すると、再委託自体を行うことができない「主たる部分」と、市の承諾を得て再委託できる「付随的・補助的な業務」、市の承諾を得ずに再委託できる「軽微な業務」とに分かれるが、消防局によれば、消防防災情報システムのうち指令センターの中核である制御システムに係る保守業務は「主たる業務」として日本電気株式会社が行っているが、各署のパソコン、端末などの保守業務については「付随的・補助的な業務」として協和テクノロジー株式会社が行ったとのことである。

本委託業務にあたっては、消防局は日本電気株式会社との間で再委託の承諾手続をとる必要がある。

再委託に関するガイドライン(抜粋)

4 一括再委託の禁止

(中略)

◇再委託できる部分の考え方

・第三者が行っても差し支えない業務(承諾を得て再委託できるもの)

ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務

イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

(注)下線は原文のままである。

② 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について(監査の意見)

「再委託に関するガイドライン」においては、「業務の履行にあたって、契約の相手方が自ら履行しなければならないものについては、設計図書等に「主たる部分」として、原則、明示することとします。」とされている。したがって、本委託契約においても、仕様

書に「主たる部分」を明示することが必要となると考えられるが、仕様書への明示が行われていなかった。

今後、「再委託に関するガイドライン」の趣旨に則り、仕様書に再委託に係る「主たる部分」を明記することを検討すべきである。

再委託に関するガイドライン(抜粋)

ポイント

契約の相手方として自らが行うべき業務(主たる部分)と第三者が行っても差し支えない業務(承諾を要する業務)、及び容易に遂行できる軽微な業務(承諾を要しない業務)を区分しておく必要があります。

2. 消防庁舎施設管理(消防総務課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

豊中市は防災拠点である消防庁舎(1本部、3署、6出張所、1訓練場)を適切に維持管理することで、災害に強いまちづくりを推進している。

光熱水費の抑制に取り組むなど、各施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した庁舎については計画的な改修を実施している。

② 事業実績

令和3年度においては、北消防署合同庁舎貯湯槽改修緊急工事等を実施した。

また、事業評価シートに設定された指標の令和3年度における状況は次のとおりである。

指標	目標	実績
電気使用量(kWh)	1,000,000	1,194,263
ガス使用量(m ³)	50,000	55,366
水道使用量(m ³)	16,000	15,106

③ 豊中市強靱化地域計画における関連指標

豊中市強靱化地域計画において、消防庁舎施設管理に関連した指標は設定されていない。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	69,399	74,983	71,293
決算額	68,249	74,199	73,307

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	50,009	光熱水費、修繕料
役務費	3,110	回線使用料
委託料	12,842	庁舎総合管理委託
使用料及び賃借料	2,387	電話交換設備(リース)
工事請負費	4,960	北消防署合同庁舎貯湯槽改修
合計	73,307	

(2) 監査の結果

① 施工体制台帳添付書類の不備について(監査の結果)

令和3年度に北消防署合同庁舎貯湯槽改修緊急工事を実施した。

これは、貯湯槽より水漏れが発生していたため、貯湯槽及び付帯ポンプの取替えを行ったものである。

表 60 北消防署合同庁舎貯湯槽改修緊急工事の概要

契約先	オーディーエー株式会社
契約金額	4,959,900 円
契約期間	令和3年11月15日から令和4年3月15日

(出所:市提出資料より監査人作成)

建設業法第24条の8第1項、建設業法施行規則第14条の2及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により、公共工事において、元請負人がその工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、元請負人及び第一次下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない旨が定められている。

建設工事請負契約書【緊急工事】でも下記のとおり、受注者に施工体制台帳の提出を義務づけている。

建設工事請負契約書【緊急工事】(抜粋)

(下請負人の社会保険の加入義務)

第7条の2 (略)

2 受注者は、下請負人について前項各号に掲げる届出を確認するとともに、建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳を、下請契約締結後遅滞なく発注者に提出しなければならない。

本工事において受注者は、配管工事及び防露断熱工事を下請負人4社に請け負わせており、施工体制台帳が提出されている。

施工体制台帳の作成にあたっては、建設業法及び建設業法施行規則への準拠が確保されるよう、国土交通省が作成例を掲示しており、また、「施工体制台帳等のチェックリスト」も公表している。それらによると、施工体制台帳には、建設業法施行規則第14条の2第2項に定める添付書類として2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しを添付する必要がある。

受注者から市に提出された施工体制台帳を閲覧し「施工体制台帳等のチェックリスト」と照合したところ、下請負人4社のすべてについて、請負契約書でなく注文書及び注文請書が添付されていたが、注文書及び注文請書が請負契約書に代替できる場合については、以下の通達が当時の建設省から発出されている。

建設省経建発第132号

平成12年6月29日

各都道府県主管部局長あて
建設省建設経済局建設業課長

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法(以下「法」という。)第19条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請負契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第19条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

1. 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。

(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2. (以下省略)

本件においては、当事者間で締結された基本契約書が添付されていないため、上記通達の 1(1)(2)のいずれに該当するか不明である。そこで、それぞれについて、建設業法第 19 条の 1 に反しないための要件を満たしているか検討した。

まず、受注者と下請負人が、通達 1(1)に従い当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換によっているとした場合、「③注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項につ

いては基本契約書の定めによるべきことが明記されていること」が必要となるが、注文書及び注文請書にはその旨の記載はなかった。

次に、受注者と下請負人が、通達1(2)に従い注文書及び請書の交換のみによっているとした場合、「①注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること」が必要となるが、基本契約約款の添付も印刷もなされていなかった。

いずれの場合においても、受注者と下請負人との間の注文書及び注文請書は、建設業法19条の1が求める要件を満たしていないことから、今後、国土交通省の「施工体制台帳等のチェックリスト」なども活用し、受注者からの施工体制台帳が建設業法等の求める内容であることを確かめる必要がある。

② 建設工事請負契約における承諾書の日付について(監査の結果)

令和3年度に実施した北消防署合同庁舎貯湯槽改修緊急工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約により行われた。北消防署合同庁舎貯湯槽は、救急隊員・消防隊員をはじめ24時間交代勤務する職員の入浴・シャワーのための設備である。

これは、令和3年9月24日に貯湯槽の経年劣化による水漏れが発生したところ、その時点では使用できない程ではないと判断し、令和4年度予算で改修工事を行う予定としたが11月10日になって再度水漏れが発見されたことで、緊急工事としての対応をとることとしたものである。

当時、新型コロナウイルス感染症拡大のもと、救急隊員の感染症対策の重要性が増している中で、その一環として入浴・シャワーを適時に行うことが必須であり、貯湯槽はそのための設備であることから、いつ故障するか危惧されるような状態を放置できないという判断であり、緊急性があるものと判断している。これを受けて、通常の工事契約であれば入札公告、入札及び開札といった手続を要し、少なくとも1ヶ月程度は契約手続に時間を要することから、緊急性があるとして随意契約により契約を締結している。

地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1～4 (略)

5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

6～9 (略)

市作成の「緊急工事随意契約(5号)手続きフロー」によると、市は契約書の締結に先立って受注者に対し緊急対応の指示を文書により行い、受注者は指示書の受理及び承諾書の作成・提出を行うこととされているが、受注者から提出された承諾書を閲覧したところ、建設工事請負契約書【緊急工事】の約款に基づき履行すること、契約金額は市において積算した金額とすること、契約金額が確定した後に建設工事請負契約書【緊急工事】にて契約を締結すること等が記載されていたが、日付が記入されていなかった。

当該承諾書は、正式な契約書を取り交わすまでの間、市と受注者の実質的な契約関係を規定する重要な書類である。市は受注者に対し令和3年11月15日付で緊急工事指示書を交付しており、同日以後の日付を明記した承諾書を徴収することが必要であったものである。

緊急工事の事務手続は頻繁に行うものではないが、適切に事務処理を行うことが必要である。